

平成 23 年 12 月 2 日 (金)
消費者委員会ヒアリング用資料

消費者基本計画施策番号 43 関連について

調査対象法律一覧¹ ()

	(頁)
1 物価統制令 (昭和 21 年勅令第 118 号)	1
2 食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号)	2
3 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (JAS 法) (昭和 25 年法律第 175 号)	7
4 宅地建物取引業法 (昭和 27 年法律第 176 号)	10
5 旅行業法 (昭和 27 年法律第 239 号)	14
6 割賦販売法 (昭和 36 年法律第 159 号)	15
7 家庭用品品質表示法 (昭和 37 年法律第 104 号)	17
8 不当景品類及び不当表示防止法 (景品表示法) (昭和 37 年法律第 134 号)	19
9 消費生活用製品安全法 (昭和 48 年法律第 31 号)	21
10 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律 (昭和 48 年法律第 48 号)	23
11 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 (昭和 48 年法律第 112 号)	24
12 国民生活安定緊急措置法 (昭和 48 年法律第 121 号)	25
13 特定商取引に関する法律 (昭和 51 年法律第 121 号)	26
14 貸金業法 (昭和 58 年法律第 32 号)	29
15 特定商品等の預託等取引契約に関する法律 (預託法) (昭和 61 年法律第 62 号)	31
16 住宅の品質確保の促進等に関する法律 (住宅品質確保法) (平成 11 年法律第 81 号)	33
17 消費者契約法 (平成 12 年法律第 61 号)	34
18 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 (平成 14 年法律第 26 号)	36
19 健康増進法 (平成 14 年法律第 103 号)	38
20 個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号)	40
21 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 (米トレサビリティ法) (平成 21 年法律第 26 号)	43
22 消費者安全法 (平成 21 年法律第 50 号)	45
23 軌道法 (大正 12 年法律第 76 号)	47
24 無尽業法 (昭和 6 年法律第 42 号)	49
25 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 (昭和 18 年法律第 43 号)	50
26 金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 23 号)	52
27 農業協同組合法 (昭和 22 年法律第 132 号)	55
28 公認会計士法 (昭和 23 年法律第 103 号)	56
29 水産業協同組合法 (昭和 23 年法律第 242 号)	58
30 中小企業等協同組合法 (昭和 24 年法律第 181 号)	59
31 協同組合による金融事業に関する法律 (昭和 24 年法律第 183 号)	65
32 海上運送法 (昭和 24 年法律第 187 号)	67
33 放送法 (昭和 25 年法律第 132 号)	69

34	司法書士法(昭和25年法律第197号)	71
35	土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)	73
36	商品先物取引法(昭和25年法律第239号)	75
37	行政書士法(昭和26年法律第4号)	78
38	道路運送法(昭和26年法律第183号)	79
39	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)	82
40	税理士法(昭和26年法律第237号)	84
41	信用金庫法(昭和26年法律第238号)	85
42	内航海運業法(昭和27年法律第151号)	87
43	長期信用銀行法(昭和27年法律第187号)	88
44	航空法(昭和27年法律第231号)	90
45	労働金庫法(昭和28年法律第227号)	92
46	倉庫業法(昭和31年法律第121号)	94
47	国民年金法(昭和34年法律第141号)	96
48	社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)	97
49	積立式宅地建物販売業法(昭和46年法律第111号)	99
50	銀行法(昭和56年法律第59号)	102
51	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)	104
52	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)	106
53	貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)	108
54	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)	110
55	商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成3年法律第66号)	112
56	不動産特定共同事業法(平成6年法律第77号)	114
57	保険業法(平成7年法律第105号)	117
58	資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)	119
59	弁理士法(平成12年法律第49号)	121
60	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)	123
61	農林中央金庫法(平成13年法律第93号)	125
62	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)	126
63	信託業法(平成16年法律第154号)	127
64	株式会社商工組合中央金庫が行う株式会社商工組合中央金庫法(平成19年法律第74号)	129
65	電子記録債権法(平成19年法律第102号)	131
66	資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)	133

ⁱ () 本施策は、以下のいずれかに当てはまる法律を対象としている。

消費者庁所管法令(共管法を含む)のうち、執行規定(作為不作為を命じる行政処分に係る規定)を有するもの(1~22)

特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第26条第1項第8号の規定により訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に該当するものについて同法を適用しないものとされた法律(4~6、14、23~66)

凡例

法執行の実績に記載している件数については、以下のとおり。

消費者庁が所管・共管している法律（1番～22番）については、執行に係る根拠規定を消費者庁と共管しているか否かを問わず、法執行の件数等を記載。

消費者庁が所管・共管していない「特定商取引法の適用除外とされた法律」（23番以降）については、「特定商取引法の適用除外の対象となる販売・役務の提供」に該当する販売・役務の提供に関し、特定商取引法の違反類型（下記参照）に対して行った法執行の件数。

〔特定商取引法の違反類型〕

訪問販売、通信販売、電話勧誘販売における以下の義務規定や禁止規定に対する違反

- ・ 氏名等の明示義務（第3条、第16条）
- ・ 再勧誘の禁止（第3条の2、第17条）
- ・ 書面交付義務（第4条、第5条、第18条、第19条）
- ・ 不実告知の禁止（第6条、第21条）
- ・ 広告の表示義務（第11条）
- ・ 誇大広告の禁止（第12条）
- ・ 申込みの承諾等の通知義務（第13条、20条）
- ・ 承諾していない者に対する電子メール広告の提供の禁止（第12条の3、12条の4）

情報・相談の受付件数については、調査対象の法律ごとに件数を集計していない場合、「 」を記載

【法律名】 物価統制令

【府省庁名】 消費者庁

法執行の現状

制度の概要	1 制度の概要 ・物価が著しく高騰または高騰するおそれがある場合で、他の措置によっては価格等の安定を確保することが困難と認められるときの措置を定めている ・具体的には、統制額の指定や、統制額を超える契約、不当高価契約、暴利行為の禁止、原価計算の指示などが定められている。
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	・統制額によらない契約等の許可等（第3条、第8条の2）、統制額の指定（第4条）、価格表示に関する必要事項の命令（第15条）、価格等を届け出ることの命令（第17条）、原価計算命令（第18条）、割増額の付加（第20条第1項）、報告徴収・臨検（第30条）について、価格等に対する給付に関する省庁と、割増額に関する命令、国庫納付（第20条第2項、第21条）を主務大臣と共管。 ・一定の場合において、統制額によらない契約等の許可等を地方公共団体へ委任。（第31条）
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	実績なし。
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	
法執行実績の公表・広報状況	

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の受付件数	・情報・相談を受け付ける体制 有 ・直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の受付件数 -（法律ごとの件数を特段集計していない）
---	---

【法律名】 食品衛生法

【府省庁名】 厚生労働省・消費者庁

法執行の現状

制度の概要	<p>(目的)</p> <p>食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ること(第1条)</p> <p>(国、都道府県等の責務)</p> <p>正しい知識の普及、情報の収集・整理・分析・提供、食品衛生関係施策の総合的・迅速な実施のための相互の連携等(第2条)</p> <p>(食品等事業者の責務)</p> <p>安全性の確保に関する知識の習得、食品衛生上の危害の原因となった食品の廃棄、記録の保存等(第3条)</p> <p>(主な規制等)</p> <ul style="list-style-type: none">・有毒、有害食品等の販売等の禁止(第6条)・新開発食品の販売禁止(第7条)・包括的輸入禁止措置(第8条)・指定外添加物の使用等の禁止(第10条)・食品、添加物、器具、容器包装の規格基準の設定(第11条)・表示基準の策定(第19条)・虚偽・誇大な表示・広告の禁止(第20条)・おもちゃ等についての準用(第62条)・違反者の名称等の公表(第63条)・国民の意見の聴取、施策の実施状況の公表(第64条及び第65条) <p>(主な改正)</p> <ul style="list-style-type: none">・表示部分を消費者庁へ移管(平成21年)
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<p>【厚生労働省】</p> <p>国(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none">・指定外添加物の使用等の禁止(第10条)・食品、添加物、器具、容器包装の規格基準の設定(第11条)・監視指導指針の策定(第22条)・輸入食品等監視指導計画の策定(第23条)・違反者の名称等の公表(第63条)・国民の意見の聴取、施策の実施状況の公表(第64条及び第65条) <p>国(検疫所)</p> <ul style="list-style-type: none">・輸入食品の届出(第27条)

	<p>国（地方厚生局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合衛生管理製造過程の承認（第13条） ・登録検査機関の登録（第33条） ・食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設の登録（第49条） <p>都道府県、保健所設置市及び特別区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生監視指導計画の策定（第24条） ・報告徴収、検査、収去（第28条） ・監視指導の実施（第30条） ・都道府県による施設基準の制定（第51条） ・営業の許可（第52条） ・廃棄命令、処置命令（第54条） ・営業許可の取消し、営業の禁停止（第55条） ・保健所長による食中毒の調査及び報告（第58条） <p>【消費者庁】</p> <p>国（消費者庁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示基準の制定（第19条） ・監視指導指針の策定（第22条） ・報告徴収、検査、収去（第28条） ・表示・広告に係る監視指導の実施（第30条） ・虚偽・誇大な表示・広告に対する廃棄命令、処置命令（第54条） <p>都道府県、保健所設置市及び特別区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生監視指導計画の策定（第24条） ・報告徴収、検査、収去（第28条） ・監視指導の実施（第30条） ・虚偽・誇大な表示・広告に対する廃棄命令、処置命令（第54条） ・営業許可の取消し、営業の禁停止（第55条） 																								
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査命令（第26条） <table border="0"> <tr> <td></td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> </tr> <tr> <td>95,490件</td> <td>110,308件</td> <td>118,721件</td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング検査（第28条） <table border="0"> <tr> <td></td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> </tr> <tr> <td>83,951件</td> <td>87,103件</td> <td>88,788件</td> <td></td> </tr> </table> <p>都道府県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収去（第28条） <table border="0"> <tr> <td></td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> </tr> <tr> <td>153,975件</td> <td>150,041件</td> <td>146,267件</td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・営業許可施設数（第52条） 		20年度	21年度	22年度	95,490件	110,308件	118,721件			20年度	21年度	22年度	83,951件	87,103件	88,788件			20年度	21年度	22年度	153,975件	150,041件	146,267件	
	20年度	21年度	22年度																						
95,490件	110,308件	118,721件																							
	20年度	21年度	22年度																						
83,951件	87,103件	88,788件																							
	20年度	21年度	22年度																						
153,975件	150,041件	146,267件																							

20年度	21年度	22年度
新規：270,458件	新規：264,503件	新規：259,023件
継続：296,556件	継続：277,595件	継続：289,882件
営業施設総数：2,581,898件	営業施設総数：2,563,113件	営業施設総数：2,501,960件

ただし、22年度は宮城県及び福島県の一部地域を除く。

・物品廃棄命令（第54条）

20年度	21年度	22年度
52件	53件	36件

ただし、22年度は宮城県及び福島県の一部地域を除く。

・営業禁止命令（第55条）

20年度	21年度	22年度
190件	239件	147件

ただし、22年度は宮城県及び福島県の一部地域を除く。

・営業停止命令（第55条）

20年度	21年度	22年度
624件	733件	586件

ただし、22年度は宮城県及び福島県の一部地域を除く。

・改善命令（第56条）

20年度	21年度	22年度
56件	67件	54件

ただし、22年度は宮城県及び福島県の一部地域を除く。

・食中毒事案の報告件数（第58条）

20年	21年	22年
1,369件	1,048件	1,254件

【消費者庁】

消費者庁

・収去（第28条）

20年度	21年度	22年度
-	0件	0件

・廃棄命令、処置命令（第54条）

20年度	21年度	22年度
-	0件	0件

都道府県等

・収去（第28条）

20年度	21年度	22年度
-	26,852件	23,805件

・物品廃棄命令（第54条）

20年度	21年度	22年度
-	0件	0件

・営業許可取消命令（第55条）

20年度	21年度	22年度
------	------	------

	<p style="text-align: center;">- 0 件 0 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業禁止命令（第 55 条） <li style="padding-left: 20px;">2 0 年度 2 1 年度 2 2 年度 <li style="padding-left: 40px;">- 5 件 2 件 ・ 営業停止命令（第 55 条） <li style="padding-left: 20px;">2 0 年度 2 1 年度 2 2 年度 <li style="padding-left: 40px;">- 6 件 1 件
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>	<p>食品安全委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品安全基本法（平成15年法律第48号）に基づき、食品安全行政においては、食品安全委員会がリスク評価を実施し、当該評価結果等に基づき、厚生労働省及び農林水産省等がリスク管理を実施する。 ・ 食品安全委員会は、食品の安全性に関する施策の決定に当たって科学的な評価を行い、それに基づき、関係大臣に対し勧告を実施する。 <p>農林水産省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産省はその所掌事務として「農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関すること（食品衛生に関すること及び環境省の所掌に係る農薬の安全性の確保に関するものを除く。）」を実施することとされており、この観点から、厚生労働省とともに食品安全に関するリスク管理を担っている。 ・ 食品衛生法第12条に基づき、農薬等の成分である物質の量の限度を定めるときその他必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、農薬等の成分に関する資料の提供その他必要な協力を求めることができる。 <p>都道府県等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県等は、地域の実情を踏まえ、都道府県等食品衛生監視指導計画に基づき、国内流通食品等の検査、食品等事業者の監視指導等を実施する。 ・ 都道府県知事等は、大規模な食中毒が発生した場合には、直ちに厚生労働大臣に報告しなければならず、これを受け、厚生労働省及び都道府県等において、連携の上、事案の解決を図ることとしている。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスクコミュニケーション 消費者庁、食品安全委員会、農林水産省及び厚生労働省が連携を図っており、他府省が企画する意見交換会にも参加している。 ・ 食品表示連絡会議 消費者庁、警察庁及び農林水産省（オブザーバーとして厚生労働省）が、不適切な食品表示に関する監視を強化するために設置。 ・ 食品表示監視協議会 関係する都道府県の機関と国の出先機関との間に設置。不適正な食品表示に関する情報共有、意見交換、迅速な処分等の必要な対応をとる。
<p>法執行実績の公表・広報状況</p>	<p>厚生労働省 公表・広報頻度</p>

<p>公表・広報頻度 公表・広報手段</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入食品の違反があった場合及び新たに検査命令とする場合には随時公表 公表・広報手段 ・上記についてはホームページに掲載するとともに、新たに検査命令とする場合はプレスリリースを配布 http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html <p>消費者庁</p> <p>公表・広報頻度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の処分が行なわれた場合は内容を随時公表。 <p>公表・広報手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別処分についてはプレスリリースを配布し、以下のアドレスに随時掲載 http://www.caa.go.jp/foods/index.html
----------------------------	---

【参考】

<p>情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報・相談を受け付ける体制有 ・直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数 <ul style="list-style-type: none"> - (法律ごとの件数を特段集計していない)
--	--

【法律名】農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

【府省庁名】農林水産省・消費者庁

法執行の現状

制度の概要	<p>1. 制度の概要</p> <p>(目的)</p> <p>適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによって、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによって一般消費者の選択に資し、もって農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護に寄与すること(第1条)</p> <p>JAS規格(日本農林規格)</p> <ul style="list-style-type: none">・農林水産大臣は、農林物資の種類を指定して日本農林規格を制定する。(第7条)・農林水産大臣は、JASマークを付することができる農林物資の製造業者等の認定を行う「登録認定機関」の認定を行う。(第17条の2)・農林物資の製造業者等は、登録認定機関からあらかじめ認定を受けて、JASマークを付することができる。(第14条等)・農林物資の製造業者が認定に基づかずにJASマークを付することはできず、違反者には罰則が科される。(第18条等) <p>品質表示基準</p> <ul style="list-style-type: none">・内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品の品質に関する表示の基準を定め、基準に沿った表示を義務付ける。(第19条の13)・内閣総理大臣又は農林水産大臣は、品質表示基準に従わない事業者に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示を行うことができる。また、内閣総理大臣は、当該指示に従わない場合に、指示に係る措置を取るよう命令を行うことができ、当該措置命令に従わない場合には、罰則が科される。(第19条の14等) <p>2. 品質表示基準の主な改正概要</p> <p>昭和45年改正</p> <ul style="list-style-type: none">・品質表示基準の導入 <p>平成11年改正</p> <ul style="list-style-type: none">・政令指定された品目に限っていた品質表示基準について、ほぼすべての食品に拡大(JAS法第19条の13第1項、第2項) <p>平成21年改正</p> <ul style="list-style-type: none">・品質表示基準について、消費者庁へ移管(第19条の13等)
-------	---

<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>・ J A S法の品質表示基準に関する立入検査及び改善指示、措置命令等については、原則として、 県域業者（1つの都道府県の区域内のみに事業所等を有する事業者）に関しては、都道府県が、 広域業者（複数の都道府県に事業所等を有する事業者）に関しては、国が実施する（施行令第12条）。</p>																																																						
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<p>指示（法第19条の14第1項）</p> <table border="0"> <tr> <td>農林水産省</td> <td>平成20年度</td> <td>41件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成21年度</td> <td>31件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成22年度</td> <td>24件</td> </tr> <tr> <td>消費者庁</td> <td>平成20年度</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成21年度</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成22年度</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>平成20年度</td> <td>77件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成21年度</td> <td>60件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成22年度</td> <td>46件</td> </tr> </table> <p>命令（法第19条の14第4項）</p> <table border="0"> <tr> <td>農林水産省</td> <td>平成20年度</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成21年度</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成22年度</td> <td>-（権限なし）</td> </tr> <tr> <td>消費者庁</td> <td>平成20年度</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成21年度</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成22年度</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>平成20年度</td> <td>-件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成21年度</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成22年度</td> <td>1件</td> </tr> </table>	農林水産省	平成20年度	41件		平成21年度	31件		平成22年度	24件	消費者庁	平成20年度	-		平成21年度	0件		平成22年度	1件	都道府県	平成20年度	77件		平成21年度	60件		平成22年度	46件	農林水産省	平成20年度	2件		平成21年度	1件		平成22年度	-（権限なし）	消費者庁	平成20年度	-		平成21年度	0件		平成22年度	0件	都道府県	平成20年度	-件		平成21年度	0件		平成22年度	1件
農林水産省	平成20年度	41件																																																					
	平成21年度	31件																																																					
	平成22年度	24件																																																					
消費者庁	平成20年度	-																																																					
	平成21年度	0件																																																					
	平成22年度	1件																																																					
都道府県	平成20年度	77件																																																					
	平成21年度	60件																																																					
	平成22年度	46件																																																					
農林水産省	平成20年度	2件																																																					
	平成21年度	1件																																																					
	平成22年度	-（権限なし）																																																					
消費者庁	平成20年度	-																																																					
	平成21年度	0件																																																					
	平成22年度	0件																																																					
都道府県	平成20年度	-件																																																					
	平成21年度	0件																																																					
	平成22年度	1件																																																					
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>	<p>共通パンフレット等による普及活動 消費者庁及び農林水産省が合同でパンフレットを作成・普及 農林水産省と警察庁との連携 食品表示偽装対策に関する連携強化の申合せ、意見交換会の実施や個別事案の情報共有 食品表示連絡会議 消費者庁、警察庁及び農林水産省（オブザーバーとして厚生労働省）が、不適切な食品表示に関する監視を強化するために設置 食品表示監視協議会 国の出先機関と関係する都道府県の機関との連携強化</p>																																																						
<p>法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度</p>	<p>・ 個別に指示を行った場合に内容を随時公表</p>																																																						

公表・広報手段	<ul style="list-style-type: none"> ・個別指示についてはプレスリリースを配布 ・以下のアドレスにも随時掲載 <p>http://www.caa.go.jp/foods/index.html</p> <p>http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html</p>
---------	--

【参考】

<p>情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報・相談を受け付ける体制 有 ・直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数 消費者庁 : - (法律ごとの件数を特段集計していない) 農林水産省 : 26千件(20年度)、27千件(21年度)、25千件(22年度)
--	--

【法律名】 宅地建物取引業法

【府省庁名】国土交通省、消費者庁

法執行の現状

制度の概要	<p>1. 法律の目的</p> <ul style="list-style-type: none">・宅地建物取引業者について免許制度を実施し、その事業に対して必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営と宅地建物の取引の公正を確保するとともに、宅地建物取引業の健全な発達を促進し、購入者等の利益の保護と宅地建物の流通の円滑化とを図ることを目的としている。（第1条） <p>2. 免許権者等</p> <p>免許</p> <ul style="list-style-type: none">・二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する宅地建物取引業者については国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置する宅地建物取引業者については都道府県知事の免許が必要。（第3条）・免許の有効期間は5年であり、有効期間満了後も引き続き宅地建物取引業を営む場合は免許の更新が必要。・なお、都道府県知事が行う事務は自治事務である。 宅地建物取引業者数：125,832業者（平成22年度末） うち 国土交通大臣免許業者： 2,124業者 都道府県知事免許業者：123,708業者 宅地建物取引業者の従業者数：約52万人 <p>宅地建物取引主任者の資格試験、登録等</p> <ul style="list-style-type: none">・宅地建物取引業者がその事務所ごとに一定数以上設置しなければならない「宅地建物取引主任者」に関し、都道府県知事は、その資格試験の実施、主任者の登録、主任者証の交付の事務を行っている。（第16条、18条、22条の2）・取引主任者証の有効期間は5年であり、有効期間満了後は更新が必要。 宅地建物取引主任者登録者数：888,097人（平成22年度末） <p>国土交通大臣のその他の関与</p> <ul style="list-style-type: none">・国土交通大臣は、免許・監督の他、宅地建物取引業者の業務に関して購入者等の利益の保護と宅地建物の流通の円滑化を図る観点から設けられている関係機関（指定流通機構、指定保証機関、指定保管機関、宅地建物取引業保証協会等）の指定等を行う。 <p>3. 業務に関する主な規制</p> <ul style="list-style-type: none">・行政上の義務に関する規定のほか、取引条件や契約内容の適正化を図るための私法上の効力に関する規定（民法の特例）を定めている。 <p>< 行政上の義務に関する規定 ></p> <ul style="list-style-type: none">・事務所等における専任の取引主任者の設置（第15条）・営業保証金の供託（第25条）・契約締結前における重要事項の説明（第35条）
-------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・契約に係る書面の交付（第37条） ・広告規制（誇大広告等の禁止（第32条）、広告開始時期の制限（第33条）） ・その他禁止事項（重要事項不告知等の禁止（第47条）等） 等 <p><私法上の効力に関する規定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・瑕疵担保責任に係る特約の制限（第40条） ・手付金等の制限（第39条） ・クーリング・オフ（第37条の2） ・報酬額の制限等（第46条） 等 <p>4．監督措置、罰則</p> <p>下記の場合に国土交通大臣又は都道府県知事が行政上の処分を行うほか、法律の規定に違反した者等に対する罰則規定が定められている。</p> <p><指示処分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務に関し取引の関係者に損害を与えたとき、又はそのおそれが大であるとき ・業務に関し取引の公正を害する行為をしたとき、又はそのおそれが大であるとき。 ・法律の規定に違反したとき 等 <p><業務停止処分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律の規定に違反したとき ・指示に従わないとき ・処分の内容に違反したとき ・不正又は著しく不当な行為をしたとき 等 <p><免許取消処分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・免許の欠格要件に該当することとなったとき ・不正の手段で免許を取得したとき ・法律の規定に違反し、その情状が特に重いとき 等 <p>5．主な改正経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法の制定（知事の登録制）（昭和27年） ・事務所への専任の取引主任者の設置、営業保証金の供託の義務付け（昭和32年） ・登録制から免許制への変更（昭和39年） ・重要事項説明、契約書面交付の義務化（昭和42年） ・瑕疵担保責任の特約の制限等の契約内容の適正化、手付金保全措置の義務化（昭和46年） ・取引主任者制度の整備、媒介契約の内容の書面交付義務化、クーリング・オフ制度の創設（昭和55年） ・専属専任媒介契約に関する規制（昭和63年） ・媒介契約制度の改正、指定流通機構の整備（平成7年） <p style="text-align: right;">他</p>
--	---

<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>国土交通大臣の下記の権限を地方整備局長及び北海道開発局長に委任している。(第78条の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地建物取引業の免許(第3条) ・指示処分・業務停止処分(第65条) ・免許の取消し(第66条) ・指示処分・業務停止処分をしようとする場合の聴聞(第69条) ・指導、助言及び勧告(第71条) ・報告の聴取及び立入検査(第72条) 等 <p>一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置する宅地建物取引業者については、当該都道府県の知事が上記の事務を行う。(自治事務)</p>																														
<p>直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の法執行の実績(処分、取締、勧告等((あれば)行政指導)の件数</p>	<p>【平成20年度】</p> <table border="0"> <tr> <td>立入検査(法第72条)</td> <td>1,650箇所</td> </tr> <tr> <td>指導、助言及び勧告(法第71条)</td> <td>1,201件</td> </tr> <tr> <td>指示処分(法第65条第1項、第3項)</td> <td>120件</td> </tr> <tr> <td>業務停止処分(法第65条第2項、第4項)</td> <td>86件</td> </tr> <tr> <td>免許取消処分(法第66条、第25条第7項、法第67条)</td> <td>176件</td> </tr> </table> <p>【平成21年度】</p> <table border="0"> <tr> <td>立入検査(法第72条)</td> <td>1,800箇所</td> </tr> <tr> <td>指導、助言及び勧告(法第71条)</td> <td>1,034件</td> </tr> <tr> <td>指示処分(法第65条第1項、第3項)</td> <td>104件</td> </tr> <tr> <td>業務停止処分(法第65条第2項、第4項)</td> <td>64件</td> </tr> <tr> <td>免許取消処分(法第66条、第25条第7項、法第67条)</td> <td>212件</td> </tr> </table> <p>【平成22年度】</p> <table border="0"> <tr> <td>立入検査(法第72条)</td> <td>1,919箇所</td> </tr> <tr> <td>指導、助言及び勧告(法第71条)</td> <td>1,048件</td> </tr> <tr> <td>指示処分(法第65条第1項、第3項)</td> <td>79件</td> </tr> <tr> <td>業務停止処分(法第65条第2項、第4項)</td> <td>67件</td> </tr> <tr> <td>免許取消処分(法第66条、第25条第7項、法第67条)</td> <td>228件</td> </tr> </table> <p>1) 上記件数は、国土交通省及び都道府県が行った監督処分等の合計。 2) 立入検査については、毎年11月に実施している全国一斉調査における実績。 (業者数ではなく、調査した事務所及び分譲地の箇所数として計上。)</p>	立入検査(法第72条)	1,650箇所	指導、助言及び勧告(法第71条)	1,201件	指示処分(法第65条第1項、第3項)	120件	業務停止処分(法第65条第2項、第4項)	86件	免許取消処分(法第66条、第25条第7項、法第67条)	176件	立入検査(法第72条)	1,800箇所	指導、助言及び勧告(法第71条)	1,034件	指示処分(法第65条第1項、第3項)	104件	業務停止処分(法第65条第2項、第4項)	64件	免許取消処分(法第66条、第25条第7項、法第67条)	212件	立入検査(法第72条)	1,919箇所	指導、助言及び勧告(法第71条)	1,048件	指示処分(法第65条第1項、第3項)	79件	業務停止処分(法第65条第2項、第4項)	67件	免許取消処分(法第66条、第25条第7項、法第67条)	228件
立入検査(法第72条)	1,650箇所																														
指導、助言及び勧告(法第71条)	1,201件																														
指示処分(法第65条第1項、第3項)	120件																														
業務停止処分(法第65条第2項、第4項)	86件																														
免許取消処分(法第66条、第25条第7項、法第67条)	176件																														
立入検査(法第72条)	1,800箇所																														
指導、助言及び勧告(法第71条)	1,034件																														
指示処分(法第65条第1項、第3項)	104件																														
業務停止処分(法第65条第2項、第4項)	64件																														
免許取消処分(法第66条、第25条第7項、法第67条)	212件																														
立入検査(法第72条)	1,919箇所																														
指導、助言及び勧告(法第71条)	1,048件																														
指示処分(法第65条第1項、第3項)	79件																														
業務停止処分(法第65条第2項、第4項)	67件																														
免許取消処分(法第66条、第25条第7項、法第67条)	228件																														
<p>法執行における、関係行政機関(関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等)との連携の実態</p>	<p>国土交通大臣が、重要事項の説明等の規定に違反し行政処分を行う際(宅地建物取引業者の相手方が消費者の場合に限る)には、あらかじめ、消費者庁に協議を実施。</p>																														

<p>法執行実績の 公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段</p>	<p>宅地建物取引業者数及び監督処分等の件数については、毎年、1回、ホームページで公表。 業務停止命令や免許取消処分等を行った場合、公告（主務大臣は官報に、都道府県知事は各公報）する。</p>
---	--

【参考】

<p>情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数</p>	<p>体制の有無：有 受付件数 平成20年度： - 平成21年度： - 平成22年度： -</p>
--	---

【法律名】 旅行業法

【府省庁名】 観光庁、消費者庁

法執行の現状

制度の概要	旅行業法は、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図るため、旅行業等を営む者についての登録制度、旅行業者の取引条件の説明や書面の交付に係る義務等の個別取引の行為規制、旅行業協会の業務等について規定している。
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	第二種旅行業、第三種旅行業及び旅行業者代理業に係る権限については、観光庁長官から主たる営業所を管轄する都道府県知事に委任されている。
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	平成20年度 立入検査92件 業務改善命令1件 業務停止1件 平成21年度 立入検査86件 行政指導6件 平成22年度 立入検査51件 行政指導2件 業務停止1件
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	立入検査については、観光庁と地方運輸局が連携して実施 観光庁長官が、取引に係る行為規制に関する規定に違反した旅行業者等に対して、行政処分を行う際には、あらかじめ、消費者庁長官に協議を実施
法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段	文書による行政指導や行政処分を行った場合は、ホームページ等で公表を行うこととしている。 行政処分等を行った場合は、以下のアドレスに随時掲載。 http://www.mlit.go.jp/kankocho/ryoko_info.html

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の受付件数	体制の有無：有 受付件数（旅行業協会） 平成20年度：6,489件 平成21年度：6,004件 平成22年度：5,756件
---	---

【法律名】 割賦販売法

【府省庁名】 経済産業省、消費者庁

法執行の現状

制度の概要	<ul style="list-style-type: none">・ 割賦販売法は、割賦流通秩序を確立し、割賦販売の健全な発展を確保することを目的に、信用購入あっせん業者に対する登録、割賦販売業者等に対する許可という事前規制を設けている・ 法律に規定のある政令の事項に係る制定若しくは改廃を行う場合は、消費経済審議会に諮問しなければならない（第 36 条） <p>【改正の経緯】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 前払式割賦販売業を登録制から許可制に変更（昭和 43 年改正）・ 営業所以外の場所での割賦販売に係るクーリング・オフ制度の創設、適用範囲の拡大（ローン提携販売、前払式特定取引を追加）（昭和 47 年改正）・ 割賦購入あっせんの書面交付義務の導入、抗弁権の接続に関する規定の創設、リボルビング方式に関する定義の創設（昭和 59 年改正）・ 指定役務・指定権利を規制対象に追加（平成 11 年改正）・ カードレス取引を規制対象に追加、業務提供誘引販売取引に対する消費者保護規定の適用（平成 12 年改正）・ 連鎖販売取引に対する消費者保護規定の適用（平成 16 年改正）・ 個別信用購入あっせん業者に対する登録制の導入、信用購入あっせん業者に対する支払能力調査の義務づけ、包括信用購入あっせん業者に対するクレジットカード情報の保護に必要な措置の義務づけ等（平成 20 年改正）
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<ul style="list-style-type: none">・ 経済産業局に下記の権限を委任（第 48 条）<ul style="list-style-type: none">➢ 信用購入あっせん業者の登録➢ 割賦販売業者、信用購入あっせん業者等に対する報告徴収➢ 信用購入あっせん業者、許可割賦販売業者等に対する立入検査➢ 許可割賦販売業者等の営業保証金及び前受業務保証金の供託に関する届出➢ 信用購入あっせん業者に対する改善命令、登録の取消し、業務停止命令・ 都道府県は下記の事務を行うことができる（第 47 条）<ul style="list-style-type: none">➢ 個別信用購入あっせん業者に対する改善命令、業務停止命令、報告徴収、立入検査（個別信用購入あっせん業者の加盟店に対して、特定商取引法上の執行が行われる場合のみ）➢ 許可割賦販売業者等に対する報告徴収及び立入検査・ 消費者庁の権限（第 40 条第 2 項、第 4 項、第 6 項、第 41 条第 2 項、第 41 条の 2）<ul style="list-style-type: none">➢ 許可割賦販売業者、信用購入あっせん業者等に対する報告徴収➢ 許可割賦販売業者、信用購入あっせん業者等に対する立入検査ただし、許可割賦販売業者、信用購入あっせん業者等に対する報告徴収及び立入検査を行うにあたっては、経済産業大臣への事前協議

	<p>が必要（第40条第13項、第41条第9項）</p> <p>➤ 経済産業大臣への資料提供等の協力要請</p>
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	<ul style="list-style-type: none"> ・改善命令（第20条の2、第30条の5の3、第33条の5、第35条の3の21） H20FY：本省0件、経済産業局0件、都道府県0件 H21FY：本省0件、経済産業局0件、都道府県0件 H22FY：本省0件、経済産業局1件、都道府県0件 ・登録取消（第23条、第35条の3の32） H20FY：本省0件、経済産業局0件、都道府県0件 H21FY：本省0件、経済産業局0件、都道府県0件 H22FY：本省0件、経済産業局1件、都道府県0件 ・許可取消（第23条） H20FY：本省0件、経済産業局0件、都道府県0件 H21FY：本省0件、経済産業局0件、都道府県0件 H22FY：本省0件、経済産業局0件、都道府県0件 <p>（注2）立入検査の実績について、本省、経済産業局、都道府県が合同で行ったものは重複して数えている。</p>
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	<ul style="list-style-type: none"> ・許可割賦販売業者、信用購入あっせん業者等に対する立入検査については、経済産業局又は都道府県においても行うことが出来る場合があり、必要に応じて合同で実施している ・都道府県が立入検査及び報告徴収を行った場合、経済産業大臣に報告しなければならない ・経済産業局と執行に関する会議を開催している ・消費者庁は、許可割賦販売業者、信用購入あっせん業者等に対する報告徴収及び立入検査を行うにあたっては、経済産業大臣へ事前協議しなければならない
法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段	<p>公表・広報頻度 処分ごとにHPで公表</p> <p>公表・広報手段 処分についてはプレスリリースを配布し、その後HPに掲載</p>

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の受付件数	<p>【経産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体制の有無：有（経済産業省消費者相談室） ・直近3年間の受付件数：割賦関係 平成20年度： 999件 平成21年度： 1180件 平成22年度： 1360件 <p>割賦関係とは割賦販売法にいう 割賦販売（自社割賦、信用購入あっせん及びローン提携販売を含み、前払式割賦を除く）、クレジットカード全般の相談、前払式割賦販売及び前払式特定取引を言う。</p>
---	---

【法律名】 家庭用品品質表示法

【府省庁名】 消費者庁

法執行の現状

制度の概要	<p>1. 制度の概要</p> <p>家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的としている。</p> <p>概要は、以下のとおり。</p> <p>表示の標準（法第3条）</p> <p>家庭用品ごとに、成分、性能、用途、貯法その他品質に関し表示すべき事項（「表示事項」）及び表示方法等表示に際して製造業者、販売業者又は表示業者が遵守すべき事項（「遵守事項」）を定め、告示するものとする。</p> <p>指示・公表（法第4条）</p> <p>表示事項を表示せず、遵守事項を遵守しない事業者に対して指示することができる。また、指示に従わない事業者は公表することができる。</p> <p>消費者委員会への諮問（法第11条）</p> <p>表示の標準を定める等にあたっては、消費者委員会に諮問しなければならない。</p> <p>報告の徴収、立入検査（法第19条）</p> <p>事業者に対する報告徴収や立入検査を行うことができる。</p> <p>2. 改正等の状況</p> <p>地域主権戦略大綱（平成22年閣議決定）に基づく一括改正法（平成23年公布、平成24年施行）により、都道府県知事が処理する事務（指示、公表、申出受理・調査、立入検査、報告徴収）を市長に移譲することとした。（法律改正に伴い、政令、府令等を併せて改正）</p> <p>浄水器項目の改正（雑貨工業品品質表示規程（告示）（平成23年改正））</p> <p>テレビジョン受信機の「年間消費電力量」「区分名」の見直し（電気機械器具品質表示規程（告示）平成22年改正）</p> <p>消費者庁設置に基づく改正（平成21年改正）</p> <p>繊維製品に係る列記表示、JIS改正に伴うはっ水性表示等の見直し（繊維製品品質表示規程（告示）平成21年改正）</p> <p>魔法瓶、革手袋、革衣料、なべ、湯沸かしの改正（雑貨工業品品質表示規程（告示）平成21年改正）</p> <p>エアコン項目の改正（電気機械器具品質表示規程（告示）（平成21年改正））</p> <p>湯たんぽの注意事項に関する改正（合成樹脂加工品品質表示規程（告示）平成21年改正）</p>
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	経済産業大臣は、違反事業者（小売業者を除く）に対して指示（法第4条）、申出受理・調査（法第10条）、立入検査・報告徴収（

	<p>法第19条)する権限を有す。</p> <p>都道府県は、違反事業者(小売業者に限る)に対して指示・公表、申出受理・調査、立入検査・報告徴収する権限を有す(法第24条に基づく施行令第4条)。</p>																																												
<p>直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の法執行の実績(処分、取締、勧告等((あれば)行政指導)の件数</p>	<table border="0"> <tr> <td>1. 消費者庁</td> <td>22年度</td> <td>21年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指示(法第4条)</td> <td>6件</td> <td>7件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>立入検査(法第19条)</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">*21年度の「指示」の7件のうち5件は、経済産業省との共同の執行。</td> </tr> <tr> <td>2. 経済産業省(経済局を含む)</td> <td>22年度</td> <td>21年度</td> <td>20年度</td> </tr> <tr> <td>指示(法第4条)</td> <td>0件</td> <td>5件</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>立入検査(法第19条)</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td colspan="4">*21年度の「指示」の5件は、消費者庁との共同の執行。</td> </tr> <tr> <td>3. 都道府県(合計)</td> <td>22年度</td> <td>21年度</td> <td>20年度</td> </tr> <tr> <td>指示(法第4条第1項)</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>立入検査(法第19条)</td> <td>4,085店舗</td> <td>4,306店舗</td> <td>4,374店舗</td> </tr> </table>	1. 消費者庁	22年度	21年度		指示(法第4条)	6件	7件		立入検査(法第19条)	0件	0件		*21年度の「指示」の7件のうち5件は、経済産業省との共同の執行。				2. 経済産業省(経済局を含む)	22年度	21年度	20年度	指示(法第4条)	0件	5件	5件	立入検査(法第19条)	0件	0件	0件	*21年度の「指示」の5件は、消費者庁との共同の執行。				3. 都道府県(合計)	22年度	21年度	20年度	指示(法第4条第1項)	1件	0件	0件	立入検査(法第19条)	4,085店舗	4,306店舗	4,374店舗
1. 消費者庁	22年度	21年度																																											
指示(法第4条)	6件	7件																																											
立入検査(法第19条)	0件	0件																																											
*21年度の「指示」の7件のうち5件は、経済産業省との共同の執行。																																													
2. 経済産業省(経済局を含む)	22年度	21年度	20年度																																										
指示(法第4条)	0件	5件	5件																																										
立入検査(法第19条)	0件	0件	0件																																										
*21年度の「指示」の5件は、消費者庁との共同の執行。																																													
3. 都道府県(合計)	22年度	21年度	20年度																																										
指示(法第4条第1項)	1件	0件	0件																																										
立入検査(法第19条)	4,085店舗	4,306店舗	4,374店舗																																										
<p>法執行における、関係行政機関(関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等)との連携の実態</p>	<p>違反对応に際し、経済産業省、都道府県と連携して実施している。</p>																																												
<p>法執行実績の公表・広報状況</p> <p>公表・広報頻度</p> <p>公表・広報手段</p>	<p>消費者安全法第13条第4項に基づく国会報告</p>																																												

【参考】

<p>情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数</p>	<p>体制の有無：有</p> <p>受付件数</p> <p>平成21年度：625件</p> <p>平成22年度：2,258件</p>
--	--

【法律名】不当景品類及び不当表示防止法

【府省庁名】消費者庁

法執行の現状

制度の概要	<p>1 制度の概要</p> <p>不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）（以下「景品表示法」という。）は、不当な表示等による顧客誘引の防止を図るため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする法律である。概要は、以下のとおり。</p> <p>過大な景品提供の禁止（第3条）</p> <p>不当表示の禁止（第4条）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 優良誤認表示（第1項第1号）、有利誤認表示（第1項第2号）その他内閣総理大臣が指定する表示（第1項第3号）の禁止・ 不実証広告規制（第4条第2項） <p>違反事業者に対する措置命令（第6条）</p> <p>違反調査のための報告の徴収及び立入検査等の権限（第9条）</p> <p>適格消費者団体の差止請求権（第10条）</p> <p>公正競争規約（業界の表示又は景品に関する自主ルール）の設定（第11条）</p> <p>内閣総理大臣からの権限の委任（第12条）</p> <p>措置命令違反に対する罰則（第15条）</p> <p>2 景品表示法の主な改正</p> <p>景品表示法の権限の一部を機関委任事務として都道府県知事に委任（昭和47年改正）</p> <p>都道府県知事が行う事務の自治事務への変更（平成11年改正）</p> <p>不実証広告規制の導入、都道府県知事による執行力の強化等（平成15年改正）</p> <p>消費者庁設置に伴う改正（平成21年改正）</p> <p>3 表示規制に関連する主な告示、ガイドライン</p> <p>第4条第1項第3号に基づく主な告示</p> <ul style="list-style-type: none">・ 無果汁の清涼飲料水等についての表示（昭和48年公正取引委員会告示第4号）・ 商品の原産国に関する不当な表示（昭和48年公正取引委員会告示第34号）・ おとり広告に関する表示（平成5年公正取引委員会告示第17号）・ 有料老人ホームに関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号） <p>主なガイドライン等</p> <ul style="list-style-type: none">・ 比較広告に関する景品表示法上の考え方（昭和62年）・ 不当な価格表示についての景品表示法上の考え方（平成12年）
-------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全に配慮していることを示す広告表示の留意事項（平成13年） ・ 消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項（平成14年） ・ 不当景品類及び不当表示防止法第4条第2項の運用指針 - 不実証広告規制に関する指針（平成15年） 												
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県は、違反事業者に対して指示権限（第7条） ・ 当該事業者がその指示に従わないときなどの場合は、消費者庁長官へ措置請求（第8条） ・ 公正競争規約については、消費者庁長官及び公正取引委員会が認定する（第11条）。 ・ 調査権限を公正取引委員会に委任している（第12条）。 												
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	<table border="1"> <tr> <td>1 消費者庁 措置命令（第6条）</td> <td>20年度 52件</td> <td>21年度 12件</td> <td>22年度 20件</td> </tr> <tr> <td colspan="4">（注）平成21年8月以前は公正取引委員会で行った排除命令件数</td> </tr> <tr> <td>2 都道府県（合計） 指示（第7条）</td> <td>20年度 21件</td> <td>21年度 26件</td> <td>22年度 36件</td> </tr> </table>	1 消費者庁 措置命令（第6条）	20年度 52件	21年度 12件	22年度 20件	（注）平成21年8月以前は公正取引委員会で行った排除命令件数				2 都道府県（合計） 指示（第7条）	20年度 21件	21年度 26件	22年度 36件
1 消費者庁 措置命令（第6条）	20年度 52件	21年度 12件	22年度 20件										
（注）平成21年8月以前は公正取引委員会で行った排除命令件数													
2 都道府県（合計） 指示（第7条）	20年度 21件	21年度 26件	22年度 36件										
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景品表示法違反被疑案件については、原則として、一の都道府県内で行われている行為については都道府県が、複数の都道府県にまたがる案件又は全国的な案件は消費者庁が調査を行っており、この考え方に基づき、消費者庁が都道府県において調査されることが適切と認められる端緒に接した場合は都道府県に通知し、都道府県が消費者庁において調査されることが適切と認められる端緒に接した場合は消費者庁に通知されている。 ・ 消費者庁は、都道府県に対し、都道府県が処理する事務について技術的な助言等を行っている。 ・ 公正取引委員会においては、消費者庁長官からの調査権限の委任に基づき、各地方事務所等が事案の調査を担当している。 												
法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段	<p>個別の処分が行なわれた場合は内容を随時公表。 件数などは毎年1回取りまとめて公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別処分についてはプレスリリースを配布 ・ 以下のアドレスにも随時掲載 http://www.caa.go.jp/representation/index.html 												

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の受付件数	<p>体制の有無：有 受付件数（情報受付）</p> <p>平成20年度：2,000件 平成21年度：2,999件 平成22年度：3,718件</p>
---	--

【法律名】 消費生活用製品安全法

【府省庁名】 経済産業省、消費者庁

法執行の現状

制度の概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none">・消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、特定保守製品の適切な保守を推進し、併せて製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護することを目的とする。・販売規制（法第4条）・技術基準適合義務（法第11条）等・経年劣化対策に係る「設計標準使用期間」の製品への表示義務（法第32条の3から4）等・重大製品事故報告義務等（受付・公表等は消費者庁）（法第35条から第37条等）・消費経済審議会への諮問（法第47条）等 <p>【改正等】</p> <ul style="list-style-type: none">・重大製品事故報告・公表制度の創設（平成19年5月施行）・長期使用製品安全点検制度の創設（平成21年4月施行）・ライターを特定製品及び特別特定製品に指定（平成22年12月施行）
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<ul style="list-style-type: none">・重大製品事故情報報告・公表制度につき消費者庁に移管。（法第35条から第37条等）・製造・輸入事業者に対する報告徴収、立入検査等につき、地方経済産業局に委任（施行令第17条）・販売事業者等に対する報告徴収、立入検査等につき、都道府県に委任（施行令第14条）
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	<p>平成20年度</p> <ul style="list-style-type: none">・立入検査（法第41条）経済産業省0件、（独）製品評価技術基盤機構（以下、NITEという）50件、都道府県3749件・事故報告受付 1412件（法第35条）・事故報告公表 1404件（法第36条） 重複、対象外を除く案件のすべて・行政指導例 重大事故報告制度に基づき、45製品につき、事業者に自主リコールを指導。 重大事故報告制度に基づき、11事業者に報告制度の規定遵守を指導。 <p>平成21年度</p> <ul style="list-style-type: none">・立入検査（法第41条）経済産業省3件、NITE46件、都道府県5937件・事故報告受付 1172件（法第35条）・事故報告公表 1161件（法第36条） 重複、対象外を除く案件のすべて・行政指導例

	<p>重大事故報告制度に基づき、21製品につき、事業者によりコールを指導。</p> <p>重大事故報告制度に基づき、24事業者に報告制度の規定遵守を指導 平成22年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入検査(法第41条)経済産業省5件、NITE50件、都道府県5967件、消費者庁0件。*福島県については報告を猶予しており未計上。 ・事故報告受付 1141件(法第35条) ・事故報告公表 1141件(法第36条) ・行政指導例 <p>重大事故報告制度に基づき17製品につき、事業者によりコールを指導。</p> <p>重大事故報告制度に基づき、48事業者に報告制度の規定遵守を指導</p>
法執行における、関係行政機関(関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等)との連携の実態	<p>製造・輸入事業者に対する違反対応は、経済産業省の指示の下、主に各地の経済産業局がNITEの行う立入検査と連携して実施し、さらに都道府県が行う販売事業者等への立入検査と連携して違反事業者の取り締まりを実施。</p> <p>また事故対応や、技術基準違反に係るリコール等の注意喚起について、経済産業省本省、消費者庁、NITE、経済産業局、都道府県と連携して実施している。</p>
法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段	<ul style="list-style-type: none"> ・事故報告受付(法第35条)及び事故報告公表(法第36条)は、週2回の定期公表時に加え、二ヶ月単位(消費者委員会消費者安全専門調査会製品事故情報の公表等に関する調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議開催時)、半年(4月から9月、10月から3月)単位(消費者安全法に基づく国会への結果報告)及び一年単位(経済産業省産業構造審議会消費経済部会製品安全小委員会への報告)での公表を行っているほか、製品起因が疑われる事故として事業者が再発防止策を講じる場合に定期公表以外にも随時公表を行っている。加えて全国で20回程度行う製品安全セミナー等においても最新情報等の公表に努めている。 ・危害防止命令(法第39条)は、執行にあわせ全て公表している。 ・報告徴収(法第40条)及び立入検査(法第41条)は、法執行の必要性を判断した上で、個別案件の状況を精査し必要に応じ、執行にあわせ公表することがある。

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数	<ul style="list-style-type: none"> ・情報・相談を受け付ける体制 有 ・直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数 - (法律ごとの件数を特段集計していない)
---	--

【法律名】 生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律

【府省庁名】 消費者庁

法執行の現状

制度の概要	1 制度の概要 ・ 国民生活との関連性が高い物資又は国民生活上重要な物資（生活関連物資等）について、買占め及び売惜しみに対する緊急措置を定めている。 ・ 具体的には、政令で指定された物資（特定物資）について、事業者等が買占めや売惜しみにより当該物資を多量に保有していることが認められる場合、内閣総理大臣及び主務大臣は売渡しに関する指示及び命令を行うことができる。
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	・ 政令で指定された物資に関する調査（第3条）、売渡しに関する指示及び命令（第4条）、立入検査等（第5条）について、物資所管省と共管。また、一部の場合において、それらの権限を地方公共団体へ委任。第8条）
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	実績なし。
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	
法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段	

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の受付件数	・ 情報・相談を受け付ける体制 有 ・ 直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の受付件数 - （法律ごとの件数を特段集計していない）
---	--

【法律名】有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）

【府省庁名】 厚生労働省、消費者庁

法執行の現状

制度の概要	<p>有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（以下「家庭用品規制法」）は、有害物質を含有する家庭用品について保健衛生上の見地から必要な規制を行うことにより、国民の健康の保護に資することを目的として、昭和48年に制定されたものである。</p> <p>主として一般消費者の生活の用に供される家庭用品について、有害物質として20物質を指定し、規制基準等を定めている。</p> <p>基準に適合しない家庭用品については、厚生労働省又は都道府県等自治体により、販売等の禁止・回収命令・立入検査等の必要な措置を講ずることができる。</p>
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<p>都道府県等自治体</p> <p>・回収命令・立入検査等の権限（第6条、第7条）</p>
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	<p>規制基準違反事例</p> <p>平成20年度50件、平成21年度64件、平成22年度62件</p> <p>処分等は該当なし。</p>
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	<p>規制基準違反が発見された事業者に対し、事業者所在地の自治体により、指導等行われている。</p>
法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段	<p>年1回基準違反件数をホームページにて公表している。</p>

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の受付件数	<p>・情報・相談を受け付ける体制 有</p> <p>・直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の受付件数 -（法律ごとの件数を特段集計していない）</p>
---	--

【法律名】 国民生活安定緊急措置法

【府省庁名】 消費者庁

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<p>1 制度の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物価の高騰等に対処するため、国民生活との関連性が高い物資及び国民経済上重要な物資（生活関連物資等）の価格及び需給の調整等に関する緊急措置を定めている。 ・具体的には、政令指定された価格を安定すべき物資について、標準価格の決定等を行うほか、それらの措置だけでは価格の高騰を抑えられない場合、生産等に関する指示を行ったり、割当て、配給等に関し必要な事項を定めることができる。 ・生活関連物資等の割当て又は配給その他本法の運用に関する重要事項については、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、消費者委員会で調査審議を行うこととなっており、それらの事項について、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。
<p>権限の関係行政機関との分担 ・委任の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・標準価格等の決定等（第4～7条）、特定標準価格の決定等（第8～10条）、課徴金の徴収等（第11、12条）、生産等に関する指示等（第14条～25条）、立入検査等（第30条）について、物資所管等の省と共管。また、第6条第2項、第3項、第7条の権限やそれらの権限に係る第30条第1項の権限を地方公共団体へ委任。
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<p>実績なし。</p>
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>	
<p>法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段</p>	

【参考】

<p>情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の受付件数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報・相談を受け付ける体制 有 ・直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の受付件数 - （法律ごとの件数を特段集計していない）
--	--

【法律名】 特定商取引法

【府省庁名】 消費者庁、経済産業省 物資等所管省庁 執行は消費者庁が一元的に実施

法執行の現状

制度の概要	<p>【制度の概要】</p> <p>特定商取引に関する法律（以下、特定商取引法）は、訪問販売など消費者トラブルが生じやすい特定の取引類型を対象に、トラブル防止のルールを定め、事業者による不公正な勧誘行為等を取り締まることにより、消費者取引の公正を確保するための法律（旧称：訪問販売等に関する法律）</p> <p>訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売の6類型</p> <p>【法律の内容】</p> <p><u>行政規制</u></p> <p>例えば以下のような行政規制が設けられている。法違反に対しては、指示命令、業務停止命令といった行政処分又は罰則の適用がある。</p> <p>(1)氏名等の明示の義務づけ</p> <ul style="list-style-type: none">・勧誘開始前に目的や事業者名などを消費者に告げることを義務づけ <p>(2)不当な勧誘行為の禁止</p> <ul style="list-style-type: none">・不実告知（虚偽説明）、重要事項（価格・支払条件等）の不告知や威迫困惑を伴う勧誘行為を禁止 <p>(3)広告規制</p> <ul style="list-style-type: none">・広告をする際は、重要事項を表示することを義務づけ・虚偽・誇大な広告を禁止 <p>(4)書面交付義務</p> <ul style="list-style-type: none">・契約締結時等に、重要事項を記載した書面を交付することを義務づけ <p><u>民事ルール</u></p> <p>行政規制とは別に、消費者自らが自力救済を図るために、消費者による契約の解除などの民事ルールが設けられている。</p> <p>(1)クーリング・オフ</p> <ul style="list-style-type: none">・契約後一定の期間（8日間等）、冷静に再考して、無条件で解約することが可能 <p>(2)中途解約</p> <ul style="list-style-type: none">・特定継続的役務提供・連鎖販売取引では、クーリング・オフに加えて、将来に向かって契約解除が可能 <p>【主な改正経緯】</p> <ul style="list-style-type: none">・訪問販売、通信販売、連鎖販売を規制対象とする“訪問販売に関する法
-------	--

	<p>律”成立。なお、制定当初は政令指定の商品のみが規制対象（昭和51年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役務についても法の規制対象とする（昭和63年） ・ 電話勧誘販売を法の規制対象とする（平成8年） ・ 特定継続的役務提供を法の規制対象とする（平成11年） ・ 業務提供誘引販売を法の規制対象とする。“特定商取引に関する法律”に名称変更（平成12年） ・ 指定商品・役務制を撤廃し、原則全ての商品・役務を規制対象とすることのほか、各取引に係る規制を強化（平成20年） 	
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国（消費者庁長官・経済産業局長）と都道府県（知事）がともに、事業者に対する報告徴収・立入検査などの調査権限や処分権限を有しており、消費者庁・経済産業局は全国的に消費者被害が及んでいる事案などに対処し、県域内の事案については都道府県が地域の実情を踏まえて対処している。 ・ 消費者庁は、権限委任・指揮監督下にある経済産業局との密な連携の下、一元的に執行を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 内閣総理大臣の権限を消費者庁長官に委任する（法第67条第3項） ✓ 消費者庁長官の権限の一部を経済産業局長に委任する（法第69条）。経済産業局長は、特定商取引法の執行について消費者庁長官の指揮監督を受ける（経産省設置法第12条）。 ・ 都道府県知事は、自治事務として、都道府県の区域内で行われる販売業務等による消費者被害に対し、調査・処分権限を有している（第68条） 	
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<p>国による処分</p> <p>< H20年度 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政処分：37件 <p>< H21年度 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政処分：48件 <p>< H22年度 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政処分：53件 	<p>都道府県による処分</p> <p>< H20年度 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政処分：104件 <p>< H21年度 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政処分：90件 <p>< H22年度 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政処分：135件
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者庁は、権限委任・指揮監督下にある経済産業局との密な連携の下、一体となって執行を実施 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 特定商取引法の地方執行機関としての役割を担う経済産業局と消費者庁において「消費者庁/経済産業局長会議」を開催。消費者庁幹部と経済産業局長が集い、情報共有や意見交換を実施。 ・ 特に悪質な事案については警察への告発を行うなど、警察との連携強化を 	

	<p>図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国（消費者庁・経済産業局）や都道府県の過去の執行事例や調査中の事案などを「特商法・割販法執行NET」に掲載し、国と都道府県との間で情報を共有。 ・消費者庁幹部と地方公共団体幹部の交流を図る場として、全国6ブロックで「消費者行政ブロック会議」を開催。当該会議において、法執行強化に向けた取組等について情報交換や意見交換を実施 ・ブロックごとに、消費者庁・各経済産業局と管轄都道府県の執行担当部署の責任者が、定期的に対面して、執行強化に向けた情報交換・意見交換を実施。
<p>法執行実績の 公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段</p>	<p>公表・広報頻度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分毎にHPに掲載（都道府県についても各自治体HP上に掲載） ・処分件数については毎月1回取りまとめHPに掲載 <p>公表・広報手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分についてはプレスリリースを配布。その後HPに掲載。 ・以下のアドレスに随時掲載 <p><当庁HP> : http://www.caa.go.jp/trade/index.html <消費生活安心ガイド> http://www.no-trouble.jp/#top</p>

【参考】

<p>情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数</p>	<p>体制の有無：有</p> <p>経済産業省消費者相談室及び各経済産業局での受付相談件数 平成20年度：6,981件 平成21年度：6,958件 平成22年度：5,948件</p> <p>特定商取引法第60条の規定に基づく申出に係る相談件数 平成20年度：394件 平成21年度：400件 平成22年度：485件</p>
--	---

【法律名】 貸金業法

【府省庁名】 金融庁・消費者庁

法執行の現状

制度の概要	貸金業を営む者についての登録制度（法第3条等） 貸金業を営む者について、その事業に対し必要な規制 ・ 総量規制（法第13条等、18年改正） ・ 書面交付義務（法第17条等） ・ 取立規制（法第21条等）等 貸金業務取扱主任者の資格試験制度（法第24の7等、18年改正） 貸金業協会の認可制度（法第25条等、18年改正） 指定信用情報機関制度（法第41条の13等、18年改正）等 (注) 22年6月の完全施行の際に、利用者の目線に立った新たな施策を併せて実施（府令改正）
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置している貸金業者は、当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事が監督（法第3条等） 二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置している貸金業者は、内閣総理大臣が監督（法第3条等） ・ 内閣総理大臣は金融庁長官に権限を委任（法第35条） ・ 金融庁長官は財務局長等に貸金業者の監督権限を委任（令第6条）
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	1 財務局 20年度 21年度 22年度 業務改善命令（法第24条の6の3） 7件 1件 0件 業務停止（法第24条の6の4） 3件 1件 0件 登録取消（法第24条の6の4、 法第24条の6の5、 法第24条の6の6） 2件 0件 1件 2 都道府県 20年度 21年度 22年度 業務改善命令（法第24条の6の3） 19件 18件 9件 業務停止（法第24条の6の4） 83件 45件 27件 登録取消（法第24条の6の4、 法第24条の6の5、 法第24条の6の6） 345件 178件 62件 (注) 上記の件数は、特定商取引法の違反類型に対して行った法執行以外のものを含む。
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	貸金業法の円滑な施行等の観点から、国（財務局）と都道府県の間で貸金業監督者会議を開催しているほか、監督当局と警察当局の連携等の観点から、国（財務局）、都道府県、都道府県警で貸金業関係連絡会を開催。 国（財務局）が行った行政処分（21年11月、22年6月、23年4月）について消費者庁に対して事前協議を実施。 財務局登録業者に対する検査においては、毎事務年度の検査基本方針の策定等を金融庁が行う一方で、立入検査の実施、検査指導、検査結果の審

	<p>査については、権限委任を受けている財務局が主として行っており、金融庁と財務局が連携して法執行を行っている。</p>
<p>法執行実績の 公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段</p>	<ul style="list-style-type: none"> <p>・ 行政処分の公表</p> <p>国（財務局）が行政処分を行った場合、処分を行った財務局がその都度処分の内容をプレスリリースするとともに、当該財務局及び金融庁ウェブサイトにて公表。</p> <p>http://www.fsa.go.jp/news/index.html</p> <p>・ 行政処分事例集の公表</p> <p>国（財務局）が行った行政処分について、金融庁が処分の概要を一覧表にとりまとめ、四半期ごとにプレスリリースするとともに、金融庁ウェブサイトにて公表。</p> <p>http://www.fsa.go.jp/status/s_jirei/kouhyou.html</p> <p>・ 貸金業関係資料集の公表</p> <p>国（財務局）及び都道府県が行った行政処分について、金融庁が処分件数を取りまとめ、四半期ごとにプレスリリースするとともに、金融庁ウェブサイトにて公表。</p> <p>http://www.fsa.go.jp/status/kasikin/index.html</p>

【参考】

<p>情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の受付件数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体制の有無：有（金融サービス利用者相談室） ・ 受付件数 <ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度： - 件 平成 21 年度： - 件 平成 22 年度： - 件
--	--

【法律名】特定商品等の預託等取引契約に関する法律

【府省庁名】消費者庁

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<p>【制度の趣旨】 この法律は、特定商品及び施設利用権の預託等取引契約の締結及びその履行を公正にし、並びに預託等取引契約にかかる預託者が受けることのある損害の防止を図ることにより、預託等取引契約にかかる預託者の利益の保護を図ることを目的とする。</p> <p>【制度の概要】 (1) 書面の交付義務 契約締結前：契約のあらましと業者の業務・財産内容の概要書面 契約締結時：契約内容を明らかにした契約書面 (2) 不当な勧誘の禁止 特定商品の価額、保有状況等重要事項の虚偽告知、不実の告知 威圧を交えた言動をもつての勧誘、契約解除の妨害 (3) 書類の閲覧（業務及び財産の状況の備え置き3年間の義務） (4) 契約の解除 クーリングオフ（契約後書面交付日から14日を経過するまで） 中途解約（損害賠償額は契約額の10%以内） (5) 監督 業務停止命令（1年以内）</p>
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>・当該法による内閣総理大臣の権限を消費者庁長官に委任する（法13条の2）</p>
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<p>< H20年度 > ・行政処分：0件 < H21年度 > ・行政処分：0件 < H22年度 > ・行政処分：0件</p>
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>	
<p>法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段</p>	

【参考】

<p>情報・相談を受け付ける体制の有無及び直</p>	<p>・情報・相談を受け付ける体制 有</p>
----------------------------	-----------------------------

近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数	・直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数 - (法律ごとの件数を特段集計していない)
------------------------------	---

【法律名】 住宅の品質確保の促進等に関する法律

【府省庁名】 国土交通省、消費者庁

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<p>住宅の品質確保の促進等に関する法律は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の性能に関する表示基準及びこれに基づく評価の制度（ ） ・住宅に係る紛争の処理体制 ・新築住宅の請負契約又は売買契約における瑕疵担保責任の特例等を定めることにより、住宅の品質確保の促進、住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図っている。 <p>（ ）住宅性能評価</p> <p>国土交通大臣の登録を受けた者（登録住宅性能評価機関）は、申請により、住宅性能評価（設計された住宅又は建設された住宅について、国土交通大臣及び内閣総理大臣が定める日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能に関し、国土交通大臣が定める評価方法基準に従って評価すること）を行い、一定の事項を記載した住宅性能評価書を交付することができる。</p>												
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>委任の状況</p> <p>登録住宅性能評価機関に対する適合命令、改善命令、報告徴収、検査等について地方整備局長等に委任している（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第125条）。</p>												
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<p>登録住宅性能評価機関に対するもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">20年度</th> <th style="text-align: center;">21年度</th> <th style="text-align: center;">22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・改善命令（第21条）</td> <td style="text-align: center;">0件</td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: center;">1件</td> </tr> <tr> <td>・立入検査（第22条）</td> <td style="text-align: center;">88件</td> <td style="text-align: center;">81件</td> <td style="text-align: center;">92件</td> </tr> </tbody> </table>		20年度	21年度	22年度	・改善命令（第21条）	0件	1件	1件	・立入検査（第22条）	88件	81件	92件
	20年度	21年度	22年度										
・改善命令（第21条）	0件	1件	1件										
・立入検査（第22条）	88件	81件	92件										
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>													
<p>法執行実績の公表・広報状況</p> <p>公表・広報頻度</p> <p>公表・広報手段</p>	<p>公表・広報頻度</p> <p>毎年1回取りまとめて公表（個別の処分を行った際には、内容を随時公表）。</p> <p>公表・広報手段</p> <p>報道発表及びホームページへの掲載。</p>												

【参考】

<p>情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の受付件数</p>	<p>体制の有無：有</p> <p>受付件数</p> <p>平成20年度：33件</p> <p>平成21年度：27件</p> <p>平成22年度：23件</p>
--	--

【法律名】 消費者契約法

【府省庁名】 消費者庁、法務省

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者の行う一定の不当な行為について契約を取消又は無効とすることができることを定め、消費者の利益の擁護を図る。 ・ 内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が、消費者契約法上の不当行為及び景品表示法における不当表示、特定商取引法における不当行為に関して、事業者等に対し差止請求をすることができることを定め、消費者被害の未然防止、拡大防止を図る。
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適格消費者団体の認定（第13条） 20年度 2件、21年度 1件、22年度 1件 ・ 適格消費者団体の認定の有効期間の更新（第17条） 22年度 5件、23年度 1件（平成23年11月現在） ・ 適合命令及び改善命令（第33条） なし ・ 認定の取消し（第34条） なし
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>	<p>（いずれも適格消費者団体の認定・更新等に係るもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業大臣への意見聴取（第15条第2項） ・ 警察庁長官への意見聴取（第15条第3項） ・ 経済産業大臣及び警察庁長官による内閣総理大臣への意見（第38条）
<p>法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定・更新等の個別処分が行われた場合は、随時公表。 ・ 認定・更新等の個別処分について官報に掲載。 ・ 消費者庁HPにも随時掲載。 <p>http://www.caa.go.jp/planning/index.html#m02</p>

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数	相談等受付専用の窓口は設置していないが、適格消費者団体や適格認定を目指す消費者団体からの問合せ及び一般からの法令解釈に係る問合せ等には適宜対応している。
---	--

【法律名】 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律

【府省庁名】 総務省、消費者庁

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<p><法の目的> 一時に多数の者に対してされる特定電子メールの送信等による電子メールの送受信上の支障を防止する必要性が生じていることにかんがみ、特定電子メールの送信の適正化のための措置等を定めることにより、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与する。</p> <p><法の主な概要> 1 広告宣伝メールの送信について、原則としてあらかじめ同意をした者に対してのみ送信を認める（オプトイン方式による規制）（第3条第1項） 2 表示義務（第4条） （広告宣伝メール中に、「送信者の氏名又は名称」等を表示） 3 送信者情報を偽った広告宣伝メールの送信禁止（第5条） 4 架空電子メールアドレスあての広告宣伝メールの送信の禁止（第6条）</p>																
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>法律の共管部分（第3条、第4条、第5条、第7条、第8条及び第28条等）については、総務省と消費者庁が原則共同で実施。</p>																
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="480 1079 1002 1160"> <p>1 総務省 措置命令（第7条）</p> </td> <td data-bbox="1010 1079 1423 1160"> <table border="0"> <tr> <td>20年度</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> </tr> <tr> <td>1件</td> <td>6件</td> <td>7件</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1214 1002 1294"> <p>2 消費者庁 措置命令（第7条）</p> </td> <td data-bbox="1010 1214 1423 1294"> <table border="0"> <tr> <td>20年度</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> </tr> <tr> <td>- 件</td> <td>4件</td> <td>7件</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <p>（注）平成21年9月の消費者庁設置後は、すべて総務省・消費者庁が共同で命令を実施している。</p>	<p>1 総務省 措置命令（第7条）</p>	<table border="0"> <tr> <td>20年度</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> </tr> <tr> <td>1件</td> <td>6件</td> <td>7件</td> </tr> </table>	20年度	21年度	22年度	1件	6件	7件	<p>2 消費者庁 措置命令（第7条）</p>	<table border="0"> <tr> <td>20年度</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> </tr> <tr> <td>- 件</td> <td>4件</td> <td>7件</td> </tr> </table>	20年度	21年度	22年度	- 件	4件	7件
<p>1 総務省 措置命令（第7条）</p>	<table border="0"> <tr> <td>20年度</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> </tr> <tr> <td>1件</td> <td>6件</td> <td>7件</td> </tr> </table>	20年度	21年度	22年度	1件	6件	7件										
20年度	21年度	22年度															
1件	6件	7件															
<p>2 消費者庁 措置命令（第7条）</p>	<table border="0"> <tr> <td>20年度</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> </tr> <tr> <td>- 件</td> <td>4件</td> <td>7件</td> </tr> </table>	20年度	21年度	22年度	- 件	4件	7件										
20年度	21年度	22年度															
- 件	4件	7件															
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>	<p>法制度を所管する総務省と直罰規定の適用を行う警察との間で必要な情報交換を実施。</p>																
<p>法執行実績の公表・広報状況</p> <p>公表・広報頻度</p> <p>公表・広報手段</p>	<p>個別の処分が行われた場合は内容を随時公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別処分についてはプレスリリースを配布 ・ 以下のアドレスにも随時掲載 <p>http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/m_mail.html</p> <p>http://www.caa.go.jp/trade/index.html#m03</p>																

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数	体制の有無：有 ・特定電子メール法違反メールの転送受付通数 平成20年度：約1,300,000件 平成21年度：約1,900,000件 平成22年度：約3,200,000件 ・電話相談受付件数 平成20年度：約4,200件 平成21年度：約5,300件 平成22年度：約5,600件
---	---

【法律名】 健康増進法

【府省庁名】 厚生労働省・消費者庁

法執行の現状

制度の概要	<p>1．制度の概要</p> <p>(目的)</p> <p>国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ること。(第1条)</p> <p>(主な制度等)</p> <ul style="list-style-type: none">・基本方針、都道府県健康増進計画等の策定(第7条等)・国民健康・栄養調査等の実施(第10条)・特別用途食品の表示に関する内閣総理大臣の許可制度(第26条)・登録試験機関による許可試験の実施等(第26条等)・栄養表示基準の設定(第31条)・虚偽誇大広告等の禁止(第32条の2) <p>(その他)</p> <p>(独)国立健康・栄養研究所は、第10条に規定する国民健康・栄養調査の集計事務を行うほか、登録試験機関と同様に、第26条第1項に規定する特別用途食品の許可に必要な試験(許可試験)を実施している。</p> <p>2．主な改正</p> <ul style="list-style-type: none">・表示部分を消費者庁へ移管(平成21年)
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<p>【厚生労働省】</p> <p>国(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none">・基本方針の策定(第7条) <p>都道府県</p> <ul style="list-style-type: none">・都道府県健康増進計画の策定(都道府県)(第8条) <p>市町村(特別区を含む)</p> <ul style="list-style-type: none">・市町村健康増進計画の策定(第8条) <p>【消費者庁】</p> <p>国(消費者庁)</p> <ul style="list-style-type: none">・特別用途食品の表示に関する内閣総理大臣の許可(第26条)・監視指導の実施(第27条等)・栄養表示基準の設定(第31条)・虚偽誇大広告等の禁止(第32条の2) <p>都道府県(保健所設置市、特別区を含む)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・監視指導の実施（第27条等）
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	<ul style="list-style-type: none"> ・特別用途食品（特定保健用食品を除く。）の表示許可件数（第26条） 20年度 21年度 22年度 27件 10件 11件 ・特別用途食品（特定保健用食品）の表示許可件数（第26条） 20年度 21年度 22年度 99件 113件（内、移管後36件） 68件 ・栄養表示食品収去件数（第32条） 20年度 21年度 22年度 99件 0件 0件
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	<p>特別用途食品のうち特定保健用食品の許可を受けるに当たっては、食品安全委員会、及び消費者委員会新開発食品調査部会において、安全性、有効性及び表示に関する審査を経ることとされており、これらと密接に連携しながら審査を行っている。</p> <p>国が特別用途食品等の収去を行うに当たっては、都道府県、保健所設置市等と連携し、収去対象食品の選定や収去結果に基づく指導等を行っている。</p> <p>健康増進法に違反する虚偽誇大広告等の監視指導について、都道府県、保健所設置市及び特別区と地方厚生局との間で密接な連携を図るべき旨を「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）」に定めている。</p> <p>効果的な保健指導等を行うため、国・都道府県・政令市・特別区の保健指導担当者間で迅速な情報の収集、伝達を行う体制を整備し、連携を図っている。</p>
法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段	<ul style="list-style-type: none"> ・処分についてはプレスリリースを配布し、以下のアドレスに随時掲載 http://www.caa.go.jp/foods/index.html

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の受付件数	<ul style="list-style-type: none"> ・情報・相談を受け付ける体制 有 ・直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の受付件数 -（法律ごとの件数を特段集計していない）
---	---

【法律名】 個人情報保護に関する法律

【府省庁名】 消費者庁

法執行の現状

制度の概要	<p>個人情報保護法は、大きく2つの部分に分けられる。</p> <p>官民を通じた我が国全般の個人情報の保護に関する施策を総合的に推進するための基本的枠組みについて定める基本法的な部分（第1章～第3章）民間部門の一定の事業者（個人情報取扱事業者）を対象に、個人情報の取扱いに関する具体的な義務を規定する一般法的な部分（第4章以降）</p> <p>公的部門については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（総務省所管）、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（総務省所管）、各地方公共団体が定める個人情報保護条例によって、それぞれ規制がなされている。</p> <p>以下では、 の民間事業者に対する規制について、記述する。</p> <p>【制度の概要】</p> <p>民間分野の個人情報の取扱いについて、法は、あらゆる事業等分野に共通する必要最低限のルールを定めている。これを踏まえ、各事業等分野を所管する省庁において、それぞれの事業分野の特性に応じたガイドライン等を策定しており、これらの事業所管大臣等が、主務大臣として、各事業等分野における個人情報の取扱いについて権限と責任を有する仕組みとなっている（参考1「法体系イメージ」参照）。</p> <p>【義務の内容（主なもの）】</p> <p>個人情報の利用目的の特定（第15条）、利用目的による制限（第16条）、適正な取得（第17条）、取得に際しての利用目的の通知等（第18条）、安全管理措置（第20条）、第三者提供の制限（第23条）保有個人データに関する事実の公表等（第24条）、開示（第25条）、訂正等（第26条）、利用停止等（第27条）</p> <p>【主務大臣の権限】</p> <p>個人情報取扱事業者に対するもの</p> <ul style="list-style-type: none">・報告の徴収（第32条）、助言（第33条）、勧告（第34条第1項）、命令（第34条第2項）、緊急命令（第34条第3項） <p>認定個人情報保護団体に対するもの</p> <ul style="list-style-type: none">・認定（第37条）、廃止の届出の受理（第40条）、報告の徴収（第46条）、命令（第47条）、認定の取消し（第48条） <p>【審議会の関与】</p> <ul style="list-style-type: none">・個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月閣議決定）の策定・見直しに当たっては、消費者委員会の意見を聴くこととされている（法第7条）。
-------	---

	<p>・法の施行状況（法第53条により、内閣総理大臣は、毎年度、関係行政の長に報告を求め、その結果を取りまとめて概要を公表することとされている）について、消費者委員会に報告を行うとともに、同委員会は、法の施行状況のフォローアップを行うこととされている（基本方針）。</p>
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<p>法の執行（上記「【主務大臣の権限】参照）は、法第36条及び法第49条に定める主務大臣（事業所管大臣等）が行う。事案が複数の事業所管大臣の所掌範囲に及ぶ場合には、複数の主務大臣による共管となる。</p> <p>法第51条に基づき、法に定める主務大臣の権限に属する事項は、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる（平成23年3月31日現在における委任の状況については、参考2「所属の職員への権限の委任状況」参照）。</p>
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	<p>【平成20年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告の徴収（法第32条） 金融庁26件、国土交通省1件、厚生労働省1件 ・助言（法第33条） 財務省1件 <p>【平成21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告の徴収（法第32条） 金融庁16件、総務省1件、厚生労働省1件 ・勧告（法第34条第1項） 金融庁2件 <p>【平成22年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告の徴収（法第32条） 金融庁14件、経済産業省1件
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	<p>複数の事業所管省庁の所管にまたがる共管事案の場合、事前に協議の上、連名により法執行を実施する等により、連携を図っている。</p>
法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段	<p>法第53条に基づき、毎年度、法の施行状況を取りまとめ、その概要を公表している（平成22年度施行状況は、平成23年8月24日公表）。</p> <p>HPにおいて公表し、関係省庁、地方公共団体等へメール等にて周知を行っている。</p> <p>法の施行状況について、消費者委員会へ報告を行っている（平成22年度施行状況は、平成23年8月26日報告）。</p>

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数	有(個人情報保護法質問ダイヤル) 受付件数：平成20年度 1,681件 平成21年度 3,282件 平成22年度 3,664件
---	--

【法律名】米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律

【府省庁名】財務省・農林水産省・消費者庁

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<p>制度の概要</p> <p>本法律は、米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的とする。</p> <p>主な制度は以下のとおり</p> <p>取引等の記録の作成・保存（法第3条、第5条、第6条） 米穀等の取引等について、名称、産地、数量、年月日、取引の相手方の氏名、搬出入場所等の記録の作成・保存を義務付け。</p> <p>産地情報の伝達（法第4条、第8条） 事業者間の取引及び一般消費者に対する販売・提供に際して、米穀等の原料米の産地情報の伝達を義務付け。</p>
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類についての取引等の記録の作成・保存及び産地情報の伝達については財務大臣（国税庁長官）の専管。 ・一般消費者に対する産地情報の伝達については農林水産大臣と内閣総理大臣（消費者庁長官）が共管。 ・勧告、命令、立入検査に係る農林水産大臣の権限については地方農政局長等に委任、内閣総理大臣の権限については消費者庁長官に委任、財務大臣の権限については、国税庁長官・国税局長等に委任。 ・主たる事務所並びに事業場及び店舗が一の都道府県の区域内にある米穀事業者への権限行使は都道府県知事が行う。
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<p>産地情報の伝達部分は、平成23年7月1日に施行であることから、平成22年度までの実績はない。</p>
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>	<p>同上</p>
<p>法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段</p>	<p>同上</p>

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数	・情報・相談を受け付ける体制 有 ・直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数 - (法律ごとの件数を特段集計していない)
---	--

【法律名】 消費者安全法

【府省庁名】 消費者庁

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<p>1 制度の概要</p> <p>消費者安全法（平成20年法律第50号）は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、平成21年に制定されたもの。概要は、以下のとおり。</p> <p>基本方針の策定（第6条）</p> <p>消費生活センターの設置（第10条）</p> <p>消費者事故等に関する情報の集約等（第12条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関等及び国民生活センターによる重大事故情報等の通知（第1項），重大事故等を除く消費者事故情報等の通知（第2項） 消費者事故等に関する情報の集約・分析等（第13条） ・ 通知等で得られた情報の集約・分析、取りまとめ。（第1項） ・ 取りまとめた結果の公表及び国会への報告。（第3項及び第4項） <p>消費者への注意喚起（第15条）</p> <p>所掌大臣に対する措置の要求（第16条）</p> <p>事業者に対する勧告・命令（第17条）</p> <p>重大事故等が発生し、被害の拡大等の期限がある場合における商品等の譲渡等の禁止又は制限（第18条）</p> <p>消費者委員会の勧告（第20条）</p> <p>事業者に対する報告徴収及び立入調査等（第22条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告、立入調査等の権限の都道府県等への委任（第23条第2項） <p>2 消費者安全法の主な改正</p> <p>平成21年9月1日施行</p>
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<p>第14条第1項に基づく資料提供要求 3件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年8月 対アップルジャパン社 ・ 平成22年11月 対シンドラーエレベータ社及び国土交通省 <p>第22条に基づく報告徴収及び第15条に基づく消費者への注意喚起 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年10月 対(株)ワールド・リソースコミュニケーション
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>	
<p>法執行実績の公表・広報状況</p>	<p>事案ごとに庁HPにおいて公表</p>

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数	・情報・相談を受け付ける体制 有 ・直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数 - (法律ごとの件数を特段集計していない)
---	--

【法律名】軌道法

【府省庁名】国土交通省

法執行の現状

制度の概要	<p>軌道法においては、利用者利益の保護及び軌道事業の健全な発達を図るため、旅客の運賃・料金等の認可及び届出（第11条、軌道法施行規則第21・22条、軌道運賃料金割引等規則）について規定している。</p> <p>なお、鉄道事業者が利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認める場合は、事業改善命令を発出することができる（第26条（鉄道事業法の準用））。</p> <p>また、運輸に関する状況を確認するため、必要な範囲で立ち入り検査を実施することができる（第26条（鉄道事業法の準用））。</p>
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<p>旅客の運賃及び料金については、国土交通大臣が告示で定めた鉄道事業者における運賃・料金の認可のほか、割引等に係る事業者からの届出等が地方運輸局長に委任されている。</p> <p>なお、事業改善命令については、地方運輸局長も行うことができる。</p> <p>また、立ち入り検査については、原則として地方運輸局長が実施することとしているが、特に必要があると認める場合には国土交通大臣が実施している。</p>
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	<p>平成20年度 行政指導 1件 平成21年度 - 平成22年度 -</p> <p>この他に、行政指導までには値しないが、再発防止策の提出を求める場合がある</p> <p>軌道のみ実施している事業者及び軌道が主体の事業者をカウントしている</p>
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	<p>本省と地方運輸局との間で適宜情報共有を図っている。</p>
法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段	<p>文書による行政指導を行った場合は、ホームページ等で公表を行うこととしている。</p> <p>また業務監査については、監査結果について鉄道事業者に通知するとともに、ホームページで公表している。</p>

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間（平成20年度、	体制の有無：有 受付件数 平成20年度： -
---------------------------------	------------------------------

21年度及び22年度)の 受付件数	平成21年度： - 平成22年度： -
----------------------	------------------------

【法律名】 無尽業法

【府省庁名】 金融庁

法執行の現状

制度の概要	無尽業を営む者についての免許制度（法第2条） 無尽業者に対する監督 ・ 報告又は資料の提出（法第22条） ・ 立入検査（法第23条） ・ 業務の停止命令等（法第24条） ・ 免許の取消し等（法第25条等）等 指定紛争解決機関（金融機関ADR制度）の導入（法第10章、22年改正）
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	内閣総理大臣が監督 ・ 内閣総理大臣は金融庁長官にその権限の一部（無尽業者に対する業務停止命令等）を委任（法第35条の4）
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	執行実績なし
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	連携の実態なし
法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段	執行の実績がないため、公表・広報の実績なし

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の受付件数	・ 体制の有無：有（金融サービス利用者相談室） ・ 受付件数 平成20年度： - 件 平成21年度： - 件 平成22年度： - 件
---	--

【法律名】 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律

【府省庁名】 金融庁

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<p>信託業務を営む金融機関についての認可制度（法第1条） 信託業務を営む金融機関について、その信託業務に対し必要な規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信託の引受けに係る行為準則（法第2条において準用する信託業法第24条） ・ 信託業務を営む金融機関の忠実義務等（法第2条において準用する信託業法第28条） ・ 信託財産に係る行為準則（法第2条において準用する信託業法第29条） ・ 同一人に対する信用の供与に関する規制（法第4条） <p>信託業務を営む金融機関に対する監督</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告又は資料の提出、立入検査（法第2条において準用する信託業法第42条） ・ 業務改善命令（法第2条において準用する信託業法第43条） ・ 業務の停止命令等（法第9条） ・ 認可の取消し等（法第10条） <p>指定紛争解決機関の導入（法第4章、22年改正）</p>												
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>内閣総理大臣が監督</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣総理大臣は金融庁長官にその権限の一部を委任（法第14条、令第17条） ・ 金融庁長官は財務局長等にその権限の一部を委任（法第14条、令第18条） 												
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 10%;">20年度</th> <th style="width: 10%;">21年度</th> <th style="width: 10%;">22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務停止（法第9条）</td> <td style="text-align: center;">0件</td> <td style="text-align: center;">0件</td> <td style="text-align: center;">0件</td> </tr> <tr> <td>認可取消（法第10条）</td> <td style="text-align: center;">0件</td> <td style="text-align: center;">0件</td> <td style="text-align: center;">0件</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のほか、免許取り消し等（準用信託業法85条の22、85条の24）については該当なし。</p>		20年度	21年度	22年度	業務停止（法第9条）	0件	0件	0件	認可取消（法第10条）	0件	0件	0件
	20年度	21年度	22年度										
業務停止（法第9条）	0件	0件	0件										
認可取消（法第10条）	0件	0件	0件										
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>	<p>紛争解決等業務を行う者の指定、指定の取消し、業務改善命令、業務停止命令、業務規定の変更認可を行う場合には、あらかじめ、法務大臣に協議する等の連携を図ることとなっている。</p> <p>兼営法の施行にあわせて、パブリックコメントの実施による透明性の高い手続きを経て、金融庁及び財務局の職員向けに「信託会社等に関する総合的な監督指針」を策定し、各種規制の考え方、信託の委託者及び受益者保護の観点を含めた監督上の着眼点と留意すべき事項、具体的な監督手法を整理するなど、金融庁と財務局の連携の強化を図っている。</p>												
<p>法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度</p>	<p>国（財務局）の立入検査の実施状況については、「金融庁の一年」にて毎年1回公表。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国（財務局）が行った行政処分については、その都度、行政処分の内 												

公表・広報手段	<p>容を公表。また、「行政処分事例集」を四半期毎に公表。（但し、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものは除く）</p> <p>「金融庁の一年」については当庁ウェブサイトに公表。 http://www.fsa.go.jp/common/paper/index.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国（財務局）が行った行政処分については、行政処分を行った財務局でプレスリリースを配付するとともに、当該財務局及び当庁ウェブサイトにて公表。 http://www.fsa.go.jp/news/index.html ・ 「行政処分事例集」については、当庁にてプレスリリースするとともに、当庁ウェブサイトにて公表。 http://www.fsa.go.jp/news/index.html
---------	---

【参考】

<p>情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体制の有無：有（金融サービス利用者相談室） ・ 受付件数 <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度： - 件 平成21年度： - 件 平成22年度： - 件
--	--

【法律名】 金融商品取引法

【府省庁名】 金融庁

法執行の現状

制度の概要	<p>有価証券の発行者等に係る開示制度、金融商品取引業者に係る業規制・行為規制、金融商品取引所に係る制度、インサイダー取引等の不公正取引規制、セーフティネットである投資者保護基金に係る制度等について規定。</p> <p>最近の主な改正の状況は以下のとおり。</p> <p>18年改正（証券取引法から金融商品取引法へ改組）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 幅広い金融商品・サービスを包括的に規制対象商品に追加（法第2条）・ 広告規制、書面交付義務等の行為規制の見直し（法第37条等）・ 公開買付制度、大量保有報告制度の見直し（法第2章の2・3）・ 四半期報告制度、内部統制報告制度の整備（法第24条の4の4等）・ 取引所の自主規制機能の強化（法第84条等）・ 罰則の引上げ（法第197条等） <p>19年改正</p> <ul style="list-style-type: none">・ 不正・違法行為発見時における監査人の当局への申出制度の創設（法第193条の3） <p>20年改正</p> <ul style="list-style-type: none">・ プロ向け市場の創設（法第2条等）・ ファイアウォール規制の見直し（法第31条の4等）・ 課徴金制度の見直し（法第172条等） <p>21年改正</p> <ul style="list-style-type: none">・ 格付会社に対する規制の導入（法第3章の3等）・ 金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）の創設（法第5章の5）・ 特定投資家（プロ）と一般投資家（アマ）の移行手続の見直し（法第34条の2等）・ 有価証券店頭デリバティブへの分別管理義務の導入（法第43条の2）・ 「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し（法第2条等） <p>22年改正</p> <ul style="list-style-type: none">・ 店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用の義務付け（法第156条の62）・ 取引情報保存・報告制度の創設（法第156条の63等）・ 証券会社の連結規制・監督の導入等（法第57条の2等）・ 裁判所の差止命令に違反した場合の両罰規定の整備（法第207条） <p>23年改正</p> <ul style="list-style-type: none">・ ライツ・オフリングに係る開示制度等の整備（法13条1項等）・ 英文開示の範囲拡大（法5条6項等）・ プロ等に限定した投資運用業の規制緩和（法29条の5等）
-------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無登録業者による未公開株等の取引に関する対応（法171条の2等） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 無登録業者による未公開株等の売付けを原則として無効に ➢ 無登録業者による広告・勧誘行為を禁止 ➢ 無登録業者に対する罰則を引上げ ・ 投資助言・代理業の登録拒否事由の拡充（法29条の4）
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<p>内閣総理大臣が監督</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引業者等への報告聴取及び検査等について、証券取引等監視委員会へ委任（法第194条の7） ・ 金融商品取引業者等への処分等の一部について、財務局長等へ委任（法第194条の7）
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	<p>業務改善命令（金融商品取引法第51条・第51条の2・第66条の20、投資信託及び投資法人に関する法律第214条） 20年度 25件、21年度 34件、22年度 18件</p> <p>資産の国内保有命令（金融商品取引法第56条の3） 20年度 1件</p> <p>業務停止命令（金融商品取引法第52条・第66条の20） 20年度 8件、21年度 19件、22年度 12件</p> <p>役員解任命令（金融商品取引法第52条） 20年度 2件、22年度 1件</p> <p>登録取消（金融商品取引法第52条・第53条・第66条の20） 20年度 14件、21年度 8件、22年度 6件</p> <p>課徴金納付命令決定等（金融商品取引法第185条の7） 20年度 31件、21年度 48件、22年度 28件</p>
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	<p>犯則調査等の実施に関し、必要に応じ、警察・検察と連携し、情報交換等を行っている。</p> <p>金融商品取引業者等の処分が有価証券の流通又は市場デリバティブ取引に重大な影響を与えるおそれがあるときは、財務大臣に協議する等の連携を図ることとなっている。</p> <p>商品投資により運用するみなし有価証券の売買等にかかる業務に関し処分を行う場合には、農林水産大臣又は経済産業大臣と協議等を行うこととなっている。</p> <p>地方支分部局である各財務局等が法律に規定する委任事項等処理する場合、あらかじめ金融庁に協議等を行うこととなっている。</p> <p>また、検査等の実施に関し、必要に応じ、各財務局等と連携しているほか、日常的に情報交換等を行っている。</p> <p>なお、投資者保護基金については、財務省と共管となっているため、適宜適切な連携を図っている。</p> <p>金商法施行にあわせて、パブリックコメントの実施による透明性の高い手続きを経て、財務局及び金融庁の職員向けに「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」等を策定し、各種規制の基本的考え方、利用者保護の観点を含めた監督上の着眼点と留意すべき事項、具体的な監督手法を整理するなど、金融庁と財務局の連携を強化。</p>

<p>法執行実績の 公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段</p>	<p>金融庁においては、行政処分を行った場合には、その内容について随時公表しているほか、その一覧についてもウェブサイトにて公表。(但し、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものは除く)</p> <p>http://www.fsa.go.jp/status/s_jirei/kouhyou.html</p> <p>証券取引等監視委員会においては、金融庁への勧告事案や告発事案、裁判所への禁止命令の申立て事案がある場合には、その内容について随時公表しているほか、件数についてもとりまとめウェブサイトにて公表。</p> <p>http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm</p>
---	--

【参考】

<p>情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・体制の有無：有(金融サービス利用者相談室) ・受付件数 <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度： - 件 平成21年度： - 件 平成22年度： - 件
--	--

【法律名】農業協同組合法

【府省庁名】農林水産省、金融庁

法執行の現状

制度の概要	この法律は、農業者の協同組織の発達を促進することにより、農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図り、もって国民経済の発展に寄与することを目的とするもの。
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・この法律における特定商取引法の適用除外の対象に係る主務大臣は、農林水産大臣及び内閣総理大臣。 ・内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任。（法98条） ・農林水産大臣の権限及び金融庁長官に委任された権限の一部は、政令の定めるところにより、地方支分部局の長（金融庁長官に委任された権限にあっては、財務局長又は財務支局長）に委任。（法98条）
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	・実績なし。
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	<p>法執行の実績は無いが、法執行が必要とされる場合には、農林水産省と金融庁との間で事前調整等の適切な連携を実施。</p> <p>また、金融庁においては、法令に基づく権限委任規定により、特定信用事業代理業者の監督権限を有する財務省の地方支分部局である財務（支）局との間で必要な情報交換を実施</p>
法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段	<ul style="list-style-type: none"> ・実績なし。 ・個別処分が行われた場合は、内容を随時公表 ・個別処分については、農林水産省及び金融庁（財務（支）局）において、プレスリリースを配布するとともに、ウェブサイトに掲載

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の受付件数	<p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体制の有無：有 ・直近3年間の受付件数：0件 <p>【金融庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体制の有無：有（金融サービス利用者相談室） ・受付件数 <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度：-件 平成21年度：-件 平成22年度：-件
---	---

【法律名】公認会計士法

【府省庁名】金融庁

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<p>公認会計士・監査法人の業務（法第2条、第34条の5） 公認会計士の資格制度（法第3条） 公認会計士の登録義務・監査法人の届出（法第17条、第34条の9の2） 公認会計士・監査法人の一般の懲戒・指示（法第31条、第34条の2、第34条の21）</p>				
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>内閣総理大臣が監督 ・ 内閣総理大臣は金融庁長官に権限を委任（法第49条の4第1項） ・ 金融庁長官は上記権限の一部を公認会計士・監査審査会、財務局長に委任（法第49条の4第2～5項、法施行令第33条～36条）</p>				
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>			20年度	21年度	22年度
<p>戒告</p>	公認会計士		0件	0件	0件
	監査法人・会計事務所		2件	0件	0件
<p>業務改善命令</p>	監査法人		1件	1件	2件
<p>業務停止</p>	公認会計士		7件	5件	5件
	監査法人・会計事務所		2件	1件	1件
<p>登録抹消又は解散</p>	公認会計士		0件	0件	0件
	監査法人・会計事務所		0件	0件	0件
	<p>1 特定商取引法違反による処分等はなし。 2 業務改善命令と戒告又は業務停止処分は重複することがある。</p>				
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>	<p>公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会が公認会計士・監査法人に対して行った品質管理レビューの報告を受け、必要があると認めるときは、公認会計士・監査法人に対して報告徴収・立入検査を行うことができ、必要があると認めるときは、行政処分その他の措置について、金融庁長官に勧告することができる。（法第46条の9の2、第49条の3、第49条の4第2項、第41条の2） 公認会計士・監査法人に対して法第30条、第31条に基づき懲戒処分を行うときは、公認会計士・監査審査期の意見を聞いて行う。（法第41条の2の規定による勧告に基づくものである場合は除く。）</p>				
<p>法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段</p>	<p>公認会計士法に基づく処分件数については、「金融庁の一年」にて毎年1回公表。 金融庁が行った行政処分については、その都度、行政処分の内容を公表。 ・ 「金融庁の一年」については当庁ウェブサイトにて公表。 http://www.fsa.go.jp/common/paper/index.html ・ 金融庁が行った行政処分については、プレスリリースをするとともに、当庁ウェブサイトにて公表。</p>				

	http://www.fsa.go.jp/news/index.html
--	---

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数	<ul style="list-style-type: none"> ・体制の有無：有(金融サービス利用者相談室) ・受付件数 <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度：-件 平成21年度：-件 平成22年度：-件
---	--

【法律名】水産業協同組合法

【府省庁名】農林水産省、金融庁

法執行の現状

制度の概要	この法律は、漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進し、もつてその経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進とを図り、国民経済の発展を期することを目的とする。
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・この法律における特定商取引法の適用除外の対象に係る主務大臣は、農林水産大臣及び内閣総理大臣。 ・内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任。（法127条） ・農林水産大臣の権限及び金融庁長官に委任された権限の一部は、政令の定めるところにより、地方支分部局の長（金融庁長官に委任された権限にあつては、財務局長又は財務支局長）に委任。（法127条）
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	・実績なし。
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	<p>法執行の実績は無いが、法執行が必要とされる場合には、農林水産省と金融庁との間で事前調整等の適切な連携を実施。</p> <p>また、金融庁においては、法令に基づく権限委任規定により、特定信用事業代理業者の監督権限を有する財務省の地方支分部局である財務（支）局との間で必要な情報交換を実施</p>
法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段	<ul style="list-style-type: none"> ・実績なし。 ・個別処分が行われた場合は、内容を随時公表 ・個別処分については、農林水産省及び金融庁（財務（支）局）において、プレスリリースを配布するとともに、ウェブサイトに掲載

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の受付件数	<p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体制の有無：有 ・直近3年間の受付件数：0件 <p>【金融庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体制の有無：有（金融サービス利用者相談室） ・受付件数 <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度：-件 平成21年度：-件 平成22年度：-件
---	---

【法律名】中小企業等協同組合法

【府省庁名】経済産業省、国土交通省、財務省、金融庁

法執行の現状

制度の概要	<ul style="list-style-type: none">・ 中小企業等協同組合法は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業者等が相互互助の精神に基づき協同して事業を行うために必要な組織の設立及び管理のための基準を定めたものである。・ この法律に基づき設立できる組織は、事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会及び企業組合並びに中小企業団体中央会である。
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<p>都道府県が処理する事務（法第111条第3項）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 特定共済組合等の兼業の承認・ 組合員以外の利用の特例の認可・ 中小企業等協同組合の共済規程の認可・ 中小企業等協同組合の共済規程の変更認可・ 中小企業等協同組合の設立の認可・ 中小企業等協同組合の成立の届け出・ 中小企業等協同組合の役員変更の届け出・ 中小企業団体中央会の役員変更の届け出・ 中小企業等協同組合の総会招集の承認・ 中小企業等協同組合の役員改選総会招集の承認・ 中小企業等協同組合の総代会招集の承認・ 中小企業等協同組合の役員改選総代会招集の承認・ 中小企業団体中央会の総会招集の承認・ 中小企業団体中央会の総代会招集の承認・ 中小企業等協同組合の定款変更の認可・ 中小企業団体中央会の定款変更の認可・ 信用協同組合等の事業譲渡の認可・ 信用協同組合等の事業譲受けの認可・ 中小企業等協同組合の余裕金運用の認可・ 特定共済組合等の健全性基準の策定・ 共済計理人からの意見書の提出・ 共済計理人への意見の聴取・ 共済計理人の解任命令・ 中小企業等協同組合の解散の届け出・ 中小企業等協同組合の合併の認可・ 解散の登記の嘱託・ 中小企業等協同組合の不服の申し出・ 中小企業団体中央会の不服の申し出・ 中小企業等協同組合の検査の請求・ 中小企業団体中央会の検査の請求・ 中小企業等協同組合の決算関係書類の提出

- ・ 中小企業団体中央会の決算関係書類の提出
- ・ 中小企業等協同組合からの報告の徴収
- ・ 中小企業団体中央会からの報告の徴収
- ・ 特定共済組合等からの報告の徴収
- ・ 責任共済等を行う組合からの報告の徴収
- ・ 特定共済組合等及び責任共済等を行う組合の子法人等又は共済代理店からの報告の徴収
- ・ 中小企業等協同組合への立入検査
- ・ 中小企業団体中央会への立入検査
- ・ 特定共済組合等への立入検査
- ・ 責任共済等を行う組合への立入検査
- ・ 特定共済組合等及び責任共済を行う組合の子法人等又は共済代理店への立入検査
- ・ 中小企業等協同組合に対して必要な措置を採ることの命令
- ・ 中小企業団体中央会に対して必要な措置を採ることの命令
- ・ 中小企業等協同組合への解散命令
- ・ 中小企業団体中央会への解散命令
- ・ 中小企業等協同組合への解散命令の官報掲載
- ・ 中小企業団体中央会への解散命令の官報掲載
- ・ 特定共済組合等への業務変更命令
- ・ 特定共済組合等への業務改善命令
- ・ 特定共済組合等への業務停止命令等
- ・ 特定共済組合等の設立認可の取消し
- ・ 特定共済組合等の共済代理店の設置等の届け出

地方支分部局への権限の委任（法第111条第4項）

- ・ 特定共済組合等の兼業の承認
- ・ 組合員以外の利用の特例の認可
- ・ 中小企業等協同組合の共済規程の認可
- ・ 中小企業等協同組合の共済規程変更の認可
- ・ 中小企業等協同組合の設立の認可
- ・ 中小企業等協同組合の成立の届け出
- ・ 中小企業等協同組合の役員変更の届け出
- ・ 中小企業等協同組合の総会招集の承認
- ・ 中小企業等協同組合の役員改選総会招集の承認
- ・ 中小企業等協同組合の総代会招集の承認
- ・ 中小企業等協同組合の役員改選総代会招集の承認
- ・ 中小企業等協同組合の定款変更の認可
- ・ 信用協同組合等の事業譲渡の認可
- ・ 信用協同組合等の事業譲受けの認可
- ・ 中小企業等協同組合の余裕金運用の認可
- ・ 共済計理人からの意見書の提出
- ・ 共済計理人への意見の聴取

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共済計理人の解任命令 ・ 中小企業等協同組合の解散の届け出 ・ 中小企業等協同組合の合併の認可 ・ 解散の登記の嘱託 ・ 中小企業等協同組合の不服の申し出 ・ 中小企業等協同組合の検査の請求 ・ 中小企業等協同組合の決算関係書類の提出 ・ 中小企業等協同組合の報告の徴収 ・ 特定共済組合等からの報告の徴収 ・ 責任共済等を行う組合からの報告の徴収 ・ 特定共済組合等及び責任共済等を行う組合の子法人等又は共済代理店からの報告の徴収 ・ 中小企業等協同組合への立入検査 ・ 特定共済組合等への立入検査 ・ 責任共済等を行う組合への立入検査 ・ 特定共済組合等及び責任共済を行う組合の子法人等又は共済代理店への立入検査 ・ 中小企業等協同組合に対して必要な措置を採ることの命令 ・ 中小企業等協同組合への解散命令 ・ 中小企業等協同組合への解散命令の官報掲載 ・ 特定共済組合等への業務変更命令 ・ 特定共済組合等への業務改善命令 ・ 特定共済組合等への業務停止命令等 ・ 特定共済組合等の設立認可の取消し ・ 特定共済組合等の共済代理店の設置等の届け出 <p>組合の地区と所管行政庁との関係は別表のとおり。</p>
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共済計理人の解任命令（第58条の8） <ul style="list-style-type: none"> H20FY:本省 0 件、地方支分部局 0 件、都道府県 0 件 H21FY:本省 0 件、地方支分部局 0 件、都道府県 0 件 H22FY:本省 0 件、地方支分部局 0 件、都道府県 0 件 ・ 報告徴収（第105条の3） <ul style="list-style-type: none"> H20FY:本省 0 件、地方支分部局 0 件、都道府県 0 件 H21FY:本省 0 件、地方支分部局 1 件、都道府県 0 件 H22FY:本省 0 件、地方支分部局 0 件、都道府県 0 件 ・ 立入検査（第105条の4） <ul style="list-style-type: none"> H20FY:本省 2 件、地方支分部局13件、都道府県 4 件 H21FY:本省 1 件、地方支分部局11件、都道府県 8 件 H22FY:本省 2 件、地方支分部局 7 件、都道府県 7 件 ・ 業務変更命令（第106条の2第1項） <ul style="list-style-type: none"> H20FY:本省 0 件、地方支分部局 0 件、都道府県 0 件 H21FY:本省 0 件、地方支分部局 0 件、都道府県 0 件 H22FY:本省 0 件、地方支分部局 0 件、都道府県 0 件

	<ul style="list-style-type: none"> ・業務改善命令等（第106条の2第2項） H20FY:本省 0 件、地方支分部局 1 件、都道府県 0 件 H21FY:本省 0 件、地方支分部局 0 件、都道府県 0 件 H22FY:本省 0 件、地方支分部局 1 件、都道府県 0 件 ・認可の取り消し（第106条の2第4項） H20FY:本省 0 件、地方支分部局 0 件、都道府県 0 件 H21FY:本省 0 件、地方支分部局 0 件、都道府県 0 件 H22FY:本省 0 件、地方支分部局 0 件、都道府県 0 件 ・認可の取り消し（第106条の2第5項） H20FY:本省 0 件、地方支分部局 0 件、都道府県 0 件 H21FY:本省 0 件、地方支分部局 0 件、都道府県 0 件 H22FY:本省 0 件、地方支分部局 0 件、都道府県 0 件 <p>（注）共済事業を行う協同組合等に対しての実績</p>
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	<ul style="list-style-type: none"> ・国所管の火災共済協同組合については、金融庁（財務局）と経済産業省（経済産業局）とが合同で実施。
法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じてプレス公表、ホームページでの公表を実施。

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の受付件数	<ul style="list-style-type: none"> ・法第69条の2に基づく指定紛争解決機関は指定されていない。
---	--

【表】 中小企業等協同組合の所管行政庁

地区等	定款に定める組合員の資格事業等	所管行政庁	根拠法令
都道府県を超えない区域を地区とする場合	①経済産業大臣、厚生労働大臣、環境大臣の所管事業が資格事業の場合	主たる事務 所を置く所 在地の都道 府県知事	§111-1① 令§33
	②農林水産大臣の所管事業が資格事業の場合（北海道を除く）		
	③財務大臣の所管事業である貸金業が資格事業の場合		
	④財務大臣の所管事業を資格事業（貸金業を除く）とする場合であって、組合が行う事業に財務大臣の所管事業及び同所管事業に密接に関連するものを含まないもの		
	⑤国土交通大臣の所管する国内旅行業、国内旅行業者代理業、通訳案内業（地域限定通訳案内士が行うもの）又は自動車販売事業が資格事業である場合		
	⑥国土交通大臣の所管事業を資格事業（上記⑤を除く）とする場合であって、組合が行う事業に国土交通大臣の所管事業及び同所管事業に密接に関連するものを含まないもの		
	○財務大臣の所管事業を資格事業（貸金業を除く）とする場合であって、組合が行う事業に財務大臣の所管事業及び同所管事業に密接に関連するものを含むもの	財務(支)局長、 税関局長、 国税局長	§111-1○ 令§34-1○
	○国土交通大臣の所管事業で、旅行業、旅行業代理店業、通訳案内業（地域限定通訳案内士が行うものに限る）並びに自動車販売事業以外のものが資格事業の場合	整備局長 （開発局長）、 運輸局長	§111-1① 令§34-1⑤
	○農林水産大臣の所管事業が資格事業の場合であって、北海道の区域内を地区とするもの	農林水産大臣	§111-1① 令§34-3
	○金融庁長官の所管事業が資格事業の場合	財務(支)局長	§111-1① 令§34-3

都道府県を超える区域を地区とする場合	○文部科学大臣の所管事業が資格事業の場合	文部科学大臣	§ 111-1①
	○内閣総理大臣の所管事業が資格事業の場合（金融庁長官に委任されたもの並びに貸金業を除く）	内閣総理大臣	§ 111-2 令§ 32
	○財務大臣の所管事業が資格事業の場合	財務局長、税関局長、国税局長	§ 111-4 令§ 34-1①
	○厚生労働大臣の所管事業が資格事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く）の場合	厚生(支)局長	§ 111-4 令§ 34-1②
	○農林水産大臣の所管事業が資格事業の場合（主たる事務所を北海道に置く場合を除く）	農政局長	§ 111-4 令§ 34-1③
	○農林水産大臣の所管事業が資格事業の場合（主たる事務所を北海道に置く場合）	農林水産大臣	§ 111-4 令§ 34-1③
	○経済産業大臣の所管事業が資格事業の場合	経済産業局長	§ 111-4 令§ 34-1④
	○国土交通大臣の所管事業が資格事業の場合	整備局長（開発局長）、運輸局長（運輸監理部長）	§ 111-4 令§ 34-1⑤
	○環境大臣の所管事業が資格事業の場合	環境事務所長	§ 111-4 令§ 34-1⑥
	○内閣総理大臣の所管事業が資格事業（貸金業）の場合	主たる事務所を置く所在地の都道府県知事	§ 111-5 令§ 33-1①
	○内閣総理大臣の所管事業が資格事業（貸金業を除く）であって、権限を金融庁長官に委任されたもの	財務(支)局長	§ 111-5 令§ 34-1⑦
全国を地区とする場合	○環境大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、金融庁の所管事業が資格事業の場合	各所管大臣又は長官	§ 111-1①
	○財務大臣の所管事業が資格事業（貸金業を除く）の場合	財務大臣	
	○財務大臣の所管事業である貸金業が資格事業の場合	都道府県知事	§ 111-1① 令§ 31-1①
	○内閣総理大臣の所管事業が資格事業の場合（金融庁所管事業を除く）	内閣総理大臣	§ 111-2 令§ 32

【法律名】協同組合による金融事業に関する法律

【府省庁名】金融庁

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<p>信用協同組合の為替取引についての認可制度（法第4条） 信用協同組合の事業に対し必要な規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一人に対する信用の供与等に関する規制（法第6条において準用する銀行法第13条） ・ 特定関係者との間の取引等に関する規制（法第6条において準用する銀行法第13条の2） ・ 禁止行為（法第6条において準用する銀行法第13条の3等） <p>信用協同組合に対する監督</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告又は資料の提出（法第6条において準用する銀行法第24条） ・ 立入検査（法第6条において準用する銀行法第25条） ・ 事業の停止命令等（法第6条において準用する銀行法第26条等） ・ 解散命令等（法第6条において準用する銀行法第27条等） <p>早期是正措置の導入（法第6条において準用する銀行法第26条、平成8年改正） 金融システム改革法の一環としての改正（平成10年改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金者等に対する情報の提供義務を規定（法第6条において準用する銀行法第12条の2） <p>信用協同組合代理業制度の導入（法第6条の3等、平成17年改正）</p>
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>内閣総理大臣が監督</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣総理大臣は金融庁長官にその権限の一部（信用協同組合に対する事業停止命令等）を委任（法第7条、令第6条） ・ 金融庁長官は財務局長等にその権限の一部（営業所の設置等に関する届出の受理等）を委任（法第7条、令第7条）
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<p>信用組合代理業者に係る執行実績なし。</p>
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>	<p>金融庁と、法令に基づく権限委任規定により、信用組合代理業者の監督権限を有する財務省の地方支分部局である財務（支）局との間で必要な情報交換を実施。</p>
<p>法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段</p>	<p>（公表実績なし） 個別処分が行われた場合は、内容を随時公表。（但し、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものは除く）</p>

	個別処分については、金融庁及び財務（支）局において、プレスリリースを配布するとともに、ウェブサイトに掲載。
--	---

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数	<ul style="list-style-type: none"> ・体制の有無：有（金融サービス利用者相談室） ・受付件数 <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度： - 件 平成21年度： - 件 平成22年度： - 件
---	--

【法律名】海上運送法

【府省庁名】国土交通省

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<p>< 法の目的 > 海上運送事業の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、輸送の安全を確保し、海上運送の利用者の利益を保護するとともに、海上運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進する。</p> <p>< 法の主な概要 > 1 一般旅客定期航路事業に係る事業開始許可（第3条） 2 一般旅客定期航路事業に係る旅客の運賃及び料金の届出等（第8条） 3 一般旅客定期航路事業の事業計画の変更に係る認可等（第11条） 4 一般旅客定期航路事業者の事業場等への立入検査等（第25条）</p>																																								
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>一般定期航路事業の許可、一般旅客定期航路事業に係る旅客運賃の届出等の業務について、地方運輸局等へ委任をしている。</p>																																								
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<p>< 一般旅客定期航路事業者 ></p> <table border="1" data-bbox="496 992 1377 1205"> <thead> <tr> <th></th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運賃・料金変更命令</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>事業停止</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>許可の取消</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>サービス改善命令</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table> <p>< 旅客不定期航路事業者 ></p> <table border="1" data-bbox="496 1305 1377 1518"> <thead> <tr> <th></th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運賃・料金変更命令</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>事業停止</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>許可の取消</td> <td>0件</td> <td>3件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>サービス改善命令</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table>		20年度	21年度	22年度	運賃・料金変更命令	0件	0件	0件	事業停止	0件	0件	0件	許可の取消	0件	0件	0件	サービス改善命令	0件	0件	0件		20年度	21年度	22年度	運賃・料金変更命令	0件	0件	0件	事業停止	0件	0件	0件	許可の取消	0件	3件	0件	サービス改善命令	0件	0件	0件
	20年度	21年度	22年度																																						
運賃・料金変更命令	0件	0件	0件																																						
事業停止	0件	0件	0件																																						
許可の取消	0件	0件	0件																																						
サービス改善命令	0件	0件	0件																																						
	20年度	21年度	22年度																																						
運賃・料金変更命令	0件	0件	0件																																						
事業停止	0件	0件	0件																																						
許可の取消	0件	3件	0件																																						
サービス改善命令	0件	0件	0件																																						
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>																																									
<p>法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段</p>	<p>行政処分を行った場合には、地方運輸局等において掲示やホームページへの掲載を行っている。</p>																																								

【参考】

<p>情報・相談を受け付け</p>	<p>体制の有無：有</p>
-------------------	----------------

る体制の有無及び直 近3年間(平成20年度 、21年度及び22年度) の受付件数	受付件数 平成20年度： - 平成21年度： - 平成22年度： -
---	---

【法律名】放送法

【府省庁名】総務省

法執行の現状

制度の概要	<p>法の目的</p> <p>放送法は、放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること、放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること、放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようすることを原則とし、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的として制定されている。</p> <p>主な規定</p> <ul style="list-style-type: none">・訂正放送、取消放送の義務（第9条）・有料基幹放送契約約款の届出・公表等の義務（第147条）・国内受信者に対する有料放送の役務の提供義務（第148条）・有料放送の役務を提供する業務の全部又は一部の休止・廃止に関する周知義務（第149条）・有料放送の役務の提供に関する提供条件の概要の説明義務（第150条）・国内受信者からの苦情等処理義務（第151条）・有料放送事業者に対する有料放送の役務の提供に係る業務の方法の改善命令等（第156条） <p>放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号。平成23年6月30日施行）により、旧有線テレビジョン放送法、旧有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律、旧電気通信役務利用放送法の規定を放送法に統合している。</p>
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	各地方に置かれている総合通信局及び沖縄総合通信事務所において、処分等の一部について処理。
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	執行実績なし
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	各地方に置かれている総合通信局及び沖縄総合通信事務所において、処分等の一部について処理。

法執行実績の 公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段	
---	--

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数	
---	--

【法律名】司法書士法

【府省庁名】法務省

法執行の現状

制度の概要	<ul style="list-style-type: none">司法書士法（以下「法」という。）は、司法書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、登記、供託及び訴訟等に関する手続の適正かつ円滑な実施に資し、もって国民の権利の保護に寄与することを目的とする法律である（法第1条）。司法書士が法又は法に基づく命令に違反したときは、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長は「戒告」、「2年以内の業務の停止」、「業務の禁止」のいずれかの処分をすることができる（法第47条）。
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	なし
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	<ul style="list-style-type: none">別紙「司法書士及び土地家屋調査士の懲戒処分件数の推移と内訳について」のとおり
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	<ul style="list-style-type: none">国民からの司法書士に係る懲戒事由についての通知を受けた法務局又は地方法務局長は、必要な調査を義務付けられている（法第49条第2項）ところ、当該調査を、その管轄区域内に設立された司法書士会に委嘱することができ（司法書士法施行規則第42条第2項）、当該司法書士会は、当該調査の結果を、意見を付して、委嘱をした法務局又は地方法務局長に報告しなければならない（同条第3項）。
法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段	<ul style="list-style-type: none">法務局又は地方法務局長は、司法書士に対する懲戒処分を行ったときは、遅滞なく、その旨を官報をもって公告しなければならない（法第51条）。日本司法書士会連合会HPにも随時掲載されている。 http://www.shiho-shoshi.or.jp/association/info_disclosure/discipline/index.html

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の受付件数	<ul style="list-style-type: none">法務局及び地方法務局（全国50か所）の総務課において、司法書士の懲戒事由に係る相談や通知を受け付けている。 なお、相談件数に係る統計はない。
---	--

司法書士及び土地家屋調査士の懲戒処分件数の推移と内訳について

【司法書士】

年次	業務の禁止	業務停止	戒告	計
平成19年度	6	49	19	74
平成20年度	7	65	12	84
平成21年度	4	40	6	50

本表は、法務局長又は地方法務局長が、司法書士法又は同法に基づく命令に違反した司法書士(司法書士法人を含む。)に対して行った懲戒処分の類型別件数表であり、当該懲戒処分を行った旨の告示を行った日を基準として年度ごとに作成している。

【土地家屋調査士】

年次	業務の禁止	業務停止	戒告	計
平成19年度	2	32	9	43
平成20年度	2	29	16	47
平成21年度	1	23	6	30

本表は、法務局長又は地方法務局長が、土地家屋調査士法又は同法に基づく命令に違反した土地家屋調査士(土地家屋調査士法人を含む。)に対して行った懲戒処分の類型別件数表であり、当該懲戒処分を行った旨の告示を行った日を基準として年度ごとに作成している。

【法律名】土地家屋調査士法

【府省庁名】法務省

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> 土地家屋調査士法（以下「法」という。）は、土地家屋調査士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、もつて不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的とする法律である（法第1条）。 土地家屋調査士が法又は法に基づく命令に違反したときは、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長は「戒告」、「2年以内の業務の停止」、「業務の禁止」のいずれかの処分をすることができる（法第42条）。
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>なし</p>
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<ul style="list-style-type: none"> 別紙「司法書士及び土地家屋調査士の懲戒処分件数の推移と内訳について」のとおり
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国民からの土地家屋調査士に係る懲戒事由についての通知を受けた法務局又は地方法務局長は、必要な調査を義務付けられている（法第44条第2項）ところ、当該調査を、その管轄区域内に設立された土地家屋調査士会に委嘱することができ（土地家屋調査士法施行規則第40条第2項）、当該土地家屋調査士会は、当該調査の結果を、意見を付して、委嘱をした法務局又は地方法務局長に報告しなければならない（同条第3項）。
<p>法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法務局又は地方法務局長は、土地家屋調査士に対する懲戒処分を行ったときは、遅滞なく、その旨を官報をもって公告しなければならない（法第46条）。 全国に50ある土地家屋調査士会HPにも随時掲載されている。 （例：東京）http://www.tokyo-chousashi.or.jp/info/konkyo.htm

【参考】

<p>情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の受付件数</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法務局及び地方法務局（全国50か所）の総務課において、土地家屋調査士の懲戒事由に係る相談や通知を受け付けている。 なお、相談件数に係る統計はない。
--	---

司法書士及び土地家屋調査士の懲戒処分件数の推移と内訳について

【司法書士】

年次	業務の禁止	業務停止	戒告	計
平成19年度	6	49	19	74
平成20年度	7	65	12	84
平成21年度	4	40	6	50

本表は、法務局長又は地方法務局長が、司法書士法又は同法に基づく命令に違反した司法書士(司法書士法人を含む。)に対して行った懲戒処分の類型別件数表であり、当該懲戒処分を行った旨の告示を行った日を基準として年度ごとに作成している。

【土地家屋調査士】

年次	業務の禁止	業務停止	戒告	計
平成19年度	2	32	9	43
平成20年度	2	29	16	47
平成21年度	1	23	6	30

本表は、法務局長又は地方法務局長が、土地家屋調査士法又は同法に基づく命令に違反した土地家屋調査士(土地家屋調査士法人を含む。)に対して行った懲戒処分の類型別件数表であり、当該懲戒処分を行った旨の告示を行った日を基準として年度ごとに作成している。

【法律名】商品先物取引法

【府省庁名】経済産業省・農林水産省

法執行の現状

制度の概要	<ul style="list-style-type: none">商品先物取引法は、商品先物市場の健全な運営の確保と商品先物市場における取引等の受託等を行う者の業務の適正な運営を確保すること等により、投資家（委託者）保護に資すること等を目的としている。 具体的には、主務大臣（農林水産大臣及び経済産業大臣）が 商品取引所 商品先物取引業者 商品先物取引仲介業者 商品取引清算機関（国内商品取引所における取引の決済を一括して行う機関） 商品先物取引協会（商品先物取引業者の自主規制機関） 委託者保護基金（ペイオフ実施機関） 等に対して、許認可等による監督を行うとともに、必要があると認めるときは、報告徴収及び立入検査を行うこととしている。 なお、主務大臣は、不当な勧誘等の法令違反が認められた商品先物取引業者に対しては、許可を取り消し又は6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。また、財産の状況が悪化している等の商品先物取引業者に対しては、業務の改善又は3月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができることとなっている。< 商品取引所法の改正について > 「使いやすい」「透明な」「トラブルのない」商品先物市場を実現するため、商品取引所法が改正され、名称も商品先物取引法に変更された（平成21年7月10日公布、平成23年1月1日完全施行）。投資家（委託者）の保護を図るため、取引所取引に加え取引所外取引や海外商品先物取引について参入規制（許可制）を導入。また、勧誘を要請しない一般顧客への訪問・電話による勧誘（不招請勧誘）の原則禁止等についての規定を導入するなど、行為規制が強化された。
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<ul style="list-style-type: none">商品取引所については、農林水産省関係商品のみを扱う場合は農林水産省の単管、経済産業省関係商品のみを扱う場合は経済産業省の単管、それ以外は両省共管である。商品先物取引業者等については、両省の共管である。（第354条第1項）商品取引所及びその会員に対する権限、商品先物取引業者等に関する権限のうち、立入検査、行政処分等に関するものを地方農政局長及び経済産業局長に委任することができる。（第354条第3項）

<p>直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の法執行の実績(処分、取締、勧告等((あれば)行政指導)の件数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>業務改善命令</u> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度 0件 平成21年度 2件 平成22年度 2件 全て農水省、経産省合同 平成20年度 海先法0件を含む 平成21年度 海先法0件を含む 平成22年度 平成22年12月31日までの商取法2件、海先法0件を含む <ul style="list-style-type: none"> ・<u>業務停止命令</u> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度 15件 平成21年度 13件 平成22年度 13件 全て農水省、経産省合同 平成20年度 海先法5件を含む 平成21年度 海先法6件を含む 平成22年度 平成22年12月31日までの商取法3件、海先法10件を含む <p>「商品取引所法」は、平成23年1月1日から、「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」(海先法)を併合し、「商品先物取引法」に名称が変更された。</p> <p>平成20、21年度は商品取引所法の数値に海先法の数値を足し合わせた数値を使用。</p> <p>(注)上記の件数は、特定商取引法の違反類型に対して行った法執行以外のものを含む。</p>
<p>法執行における、関係行政機関(関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等)との連携の実態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査を行う際、農林水産省、経済産業省の間で協議を行い、案件により合同で実施している。 ・行政処分を、農林水産大臣、経済産業大臣の連名で実施している。 ・商品先物取引協会、委託者保護基金、商品取引清算機関と必要に応じて情報を共有している。 ・平成23年1月に、商品取引所法等改正法が施行され、国内外、取引所内外に関わらず、商品先物取引を行う業者については許可制が導入された。現在、農林水産省と経済産業省合同で許可手続を実施しているところ。
<p>法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段</p>	<p>公表・広報頻度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分毎 <p>公表・広報手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分についてはプレスリリースを配布。その後、HPに掲載。 ・以下のアドレスに随時掲載 <p>< 農林水産省HP > http://www.maff.go.jp/j/soushoku/syoutori/dealing/press.html < 経済産業省HP ></p>

【参考】

<p>情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数</p>	<p>【経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none">・体制の有無：有(経済産業省商品先物相談窓口)・直近3年間の受付件数：商品先物関係 <p>平成20年度：222件 平成21年度：153件 平成22年度：108件</p> <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none">・体制の有無：有(農林水産省食料産業局商品取引グループ)・直近3年間の受付件数：商品先物関係 <p>平成20年度：167件 平成21年度：172件 平成22年度：138件</p>
--	--

【法律名】行政書士法

【府省庁名】総務省

法執行の現状

制度の概要	<p>< 法の目的 > 行政書士の制度を定め、その業務の適正化を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて国民の利便に資する。 (法第1条)</p> <p>< 法の主な概要 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政書士の業務 (第1条の2、第1条の3) ・ 行政書士となる資格 (第2条) ・ 行政書士の登録 (第6条) ・ 行政書士の責務 (第10条) ・ 報酬の額の揭示義務 (第10条の2) ・ 会則の遵守義務 (第13条) ・ 行政書士法人への準用規定 (第13条の17) ・ 行政書士、行政書士法人に対する懲戒 (第14条、第14条の2)
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	行政書士・行政書士法人に対する懲戒処分 (第14条、第14条の2) の権限は、都道府県知事が持つ。
直近3年間 (平成20年度、21年度及び22年度) の法執行の実績 (処分、取締、勧告等 ((あれば) 行政指導)) の件数	行政書士・行政書士法人に対する懲戒処分等 平成20年度 0件 平成21年度 1件 (行政指導) 平成22年度 今後調査予定 (上記件数は、特定商取引法の違反類型に関する懲戒処分等の件数である)
法執行における、関係行政機関 (関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等) との連携の実態	・都道府県知事が行政書士法人の事務所に対する懲戒処分を行った場合、当該行政書士法人の他の事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知 (第14条の2第3項) 。
法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段	個別の懲戒処分が行われた場合、当該都道府県の公報により随時公告 (第14条の5)

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間 (平成20年度、21年度及び22年度) の受付件数	体制の有無：有り (都道府県知事にて受付) 平成20年度 2件 平成21年度 1件 平成22年度 今後調査予定 (上記件数は、特定商取引法の違反類型に関する請求の件数である)
---	---

【法律名】道路運送法

【府省庁名】国土交通省

法執行の現状

制度の概要	<p>旅客自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、輸送の安全を確保し、道路運送事業の健全な発達を図るため、道路運送法においては、具体的に以下の内容を規定しているところ。</p> <ul style="list-style-type: none">・一般旅客自動車運送事業に係る事業開始許可・一般旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃及び料金の認可等・一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更に係る認可等・一般旅客自動車運送事業者への監査等 <p>【道路運送法の改正概要】</p> <p>平成11年</p> <ul style="list-style-type: none">・一般貸切旅客自動車運送事業に係る需給調整規制の廃止、許可制への移行 等 <p>平成12年</p> <ul style="list-style-type: none">・一般乗合旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業に係る需給調整規制の廃止、許可制への移行 等 <p>平成18年</p> <ul style="list-style-type: none">・自家用有償旅客運送制度の法定化 等
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<p>以下の事項等について地方紙分部署局へ委任している。</p> <ul style="list-style-type: none">・一般旅客自動車運送事業に係る事業開始許可・一般旅客自動車運送事業に係る運賃・料金の認可等・一般旅客自動車運送事業に係る事業計画の変更認可等・一般旅客自動車運送事業者への監査については、地方支分部署局においても行うことが可能
直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の法執行の実績(処分、取締、勧告等((あれば)行政指導)の件数	<ul style="list-style-type: none">・別紙のとおり
法執行における、関係行政機関(関係省庁・取締機関・地方支分部署局・地方公共団体等)との連携の実態	

<p>法執行実績の 公表・広報状況</p> <p>公表・広報頻度</p> <p>公表・広報手段</p>	<p>【自動車運送事業者に対する行政処分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の処分については毎月1回取りまとめて公表。 ・件数は毎年1回取りまとめて公表。 ・国土交通省ホームページに掲載。
---	---

【参考】

<p>情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間(平成21年度、22年度及び23年度)の受付件数</p>	<p>体制の有無：有</p> <p>受付件数</p> <p>平成20年度： - 件</p> <p>平成21年度： - 件</p> <p>平成22年度： - 件</p>
--	---

【別紙】

自動車運送事業者に対する行政処分状況の年度別推移

1. 一般乗合旅客自動車運送事業

年度	監査事業者数	行政処分等件数						
		許可の取消	事業停止	車両の使用停止 (延日車数)		小計	勧告・ 警告等	合計
H20	316	0	0	13	(790)	13	44	57
H21	603	0	0	33	(2,165)	33	56	89
H22	471	0	0	28	(1,215)	28	31	59

2. 一般貸切旅客自動車運送事業

年度	監査事業者数	行政処分等件数						
		許可の取消	事業停止	車両の使用停止 (延日車数)		小計	勧告・ 警告等	合計
H20	1,250	3	0	116	(7,835)	119	251	370
H21	1,280	2	0	123	(8,904)	125	140	265
H22	2,020	0	0	410	(20,445)	410	215	625

3. 一般乗用旅客自動車運送事業

年度	監査事業者数	行政処分等件数						
		許可の取消	事業停止	車両の使用停止 (延日車数)		小計	勧告・ 警告等	合計
H20	4,449	0	5	473	(27,495)	478	617	1,095
H21	4,818	6	5	460	(35,080)	471	516	987
H22	3,908	4	9	547	(35,969)	560	323	883

【法律名】道路運送車両法

【府省庁名】国土交通省

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<p><法の目的> 道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。</p> <p><法の主な概要> 自動車分解整備事業を営もうとする者は、自動車分解整備事業の種類及び分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。（第78条第1項）</p>			
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>以下の事項について地方支分部局へ委任している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車分解整備事業者への立入検査及び行政処分につき、地方支分部局が実施（第92条、第100条等） 			
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>		<p>平成20年度</p> <p>約360件</p>	<p>平成21年度</p> <p>約290件</p>	<p>平成22年度</p> <p>約230件</p>
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>				
<p>法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段</p>	<p>【自動車分解整備事業の行政処分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の処分については毎月1回取りまとめて公表。 ・件数は毎年1回取りまとめて公表。 <p>【自動車分解整備事業の行政処分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の処分については以下のアドレスに掲載。 http://www3.mlit.go.jp/ ・件数については以下のアドレスに掲載。 http://www.mlit.go.jp/statistics/details/jidosha_list.html 			

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間(平成21年度、22年度及び23年度)の受付件数	体制の有無：有 受付件数 平成20年度： - 件 平成21年度： - 件 平成22年度： - 件
---	--

【法律名】税理士法

【府省庁名】財務省・国税庁

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<p>< 制度の目的 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としている。（法第1条） <p>< 制度の主な概要 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・税理士は、他人の求めに応じ、租税に関し、「税務代理」、「税務書類の作成」及び「税務相談」等を行うことを業とする。（法第2条、第2条の2、第48条の5、第48条の6） ・税理士が、法又は国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、財務大臣は「戒告」、「1年以内の税理士業務の停止」、「税理士業務の禁止」のいずれかの処分をすることができる。（法第46条） 								
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>									
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<p>税理士・税理士法人等に対する懲戒処分件数 (単位:件)</p> <table border="1" data-bbox="549 1010 1273 1104"> <thead> <tr> <th>会計年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処分件数</td> <td>30</td> <td>29</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)特定商取引法の違反類型に該当する理由での懲戒実績はない。</p>	会計年度	20	21	22	処分件数	30	29	37
会計年度	20	21	22						
処分件数	30	29	37						
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>	<p>法執行機関である国税庁、国税局(所)及び税務署との間で必要な情報交換を実施。</p>								
<p>法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・処分時において公表 ・官報及び国税庁HPに掲載 <p>http://www.nta.go.jp/sonota/zeirishi/zeirishiseido/shobun/index.htm#name02</p>								

【参考】

<p>情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の受付件数</p>	<p>情報・相談の受付体制：有（国税庁、国税局(所)及び税務署） 直近3年間の受付件数：不明（集計していない）</p>
--	---

【法律名】 信用金庫法

【府省庁名】 金融庁

法執行の現状

制度の概要	信用金庫についての免許制度（法第4条） 信用金庫の事業に対し必要な規制 ・ 同一人に対する信用の供与等に関する規制（法第89条において準用する銀行法第13条） ・ 特定関係者との間の取引等に関する規制（法第89条において準用する銀行法第13条の2） ・ 禁止行為（法第89条において準用する銀行法第13条の3等） 信用金庫に対する監督 ・ 報告又は資料の提出（法第89条において準用する銀行法第2条） ・ 立入検査（法第89条において準用する銀行法第25条） ・ 事業の停止命令等（法第89条において準用する銀行法第26条等） ・ 免許の取消し等（法第89条において準用する銀行法第27条等） 早期是正措置の導入（法第89条において準用する銀行法第26条、平成8年改正） 金融システム改革法の一環としての改正（平成10年改正） ・ 事業範囲に金融等デリバティブ取引を追加（法第53条） ・ 預金者等に対する情報の提供義務を規定（法第89条において準用する銀行法第12条の2） 信用金庫代理業制度の導入（法第9章の2、平成17年改正） 指定紛争解決機関（金融機関ADR制度）の導入（法第89条において準用する銀行法第7章の5、平成22年改正）
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	内閣総理大臣が監督（法第9条） ・ 内閣総理大臣は金融庁長官にその権限の一部（信用金庫に対する事業停止命令等）を委任（法第88条、令第10条） ・ 金融庁長官は財務局長等にその権限の一部（営業所の設置等に関する届出の受理等）を委任（法第88条、令第10条の2）
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	【代理業】 信用金庫代理業者に係る執行実績なし。
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	【代理業】 金融庁と、法令に基づく権限委任規定により、信用金庫代理業者の監督権限を有する財務省の地方支分部局である財務（支）局との間で必要な情報交換を実施。
法執行実績の公表・広報状況	（公表実績なし） 個別処分が行われた場合は、内容を随時公表。（但し、公表により対象

公表・広報頻度	金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものは除く)
公表・広報手段	個別処分については、金融庁及び財務(支)局において、プレスリリースを配布するとともに、ウェブサイトに掲載。

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数	<ul style="list-style-type: none"> ・体制の有無：有(金融サービス利用者相談室) ・受付件数 <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度： - 件 平成21年度： - 件 平成22年度： - 件
---	--

【法律名】内航海運業法

【府省庁名】国土交通省

法執行の現状

制度の概要	<p>< 法の目的 > 内航運送の円滑かつ適確な運営を確保することにより、輸送の安全を確保するとともに内航海運業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進する。</p> <p>< 法の主な概要 > 1 内航海運業に係る事業開始登録（第3条） 2 内航海運業に係る登録事項の変更登録等（第7条） 3 内航海運業者の営業所等への立入検査等（第26条）</p>																
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	内航海運業に係る事業開始登録、内航海運業に係る登録事項の変更登録等の業務について、地方運輸局等へ委任をしている。																
直近3年間（平成21年度、22年度及び23年度10月まで）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>20年度</th><th>21年度</th><th>22年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>内航運送約款変更命令</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td></tr><tr><td>登録の取消し</td><td>0件</td><td>0件</td><td>2件</td></tr><tr><td>事業停止</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td></tr></tbody></table>		20年度	21年度	22年度	内航運送約款変更命令	0件	0件	0件	登録の取消し	0件	0件	2件	事業停止	0件	0件	0件
	20年度	21年度	22年度														
内航運送約款変更命令	0件	0件	0件														
登録の取消し	0件	0件	2件														
事業停止	0件	0件	0件														
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態																	
法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段	行政処分を行った場合には、地方運輸局等において掲示やホームページへの掲載を行っている。																

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間（平成21年度、22年度及び23年度10月まで）の受付件数	体制の有無：有 受付件数 平成20年度： - 平成21年度： - 平成22年度： -
--	--

【法律名】 長期信用銀行法

【府省庁名】 金融庁

法執行の現状

制度の概要	<p>長期信用銀行債を発行して設備資金又は長期運転資金に関する貸付けをすることを主たる業務として営む者についての免許制度（法第4条）</p> <p>長期信用銀行について、その業に対し必要な規制</p> <ul style="list-style-type: none">・ 同一人に対する信用の供与等に関する規制（法第17条において準用する銀行法第13条）・ 特定関係者との間の取引等に関する規制（法第17条において準用する銀行法第13条の2）・ 禁止行為（法第17条において準用する銀行法第13条の3等） <p>長期信用銀行に対する監督</p> <ul style="list-style-type: none">・ 報告又は資料の提出（法第17条において準用する銀行法第24条）・ 立入検査（法第17条において準用する銀行法第25条）・ 業務の停止命令等（法第17条において準用する銀行法第26条等）・ 免許等の取消し等（法第17条において準用する銀行法第27条等） <p>早期是正措置の導入（法第17条において準用する銀行法第26条、8年改正）</p> <p>長期信用銀行持株会社制度の導入（法第16条の2の4等、9年改正）</p> <p>金融システム改革法の一環としての改正（10年改正）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 業務範囲に金融等デリバティブ取引を追加（法第6条）・ 預金者等に対する情報の提供義務を規定（法第17条において準用する銀行法第12条の2）・ 株式の保有制限（5%ルール）を規定（法第17条において準用する銀行法第16条の3） <p>主要株主に関する法整備（法第16条の2の2、13年改正）</p> <p>長期信用銀行代理業制度の導入（法第17条において準用する銀行法第7章の4、17年改正）</p> <p>指定紛争解決機関（金融機関ADR制度）の導入（法第16条の8等、22年改正）</p>
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<p>内閣総理大臣が監督</p> <ul style="list-style-type: none">・ 内閣総理大臣は金融庁長官にその権限の一部（長期信用銀行に対する業務停止命令等）を委任（法第22条、令第7条）・ 金融庁長官は財務局長等にその権限の一部（営業所の設置等に関する届出の受理等）を委任（法第22条、令第8条）
直近3年間（平成20年度、21年度及び22	<p>平成18年度以降、長期信用銀行は存在しない。したがって、直近3年間の長期信用銀行法執行の実績はない。</p>

年度)の法執行の実績 (処分、取締、勧告等 (あれば)行政指導))の件数	
法執行における、関係 行政機関(関係省庁・ 取締機関・地方支分部 局・地方公共団体等) との連携の実態	平成18年度以降、長期信用銀行は存在しない。したがって、現在、長期信用銀行法執行における、関係機関との連携はない。
法執行実績の 公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段	平成18年度以降、長期信用銀行は存在しない。したがって、現在、長期信用銀行法執行の実績はない。

【参考】

情報・相談を受け付け る体制の有無及び直 近3年間(平成20年度 、21年度及び22年度) の受付件数	<ul style="list-style-type: none"> ・体制の有無：有(金融サービス利用者相談室) ・受付件数 <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度： - 件 平成21年度： - 件 平成22年度： - 件
---	--

【法律名】航空法

【府省庁名】国土交通省

法執行の現状

制度の概要	<p>< 法の目的 ></p> <p>この法律は、国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定め、並びに航空機を運航して営む事業の適正かつ合理的な運営を確保して輸送の安全を確保するとともにその利用者の利便の増進を図ることにより、航空の発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。（法第1条）</p> <p>< 法定されている消費者保護に関する主な行為規制 ></p> <ul style="list-style-type: none">・ 運賃及び料金の届出・認可（法第105条、法第129条の2）・ 本邦航空運送事業者の運送約款の認可（法第106条）
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	特定本邦航空運送事業者（客席数が100又は最大離陸重量が5万kgを超える航空機を使用して行う航空運送事業を営む事業者）以外の本邦航空運送事業者に係る権限の一部は地方航空局長に委任（規則第240条）
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	<p>直近3年間において、是正措置として法に基づく以下の行政処分の実績はない。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 本邦航空運送事業者に対する事業改善命令（法第112条第1項第1号又は同項第3号に掲げる事項）、事業の停止及び許可の取消し（法第119条）及び許可等の条件（法第125条）・ 外国人国際航空運送事業者に対する事業計画等の変更命令（法第129条の4）、事業の停止及び許可の取消し（法第129条の5）及び許可等の条件（法第131条の2。法第130条の2の許可を受けた者が行う本邦内で発着する旅客等の運送に係るものも含む。） <p>ただし、消費者から国土交通省に寄せられたトラブル・相談については、適宜事業者と情報共有するとともに、必要に応じて事業者に対して改善を促し、円滑な問題解決を図っている。</p>
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	権限の一部を委任している地方航空局と連携し対応している。
法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段	

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直	体制の有無：有 受付件数
---------------------	-----------------

近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数	平成20年度： - 平成21年度： - 平成22年度： -
------------------------------	-------------------------------------

【法律名】労働金庫法

【府省庁名】厚生労働省、金融庁

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<p>労働金庫法は、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、もつてその健全な発達を促進するとともに労働者の経済的地位の向上に資することを目的とする。</p>
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>権限行使は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の共管となっている。 労働金庫等に対する内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、金融庁長官に委任された権限の一部は財務局長、財務支局長に委任され、また、労働金庫に対する厚生労働大臣の権限及び金融庁長官に委任された権限の一部は都道府県知事(一つの都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫の地区の属する都道府県の知事)が行うこととされている。</p>
<p>直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の法執行の実績(処分、取締、勧告等((あれば)行政指導)の件数)</p>	<p>特定商取引法の適用除外の対象となる販売・役務の提供に係る法執行の実績 平成20年度：0件 平成21年度：0件 平成22年度：0件</p>
<p>法執行における、関係行政機関(関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等)との連携の実態</p>	<p>法制度を所管する金融庁と厚生労働省との間で必要な情報交換を実施。 金融庁においては、法令に基づく権限委任規定により、労働金庫代理業者の監督権限を有する財務省の地方支分部局である財務(支)局との間で必要な情報交換を実施。 ・厚生労働省においても、法令に基づき労働金庫代理業者の監督権限を有する都道府県知事との間で必要な情報交換を実施。</p>
<p>法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段</p>	<p>(公表実績なし) 公表・広報頻度 個別の処分が行われた場合は内容を適宜公表する。 公表・広報手段 プレスリリースを配布し、ホームページに掲載する。</p>

【参考】

<p>情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数</p>	<p>【厚生労働省】 ・体制の有無：有 ・厚生労働省のお問い合わせ窓口 ・労働金庫に関する検査時：ホームページにおいて当該労金に関する情報を広く募集 ・特定商取引法の適用除外の対象となる販売・役務の提供に係る情報・相談受付件数</p>
--	--

平成20年度：0件

平成21年度：0件

平成22年度：0件

【金融庁】

・体制の有無：有

・金融サービス利用者相談室

・特定商取引法の適用除外の対象となる販売・役務の提供に係る
情報・相談受付件数

平成20年度： - 件

平成21年度： - 件

平成22年度： - 件

【法律名】倉庫業法

【府省庁名】国土交通省

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<p>< 法の目的 > 倉庫業の適正な運営を確保し、倉庫の利用者の利益を保護するとともに、倉庫証券の円滑な流通を確保する。</p> <p>< 法の主な概要 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 倉庫業者の登録（第3条） 2 倉庫寄託約款の届出（第8条） 3 料金等の掲示（第9条） 4 倉庫の施設又は設備基準（第12条） 5 倉庫証券の発行（第13条） 6 トランクルームの認定（第25条） 																		
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>政令に定めるところにより地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に委任。</p>																		
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<p>事業改善命令（第15条）</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>20年度</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> </tr> <tr> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> </table> <p>営業の停止及び登録の取り消し（第21条第1項）</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>20年度</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> </tr> <tr> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> </table> <p>倉庫業を営む者以外の者による人を誤認させる行為の禁止（第25条の10第2項）</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>20年度</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> </tr> <tr> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> </table>	20年度	21年度	22年度	0件	0件	0件	20年度	21年度	22年度	0件	0件	0件	20年度	21年度	22年度	0件	0件	0件
20年度	21年度	22年度																	
0件	0件	0件																	
20年度	21年度	22年度																	
0件	0件	0件																	
20年度	21年度	22年度																	
0件	0件	0件																	
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>	<p>事業改善命令（第15条）、営業の停止及び登録の取り消し（第21条）の一部及び倉庫業を営む者以外の者による人を誤認させる行為の禁止（第25条の10）を地方運輸局長等に委任。（令第2条第1項各号）</p>																		
<p>法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段</p>	<p>法執行の実績なし</p>																		

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数	体制の有無：有 受付件数 平成20年度： - 平成21年度： - 平成22年度： -
---	--

【法律名】 国民年金法

【府省庁名】 厚生労働省

法執行の現状

制度の概要	国民年金基金制度 自営業者等（国民年金の第1号被保険者）が、自らの選択により加入することにより、老後の所得保障の充実を図ることができるよう、老齢基礎年金の上乗せの年金給付を行うことを目的とする。
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	地方厚生（支）局 ・報告の徴収等（第141条） ・基金等に対する監督（第142条） ・権限の委任（第142条の2）
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	地方厚生（支）局が実施した監査実施数 ・平成20年度 19基金 ・平成21年度 16基金 ・平成22年度 19基金
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	権限を委任されている地方厚生（支）局において定期的に監査を実施し、法制度を所管する厚生労働省に報告。
法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段	毎年（年1回） 厚生労働省HPにて公表 「厚生年金基金、国民年金基金及び確定給付企業年金の監査結果について」 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000011kog.html 平成22年度より開始

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の受付件数	・情報・相談を受け付ける体制 有 ・直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の受付件数 -（法律ごとの件数を特段集計していない）
---	---

【法律名】社会保険労務士法

【府省庁名】厚生労働省

法執行の現状

制度の概要	<p>< 法の目的 ></p> <p>社会保険労務士の制度を定めて、その業務の適正を図り、もって労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>< 法の主な概要 ></p> <p>1 (社会保険労務士の業務)</p> <p>社会保険労務士は、労働社会保険諸法令に基づいて申請書等を作成すること、提出に関する手続を代行すること、申請等について事務代理等をするを、更に特定社会保険労務士については、これらに加え、個別労働関係紛争について紛争解決代理業務を行うことを業とする。(第2条第1項、第25条の9第1項)</p> <p>2 (懲戒)</p> <p>厚生労働大臣は、一定の非違行為を行った社会保険労務士又は社会保険労務士法人を懲戒処分することができる。(第25条の2、第25条の3、第25条の24)</p>
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	なし
直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の法執行の実績(処分、取締、勧告等((あれば)行政指導)の件数	<p>平成20年度：0件 平成21年度：0件 平成22年度：0件</p> <p>毎年大臣による懲戒処分は行っているが、行政機関への虚偽書類提出による助成金の不正受給等が懲戒事由となっており、特定商取引法の違反類型に該当する理由での懲戒実績はない。(社会保険労務士の自治組織である都道府県社会保険労務士会の会則に不当勧誘等の禁止については規定されているが、当該会則違反については一般的に会則に基づく処分を行うことになり、その内容、件数について行政は把握していない。)</p>
法執行における、関係行政機関(関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等)との連携の実態	懲戒処分は厚生労働大臣が行うが、懲戒処分のための実地調査等は地方支分部局である地方厚生(支)局長、都道府県労働局長に権限が委任されているため、本省の担当部局とこれら地方支分部局が緊密な連携を取っている。
法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段	個別の処分が行われた場合は内容を随時公表 個別処分について官報をもって公告するとともに、厚生労働省HPに掲載。

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数	・情報・相談を受け付ける体制 有 ・直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数 - (法律ごとの件数を特段集計していない)
---	--

【法律名】積立式宅地建物販売業法

【府省庁名】国土交通省

法執行の現状

制度の概要	<p>1. 法律の目的</p> <ul style="list-style-type: none">・積立式宅地建物販売業者について許可制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営と宅地建物取引の公正とを確保し、購入者等の利益の保護と積立式宅地建物販売業の健全な発達に寄与することを目的としている。(第1条) <p>2. 許可</p> <ul style="list-style-type: none">・二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する積立式宅地建物販売業者については国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置する積立式宅地建物販売業者については都道府県知事の許可が必要。(第3条) <p>3. 積立金等保全措置</p> <p>講ずべき義務</p> <ul style="list-style-type: none">・積立式宅地建物販売業者は、積立式宅地建物販売の契約を締結した者のために、基準日(毎年3月31日及び9月30日)の翌日から起算して50日までの間に積立金等保全措置を講じなければならない。(第17条) <p>保全措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none">・営業保証金として最寄りの供託所への供託、又は金融機関と営業保証金供託委託契約の締結。(第18条)・講ずべき額は、積立金等の3分の1に相当する額。(第18条) <p>3. 業務に関する主な規制</p> <ul style="list-style-type: none">・積立条件等の説明及び書面の交付(第34条)・契約の解除に伴う損害賠償等の額の制限(第35条)・その他(従業者証明書の携帯等(第37条)、帳簿の備付け(第38条)、標識の掲示(第39条))等 <p>4. 監督措置、罰則</p> <p>下記の場合に国土交通大臣又は都道府県知事が行政上の処分を行うほか、法律の規定に違反した者等に対する罰則規定が定められている。</p> <p><改善命令処分></p> <ul style="list-style-type: none">・一事業年度の収益の費用に対する比率が100%を下回ったとき。・流動資産の合計額の流動負債の合計額に対する比率が90%を下回ったとき等 <p><業務停止処分></p>
-------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・法律の規定に違反したとき ・改善命令に従わないとき ・不正又は著しく不当な行為をしたとき 等 <p><許可取消処分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可の欠格要件に該当することとなったとき ・法律の規定に違反し、その情状が特に重いとき 等 <p>5. 主な改正経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法の制定（昭和46年） ・許可基準・名義貸し禁止の強化、監督規定の整備等（昭和55年） ・従業者証明書の携帯、従業者名簿の備付の義務化（昭和63年） <p style="text-align: right;">他</p>
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<p>一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置する積立式宅地建物販売業者については、当該都道府県の知事が下記の事務を行う。（自治事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積立式宅地建物販売業の免許（第3条） ・改善命令処分（第42条） ・積立式宅地建物販売の契約締結の禁止処分（第43条） ・業務停止処分・許可の取消し（第44条） ・積立式宅地建物販売の契約締結の禁止処分・業務停止処分をしようとする場合の聴聞（第46条） ・指導、助言及び勧告（第48条） ・報告の徴収（第50条） ・立入検査（第51条） 等
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	
法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段	業務停止命令又は許可の取消処分等を行った場合、公告（主務大臣は官報に、都道府県知事は各公報）する。

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直	体制の有無：有 受付件数
---------------------	-----------------

近 3 年間(平成20年度 、 21年度及び22年度) の受付件数	平成20年度 :	-
	平成21年度 :	-
	平成22年度 :	-

【法律名】 銀行法

【府省庁名】 金融庁

法執行の現状

制度の概要	<p>銀行業を営む者についての免許制度（法第4条） 銀行業を営む者について、その業に対し必要な規制</p> <ul style="list-style-type: none">・ 同一人に対する信用の供与等に関する規制（法第13条）・ 特定関係者との間の取引等に関する規制（法第13条の2）・ 禁止行為（法第13条の3等） <p>銀行に対する監督</p> <ul style="list-style-type: none">・ 報告又は資料の提出（法第24条）・ 立入検査（法第25条）・ 業務の停止命令等（法第26条等）・ 免許等の取消し等（法第27条等） <p>早期是正措置の導入（法第26条、8年改正） 銀行持株会社制度の導入（法第52条の17等、9年改正） 金融システム改革法の一環としての改正（10年改正）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 業務範囲に金融等デリバティブ取引を追加（法第10条）・ 預金者等に対する情報の提供義務を規定（法第12条の2）・ 株式の保有制限（5%ルール）を規定（法第16条の3） <p>銀行の主要株主に関する法整備（法第52条の2の11、法第52条の9、13年改正） 銀行代理業制度の導入（法第7章の4、17年改正） 指定紛争解決機関（金融機関ADR制度）の導入（法第7章の5、22年改正）</p>																																								
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<p>内閣総理大臣が監督</p> <ul style="list-style-type: none">・ 内閣総理大臣は金融庁長官にその権限の一部（銀行に対する業務停止命令等）を委任（法第59条、令第17条）・ 金融庁長官は財務局長等にその権限の一部（営業所の設置等に関する届出の受理等）を委任（法第59条、令第17条の2）																																								
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>20年度</th><th>21年度</th><th>22年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 金融庁</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>業務改善（法第26条、52条の33）</td><td>4件</td><td>10件</td><td>4件</td></tr><tr><td>業務停止（法第26条、27条、52条の34）</td><td>0件</td><td>2件</td><td>2件</td></tr><tr><td>上記のほか、免許取り消し等（法第27条、28条、法第52条の34、法第52条の55、法第52条の56、法第52条の56、法第52条の82、法第52条の84、法第52条の84）については、該当無し。</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 財務局</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>業務改善（法第26条、52条の33）</td><td>0件</td><td>2件</td><td>2件</td></tr><tr><td>業務停止（法第26条、27条、52条の34）</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td></tr><tr><td>業務改善命令等（法第52条の55）</td><td>0件</td><td>1件</td><td>0件</td></tr><tr><td>上記のほか、免許取り消し等（法第27条、28条、法第52条の34、法第52条の56、法第52条の56、法第52条の82、法第52条の84、法第</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		20年度	21年度	22年度	1 金融庁				業務改善（法第26条、52条の33）	4件	10件	4件	業務停止（法第26条、27条、52条の34）	0件	2件	2件	上記のほか、免許取り消し等（法第27条、28条、法第52条の34、法第52条の55、法第52条の56、法第52条の56、法第52条の82、法第52条の84、法第52条の84）については、該当無し。				2 財務局				業務改善（法第26条、52条の33）	0件	2件	2件	業務停止（法第26条、27条、52条の34）	0件	0件	0件	業務改善命令等（法第52条の55）	0件	1件	0件	上記のほか、免許取り消し等（法第27条、28条、法第52条の34、法第52条の56、法第52条の56、法第52条の82、法第52条の84、法第			
	20年度	21年度	22年度																																						
1 金融庁																																									
業務改善（法第26条、52条の33）	4件	10件	4件																																						
業務停止（法第26条、27条、52条の34）	0件	2件	2件																																						
上記のほか、免許取り消し等（法第27条、28条、法第52条の34、法第52条の55、法第52条の56、法第52条の56、法第52条の82、法第52条の84、法第52条の84）については、該当無し。																																									
2 財務局																																									
業務改善（法第26条、52条の33）	0件	2件	2件																																						
業務停止（法第26条、27条、52条の34）	0件	0件	0件																																						
業務改善命令等（法第52条の55）	0件	1件	0件																																						
上記のほか、免許取り消し等（法第27条、28条、法第52条の34、法第52条の56、法第52条の56、法第52条の82、法第52条の84、法第																																									

	52条の84)については、該当無し。
法執行における、関係行政機関(関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等)との連携の実態	<p>銀行に対し業務停止命令等の処分をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>銀行法の施行にあわせて、パブリックコメントの実施による透明性の高い手続きを経て、金融庁及び財務局の職員向けに「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等を策定し、各種規制の基本的な考え方、利用者保護の観点を含めた監督上の着眼点と留意すべき事項、具体的な監督手法を整理するなど、金融庁と財務局の連携の強化を図っている。</p> <p>検査においては、毎事務年度の検査基本方針・計画策定、検査結果の審理等を金融庁が行う一方で、立入検査の実施、検査指導、検査結果の審査については、権限委任を受けている財務局が主として行っており、金融庁と財務局が連携して法執行を行っている。</p>
法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段	<p>国(財務局)の立入検査の実施状況については、「金融庁の一年」にて毎年1回公表。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国(財務局)が行った行政処分については、その都度、行政処分の内容を公表。また、「行政処分事例集」を四半期毎に公表。(但し、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものは除く) <p>「金融庁の一年」については当庁ウェブサイトにて公表。 http://www.fsa.go.jp/common/paper/index.html</p> <ul style="list-style-type: none"> 国(財務局)が行った行政処分については、行政処分を行った財務局でプレスリリースを配付するとともに、当該財務局及び当庁ウェブサイトにて公表。 http://www.fsa.go.jp/news/index.html 「行政処分事例集」については、当庁にてプレスリリースするとともに当庁ウェブサイトにて公表。 http://www.fsa.go.jp/status/index.html

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数	<ul style="list-style-type: none"> 体制の有無：有(金融サービス利用者相談室) 受付件数 平成20年度： - 件 平成21年度： - 件 平成22年度： - 件
---	--

【法律名】電気通信事業法

【府省庁名】 総務省

法執行の現状

制度の概要	<p>概要</p> <p>電気通信事業法は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することによって、電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的として制定されており、電気通信事業の登録、電気通信業務、電気通信設備、土地の使用等について必要な規定を定めている。</p>																
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<p>電気通信の登録（第9条）、届出（第16条）、電気通信事業の認定（第117条）等の一部事務については、総務省の地方支分部局である総合通信局へ委任している。</p>																
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	<table border="0"> <tr> <td>総務大臣が登録した事業者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>総務大臣が新規に届出を受けた数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20年度分</td> <td>999</td> </tr> <tr> <td>21年度分</td> <td>910</td> </tr> <tr> <td>22年度分</td> <td>982</td> </tr> </table>	総務大臣が登録した事業者		20年度	15	21年度	11	22年度	10	総務大臣が新規に届出を受けた数		20年度分	999	21年度分	910	22年度分	982
総務大臣が登録した事業者																	
20年度	15																
21年度	11																
22年度	10																
総務大臣が新規に届出を受けた数																	
20年度分	999																
21年度分	910																
22年度分	982																
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	<p>なし。</p>																
法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段	<p>下記URLにおける「電気通信事業者数の推移」により各月の事業者数（登録+届出）を更新。また、「登録電気通信事業者一覧」により登録電気通信事業者情報を更新。</p> <p>http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/field/tsuushin04.html</p>																
法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段	<p>下記URLにおける「電気通信事業者数の推移」により各月の事業者数（登録+届出）を更新。また、「登録電気通信事業者一覧」により登録電気通信事業者情報を更新。</p> <p>http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/field/tsuushin04.html</p>																

【参考】

情報・相談を受け付け 体制の有無：有

る体制の有無及び直 近3年間(平成20年度 、21年度及び22年度) の受付件数	受付件数 平成20年度：10,943件 平成21年度：9,105件 平成22年度：8,421件
---	--

【法律名】鉄道事業法

【府省庁名】国土交通省

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<p>鉄道事業法は、鉄道事業等の運営を適正かつ合理的なものとする ことにより、輸送の安全を確保し、鉄道等の利用者の利益を保護すると ともに、鉄道事業等の健全な発達を図り、公共の福祉を増進するこ とを目的としている（第1条）。</p> <p>このうち、利用者の利益を保護するため、旅客の運賃・料金の認可 及び届出（第16条）、運輸に関する協定（第18条）、乗継円滑化 措置への対応（第22条の2）等について規定をしている。</p> <p>なお、鉄道事業者が利用者の利便その他公共の利益を阻害している 事実があると認める場合は、事業改善命令を発出することができる（ 第23条）。</p> <p>また、運輸に関する状況を確認するため、必要な範囲で立ち入り検 査を実施することができる（第56条）。</p>
<p>権限の関係行政機関 との分担・委任の状況</p>	<p>旅客の運賃及び料金については、国土交通大臣が告示で定めた鉄道 事業者における運賃・料金の認可のほか、割引等に係る事業者からの 届出及び運輸に関する協定の届出の受理については地方運輸局長に 委任されている。</p> <p>なお、事業改善命令については、地方運輸局長も行うことができる 。</p> <p>また、立ち入り検査については、原則として地方運輸局長が実施す ることとしているが、特に必要があると認める場合には国土交通大臣 が実施している。</p>
<p>直近3年間（平成20 年度、21年度及び22 年度）の法執行の実績 （処分、取締、勧告等 （あれば）行政指導） の件数</p>	<p>平成20年度 行政指導 13件 平成21年度 行政指導 1件 平成22年度 -</p> <p>この他に、行政指導までには値しないが、再発防止策の提出を求め る場合がある</p> <p>軌道を運営している事業者であっても、鉄道が主体の事業者は鉄道 でカウントしている</p>
<p>法執行における、関係 行政機関（関係省庁・ 取締機関・地方支分部 局・地方公共団体等） との連携の実態</p>	<p>本省と地方運輸局との間で適宜情報共有を図っている。</p>
<p>法執行実績の 公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段</p>	<p>文書による行政指導を行った場合は、ホームページ等で公表を行うこと としている。</p> <p>また業務監査については、監査結果について鉄道事業者に通知するとと もに、ホームページで公表している。</p>

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数	体制の有無：有 受付件数 平成20年度： - 平成21年度： - 平成22年度： -
---	--

【法律名】貨物利用運送事業法

【府省庁名】国土交通省

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<p>< 法の目的 > 貨物利用運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするにより、貨物利用運送事業の健全な発達を図るとともに、貨物の流通の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応した貨物の運送サービスの円滑な提供を確保し、もって利用者の利益の保護及びその利便の増進に寄与することを目的とする（第1条）</p> <p>< 法の主な概要 > 1．他人の需要に応じ、有償で利用運送を行う場合には国土交通大臣の許可又は登録を受けなければならない（第3条、第20条） 2．登録又は許可の際に申請した内容（事業計画、集配事業計画等）に変更が生じた場合には、変更認可申請、変更登録申請、変更届出等を行わなければならない（第7条、第25条） 3．国土交通大臣は、事業の適性かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、事業改善の命令を行うことができる（第12条、第28条） 4．国土交通大臣は、法律、法律に基づく命令・処分、登録・許可の際に付した条件に違反したとき等の場合には、事業の停止又は登録・許可の取消しを行うことができる。（第16条、第33条） 5．国土交通大臣は、貨物利用運送事業を営む者以外の者に対し、その行う営業が貨物利用運送事業であると人を誤認させないようにするための措置を執るべきことを命ずることができる（第51条） 6．国土交通大臣は、貨物利用運送事業者の事務所等に対し、報告の徴収及び職員による立入検査を実施することができる（第55条）</p>
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>許認可、登録、事業改善命令、立入検査等の権限の一部について、地方運輸局に委任している。（第57条、施行規則第47条）</p>
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<p>特定商取引法の違反類型に類似する違反に対して行った処分</p> <p>【平成22年度】 業務改善命令 0件、事業の停止・許可取消し等 0件</p> <p>【平成21年度】 業務改善命令 0件、事業の停止・許可取消し等 0件</p> <p>【平成20年度】 業務改善命令 0件、事業の停止・許可取消し等 0件</p>
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>	<p>立入検査に関しては、毎年度地方運輸局とあわせて監査計画を立て、地方運輸局と連携して実施</p>

法執行実績の 公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段	行政処分を行った場合は、随時ホームページで内容を公表
---	----------------------------

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数	体制の有無：有 受付件数 平成20年度： - 平成21年度： - 平成22年度： -
---	--

【法律名】貨物自動車運送事業法

【府省庁名】国土交通省

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<p>< 法の目的 > 貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動を促進することにより、輸送の安全を確保するとともに、貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>< 法の主な概要 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般貨物自動車運送事業の許可（法第3条） ・ 運送約款の認可及び認可基準（法第10条） ・ 運賃及び料金等の揭示義務（法第11条） ・ 事業改善命令（法第26条） ・ 許可の取消し等（法第33条） 																																																			
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>以下の事項等について地方支分部局へ委任している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般貨物自動車運送事業の許可（第3条） ・ 運送約款の認可（第10条） 																																																			
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="9">貨物自動車運送事業法</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">監査事業者数</th> <th colspan="6">行政処分等件数</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>許可の取消</th> <th>事業停止</th> <th colspan="2">車両の使用停止 (延日車数)</th> <th>小計</th> <th>勧告・警告等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>5,531</td> <td>41</td> <td>58</td> <td>1,149</td> <td>(102,608)</td> <td>1,248</td> <td>437</td> <td>1,685</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>6,948</td> <td>45</td> <td>74</td> <td>1,260</td> <td>(102,959)</td> <td>1,379</td> <td>924</td> <td>2,303</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>6,369</td> <td>27</td> <td>64</td> <td>1,375</td> <td>(106,710)</td> <td>1,466</td> <td>223</td> <td>1,689</td> </tr> </tbody> </table>	貨物自動車運送事業法									年度	監査事業者数	行政処分等件数						合計	許可の取消	事業停止	車両の使用停止 (延日車数)		小計	勧告・警告等	H20	5,531	41	58	1,149	(102,608)	1,248	437	1,685	H21	6,948	45	74	1,260	(102,959)	1,379	924	2,303	H22	6,369	27	64	1,375	(106,710)	1,466	223	1,689
貨物自動車運送事業法																																																				
年度	監査事業者数	行政処分等件数						合計																																												
		許可の取消	事業停止	車両の使用停止 (延日車数)		小計	勧告・警告等																																													
H20	5,531	41	58	1,149	(102,608)	1,248	437	1,685																																												
H21	6,948	45	74	1,260	(102,959)	1,379	924	2,303																																												
H22	6,369	27	64	1,375	(106,710)	1,466	223	1,689																																												
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>																																																				
<p>法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本省：行政処分情報を毎月公表 累積点数が21点以上の事業者を6ヶ月ごと公表 ・ 地方運輸局：事業停止、許可取消等は随時公表 累積点数が21点以上の事業者を3ヶ月ごと公表 																																																			

	<ul style="list-style-type: none"> ・事業停止、許可取消、累積点数が21点以上等の場合は、報道機関へ情報提供 ・本省は以下のアドレスに、行政処分情報及び累積点数21点以上の事業者を随時掲載 http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/cgi-bin/search.cgi
--	--

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数	体制の有無：有 受付件数 平成20年度： - 件 平成21年度： - 件 平成22年度： - 件
---	--

【法律名】商品投資に係る事業の規制に関する法律

【府省庁名】経済産業省、農林水産省、金融庁

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ この法律は、商品投資顧問業を営む者（以下「商品投資顧問業者」という。）に対する許可制度の実施、その他の商品投資に係る事業に対する必要な規制を行うことにより、その事業を行う者の業務の適正な運営を確保し、もって商品投資に係る事業を公正かつ円滑にするとともに、投資者の保護を図ることを目的とする。 具体的には、商品投資に係る事業の公正化・円滑化及び投資者保護を図る観点から、商品投資顧問契約（商品投資に係る投資判断の一任契約）に基づいて商品投資を行う商品投資顧問業者に対し許可制にかからしめるとともに、書面交付義務や不当な勧誘行為の禁止等についての規制を設けている。 また、商品ファンドの設定、資金の管理、受益権の販売等を行う者（以下「商品投資販売業者」という。）に対しても、商品投資顧問業者への投資一任の義務付けや顧客から預かった財産の自己固有財産との分別管理の義務付けについて規制を設けている。 なお、主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、報告徴収及び立入検査を行うことができる。法令違反が認められた商品投資顧問業者に対しては、許可の取り消し又は6月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。また、同じく法令違反が認められた商品投資販売業者に対しては、必要な措置をとるべきことを指示することができるほか、6月以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることができることとなっている。 <p>注）平成18年通常国会において法改正が行われ、この法律で規定されていた商品投資販売業者に対する許可制度が廃止。当該規制は金融商品取引法で規制されることとなった（平成19年9月施行）。</p>
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品投資顧問業者に対する規制については、原則、農林水産省及び経済産業省の共管となっている（ただし、経済産業省関係商品に関する商品のみで運用する商品投資顧問業者に関しては経済産業省の専管。）。 ・ 商品投資販売業者に対する規制については、内閣府（金融庁）、農林水産省及び経済産業省の三府省共管となっている（ただし、経済産業省関係商品のみを扱う商品投資販売業者に関しては内閣府（金融庁）及び経済産業省、農林水産省関係商品のみを扱う商品投資販売業者に関しては内閣府（金融庁）及び農林水産省となる。）。 ・ 商品投資顧問業者及び商品投資販売業者に対する立入検査等の権限につき、農林水産大臣は地方農政局長に、経済産業大臣は地方経済産業局長に、内閣総理大臣（金融庁）は地方財務局長等に委任している。
<p>直近3年間（平成20</p>	

年度、21年度及び22年度)の法執行の実績(処分、取締、勧告等((あれば)行政指導)の件数	<ul style="list-style-type: none"> ・業務停止命令 <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度 0件 平成21年度 0件 平成22年度 0件 商品投資顧問業者、商品投資販売業者の合計
法執行における、関係行政機関(関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等)との連携の実態	<ul style="list-style-type: none"> ・商品投資顧問業者に対する報告徴収及び立入検査等を行う際には、農林水産省と経済産業省との間で事前調整。 ・商品投資販売業者に対する報告徴収及び立入検査等を行う際には、内閣府(金融庁)、農林水産省及び経済産業省との間で事前調整。
法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段	<ul style="list-style-type: none"> ・直近3年間においては、実績なし。

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数	<p>【経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体制の有無：有(経済産業省商品先物相談窓口) ・直近3年間の受付件数 <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度：0件 平成21年度：0件 平成22年度：0件 <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体制の有無：有(商品先物相談窓口) ・直近3年間の受付件数 <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度：0件 平成21年度：0件 平成22年度：0件 <p>【金融庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体制の有無：有(金融サービス利用者相談室) ・直近3年間の受付件数 <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度：-件 平成21年度：-件 平成22年度：-件
---	--

【法律名】不動産特定共同事業法

【府省庁名】国土交通省、金融庁

法執行の現状

制度の概要	<p>1 法律の目的</p> <p>不動産特定共同事業(事業者が、自ら行う不動産取引のため匿名組合契約等により出資を受け、出資者に対し当該不動産取引から生ずる利益の分配を行う事業)を営む者について許可制度を実施し、その事業に対して必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営と事業参加者の利益の保護を図るとともに、不動産特定共同事業の健全な発展に寄与することを目的とする。(第1条)</p> <p>2 許可権者等</p> <ul style="list-style-type: none">・二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する不動産特定共同事業者については主務大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置する不動産特定共同事業者については都道府県知事の許可が必要である。(第3条)・なお、都道府県知事が行う事務は自治事務である。 不動産特定共同事業者数：91社(平成23年11月1日現在) うち大臣許可業者 27社 都道府県知事許可業者 58社 届出業者(信託銀行) 6社 主務大臣は、金銭出資・金銭返還型の不動産特定共同事業については内閣総理大臣(金融庁長官)・国土交通大臣、それ以外の不動産特定共同事業については国土交通大臣である(第49条)。 <p>3 業務に関する主な規制</p> <ul style="list-style-type: none">・行政上の義務に関する規定のほか、取引条件の適正化を図るための私法上の効力に関する規定(民法の特例)を定めている。 <p><行政上の義務に関する規定></p> <ul style="list-style-type: none">・事務所における業務管理者の設置(第17条)・契約成立前の書面の交付(第24条)・契約成立に係る書面の交付(第25条)・広告規制(誇大広告の禁止、広告開始時期の制限(第18条))・不当な勧誘の禁止(第20条、第21条) 等 <p><私法上の効力に関する規制></p> <ul style="list-style-type: none">・クーリングオフ(第26条) <p>4 監督措置、罰則</p> <p>下記の場合に主務大臣又は都道府県知事が行政上の処分を行うほか、法律の規定に違反した者等に対する罰則規定が定められている。</p> <p><指示処分></p> <ul style="list-style-type: none">・業務に関し、事業参加者に損害を与えたとき、又は損害を与えるおそれが大であるとき
-------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務に関し、その公正を害する行為をしたとき、又はその公正を害するおそれが大であるとき ・ 業務に関し他の法令に違反し、不動産特定共同事業者として不相当であると認められるとき <p><業務停止処分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務に関し他の法令に違反し、不動産特定共同事業者として不相当であると認められるとき ・ 法律に定める規定に違反したとき ・ 指示に従わないとき ・ 処分に違反したとき ・ 不動産特定共同事業に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき ・ 役員等のうちに、業務の停止をしようとするとき以前5年以内に不動産特定共同事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至ったとき <p><許可取消処分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可の欠格要件に該当することとなったとき ・ 許可基準に適合しなくなったとき ・ 不正の手段により許可を受けたとき ・ 許可条件に違反したとき ・ 法律の規定に違反し、その情状が特に重いとき、又は業務停止命令に違反したとき <p>5 主な改正経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法律の制定（平成6年） ・ プロ投資家向け不動産特定共同事業に係る行為規制の緩和（平成9年）
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する不動産特定共同事業者については主務大臣が以下の権限を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産特定共同事業の許可（第3条） ・ 指示処分・業務停止処分（第34条、第35条） ・ 許可の取消し（第36条） ・ 指導、助言及び勧告（第39条） ・ 報告の聴取及び立入検査（第40条）等 ○ 一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置する不動産特定共同事業者については、当該都道府県の知事が上記の事務を行う。（自治事務）
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	<p>【平成22年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務停止処分 0件 ○ 許可取消処分 0件 <p>1) 上記件数は、国土交通省及び金融庁並びに都道府県が行った監督処分等の合計。</p> <p>2) 平成20年度、平成21年度については、それぞれ実績なし</p>

<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>	<p>大臣業者に対する許可監督等については、両省間で十分に連携をとって対応している。</p>
<p>法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段</p>	<p>業務停止命令又は許可の取消処分を行った場合、公告（主務大臣は官報に、都道府県知事は各公報）する。</p>

【参考】

<p>情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の受付件数</p>	<p>【国土交通省】 体制の有無：有 受付件数 平成20年度： - 件 平成21年度： - 件 平成22年度： - 件</p> <p>【金融庁】 ・体制の有無：有（金融サービス利用者相談室） ・受付件数 平成20年度： - 件 平成21年度： - 件 平成22年度： - 件</p>
--	---

【法律名】 保険業法

【府省庁名】 金融庁

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<p>保険業を行う者についての免許制度（法第3条等）（少額短期保険業を行う者については登録制度（法第272条等））</p> <p>保険業を行う者について、その事業に対し必要な規制</p> <ul style="list-style-type: none">・ 保険募集人等に関する規制（法第275条等）・ 保険募集等に関する禁止行為（法第300条等） <p>等</p> <p>保険会社等に対する監督</p> <ul style="list-style-type: none">・ 報告又は資料の提出（法第128条等）・ 立入検査（法第129条等）・ 業務の停止命令等（法第132条等）・ 免許等の取消し等（法第133条等） <p>等</p> <p>早期是正措置の導入（法第130条等、10年改正）</p> <p>保険契約者保護機構の創設（法第259条等、10年改正）、生命保険契約者保護機構に対する政府補助の特例措置（3年間）の創設（法附則1条の2の13、12年改正）、延長（3年間）（法附則1条の2の14）（15年、17年、20年改正）</p> <p>契約条件の変更（いわゆる予定利率の引下げ）を可能とする手続きの整備（法第240条の2等、15年改正）</p> <p>保険業法の適用範囲の見直し、少額短期保険業の創設（法第2条等、17年改正）</p> <p>クーリング・オフの適用範囲の拡大（令第45条等、19年改正）</p> <p>認可特定保険業の創設（17年改正法附則第2条等、22年改正）</p>
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>内閣総理大臣が監督</p> <ul style="list-style-type: none">・ 内閣総理大臣は金融庁長官にその権限の一部（保険会社等に対する業務停止命令等）を委任（法第313条、令第46条）・ 金融庁長官は財務局長等にその権限の一部（少額短期保険業者に関するもの等）を委任（法第313条、令第47条） <p>認可特定保険業に関し、民法第34条により設立された公益法人は旧主務官庁、それ以外の法人については、内閣総理大臣が監督。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 内閣総理大臣は金融庁長官にその権限を委任（法附則第36条第1項）。金融庁長官は財務局長等にその権限の一部を委任（同条第3項）。
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<p>平成20年度</p> <ul style="list-style-type: none">・ 業務改善命令（保険業法第132条第1項、法204条第1項、法272条の25第1項） <u>金融庁10件、財務局5件</u>・ 業務停止（廃止）命令（法132条第1項、法205条第1項、法272条の26第1項） <u>財務局4件</u> <p>平成21年度</p> <ul style="list-style-type: none">・ 業務改善命令（保険業法第132条第1項、法205条第1項、法272条の25第1項） <u>金融庁4件、財務局3件</u>

	<ul style="list-style-type: none"> ・業務停止(廃止)命令(法132条第1項、法204条第1項、法272条の26第1項) 財務局2件 <p>平成22年度</p> <p>処分、勧告等の該当なし</p>
法執行における、関係行政機関(関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等)との連携の実態	<p>保険会社等に対する処分が保険業に対する信頼性の維持に重大な影響を与えるおそれがあるときは、財務大臣に協議する等の連携を図ることとなっている。</p> <p>保険契約者保護機構については、財務省と共管となっているため、適宜適切な連携を図っている。</p> <p>少額短期保険業者等については、パブリックコメントの実施を経て利用者保護に係る監督上の着眼点を盛り込んだ監督指針の策定や、年度の監督方針の策定を金融庁が行う一方で、業者に対する行政処分や少額短期保険業の登録の審査等については、権限委任を受けている財務局が主として行っている。</p> <p>このように、少額短期保険業者等の監督については、金融庁と財務局が連携して法執行を行っている実態である。</p>
法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段	<p>当庁及び財務局が行った行政処分については、その都度、行政処分の内容を公表。また、「行政処分事例集」を四半期毎に公表。(但し、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものは除く)</p> <p>当庁及び財務局が行った上記の行政処分については、プレスリリースを配付するとともに、当庁(及び当該財務局)ウェブサイトにて公表。 http://www.fsa.go.jp/news/index.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「行政処分事例集」については、当庁にてプレスリリースするとともに当庁ウェブサイトにて公表。 http://www.fsa.go.jp/status/index.html

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数	<ul style="list-style-type: none"> ・体制の有無：有(金融サービス利用者相談室) ・受付件数 平成20年度： - 件 平成21年度： - 件 平成22年度： - 件
---	---

【法律名】 資産の流動化に関する法律

【府省庁名】 金融庁

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<p>資産の保有者が、資産を特定目的会社に譲渡し、又は信託会社等に信託し、当該資産を裏付けとする証券を発行すること等により、資産を流動化する仕組みを規定する法律。資産の保有者から資産を切り離すための法形式として、会社型（特定目的会社）及び信託型（特定目的信託）を規定。</p> <p>特定目的会社は、資産流動化に係る業務を行う際に、当局への事前届出が必要。</p> <p>当局は、特定目的会社に対し、資産流動化法に基づく検査・監督権限（立入検査権、報告徴求権、違法行為等是正措置命令権、業務停止命令権及び解散命令権）を有している。</p> <p>信託会社等は、受託者として特定目的信託契約を締結する際に、当局への事前届出が必要であるが、信託会社等に対する当局の検査・監督権限は、信託業法に基づき行使されている。</p>																
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>内閣総理大臣が監督</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣総理大臣は、資産流動化法に基づく検査・監督権限を金融庁長官に委任（法第290条第1項） ・ 特定目的会社への報告聴取及び検査等について、金融庁長官から証券取引等監視委員会へ委任（同条第2項等） ・ 特定目的会社への処分等の一部について、金融庁長官から財務局長等へ委任（同条第6項） 																
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>是正措置命令（法第218条）</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>業務停止（法第219条）</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>解散命令（法第220条）</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table> <p>法執行は全て財務局が実施。</p>		20年度	21年度	22年度	是正措置命令（法第218条）	1件	0件	0件	業務停止（法第219条）	0件	0件	0件	解散命令（法第220条）	0件	0件	0件
	20年度	21年度	22年度														
是正措置命令（法第218条）	1件	0件	0件														
業務停止（法第219条）	0件	0件	0件														
解散命令（法第220条）	0件	0件	0件														
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>	<p>監督においては、パブリックコメントの実施を経て、事務ガイドラインを策定し、法解釈を明確化すること等により、金融庁と財務局が連携している。</p>																
<p>法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段</p>	<p>業務開始届出書の提出件数については、当庁ウェブサイトにおいて月次で公表。</p> <p>是正措置命令等を行った場合には、その都度財務局及び当庁ウェブサイトにて公表。（但し、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものは除く）</p> <p>http://www.fsa.go.jp/news/index.html</p> <p>「行政処分事例集」については、四半期毎に当庁にてプレスリリースするとともに、当庁ウェブサイトにて公表。</p>																

http://www.fsa.go.jp/status/index.html

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数	<ul style="list-style-type: none">・体制の有無：有(金融サービス利用者相談室)・受付件数<ul style="list-style-type: none">平成20年度： - 件平成21年度： - 件平成22年度： - 件
---	---

【法律名】弁理士法

【府省庁名】経済産業省

法執行の現状

制度の概要	<ul style="list-style-type: none">・この法律は、弁理士についての制度を定め、弁理士の業務の適正を図ることにより、工業所有権の適正な保護及び利用の促進等に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを目的としている。・法律に規定されている弁理士の業務は、特許出願等に関する特許庁に対する手続の代理や裁判所における権利に関する訴訟の代理など。・弁理士に対する処分については、弁理士がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は弁理士たるにふさわしくない重大な非行があったときは、経済産業大臣は「戒告」「二年以内の業務の全部又は一部の停止」又は「業務の禁止」の処分をすることができる。（法第32条）また、弁理士法に基づき設立される特許業務法人に対する処分については、経済産業大臣は、特許業務法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、その特許業務法人に対し「戒告」「二年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止」又は「解散」を命ずることができる。（法第54条）・懲戒処分に関する運用基準等は、特許庁HPの以下のアドレスにて公表している。 < 特許庁HP > http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryoku/kijun/kijun2/nyoukijyun.htm						
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	なし。						
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	<ul style="list-style-type: none">・業務禁止処分 <table><tr><td>平成20年度</td><td>0件</td></tr><tr><td>平成21年度</td><td>1件</td></tr><tr><td>平成22年度</td><td>0件</td></tr></table>	平成20年度	0件	平成21年度	1件	平成22年度	0件
平成20年度	0件						
平成21年度	1件						
平成22年度	0件						
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	なし。						
法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段	公表・広報頻度 ・処分毎 公表・広報手段 ・処分についてはプレスリリースを配布。その後、以下のアドレスに掲載及び官報公告						

	<p>< 経済産業省 H P > http://www.meti.go.jp/press/20090914001/20090914001.html < 特許庁 H P > http://www.jpo.go.jp/torikumi/benrishi3/choukai_090914.htm</p>
--	---

【参考】

<p>情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許庁秘書課弁理士室 ・ 直近3年間の受付件数 平成20年度 2件 平成21年度 1件 平成22年度 2件
--	---

【法律名】 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

【府省庁名】 国土交通省

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<p>自動車運転代行業を営む者について必要な要件を認定する制度を実施するとともに、自動車運転代行業を営む者の遵守事項を定めること等により、自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、もって交通の安全及び利用者の保護を図るため、具体的に以下の内容を規定しているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車運転代行業の要件 ・自動車運転代行業を営もうとする者に対する公安委員会による認定等 ・自動車運転代行業者による料金の掲示 ・自動車運転代行業者による損害賠償措置を講ずべき義務 ・自動車運転代行業約款の作成・掲示等 ・都道府県公安委員会、国土交通大臣による自動車運転代行業者への指示等 <p>【自動車運転代行業の改正概要】 平成14年 自動車運転代行業法の施行</p>												
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の保護に係る権限は国土交通大臣が、交通の安全に係る権限は都道府県公安委員会がそれぞれ所管している。 ・自動車運転代行業を営もうとする者に対する認定等は、国土交通大臣の同意を得た上で、都道府県公安委員会において実施している。 ・自動車運転代行業法に規定する国土交通大臣の権限（標準運送約款の策定・公示に係るものを除く。）は、地方支分部局へ委任している。 												
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<table border="1" data-bbox="472 1312 1214 1518"> <thead> <tr> <th></th> <th>指示</th> <th>営業停止命令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年</td> <td>92件</td> <td>17件</td> </tr> <tr> <td>平成21年</td> <td>77件</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>106件</td> <td>12件</td> </tr> </tbody> </table> <p>年度ごとの統計は存在しない。</p>		指示	営業停止命令	平成20年	92件	17件	平成21年	77件	8件	平成22年	106件	12件
	指示	営業停止命令											
平成20年	92件	17件											
平成21年	77件	8件											
平成22年	106件	12件											
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県公安委員会と合同で立入検査を実施する場合がある。 ・国土交通大臣又は都道府県公安委員会の方が自動車運転代行業法に基づく指示を行った場合は、他方へ通知している。 ・国土交通大臣が自動車運転代行業の全部又は一部の停止が必要であると認めた場合には、都道府県公安委員会に対し、営業の停止を命ずべき旨を要請している。都道府県公安委員会が自動車運転代行業の全部又は一部の停止が必要であると認めた場合には、国土交通大臣の同意を得た上で実施している。 												
<p>法執行実績の公表・広報状況</p>	<p>無</p>												

【参考】

<p>情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数</p>	<p>体制の有無：有 受付件数 平成20年度： - 件 平成21年度： - 件 平成22年度： - 件</p>
--	---

【法律名】農林中央金庫法

【府省庁名】農林水産省、金融庁

法執行の現状

制度の概要	この法律は、農林中央金庫が、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林水産業者の協同組織を基盤とする金融機関としてこれらの協同組織のために金融の円滑を図ることにより、農林水産業の発展に寄与し、もって国民経済の発展に資することを目的とするもの。
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・この法律における主務大臣は、農林水産大臣及び内閣総理大臣。 ・内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任。（法82条）
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	<ul style="list-style-type: none"> ・実績なし。
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	法執行の実績は無いが、法執行が必要とされる場合には、農林水産省と金融庁との間で事前調整等の適切な連携を実施。
法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段	<ul style="list-style-type: none"> ・実績なし。 ・個別処分が行われた場合は、内容を随時公表 ・個別処分については、農林水産省及び金融庁において、プレスリリースを配布するとともに、ウェブサイトに掲載

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の受付件数	<p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体制の有無：有 ・直近3年間の受付件数：0件 <p>【金融庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体制の有無：有（金融サービス利用者相談室） ・受付件数 <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度：-件 平成21年度：-件 平成22年度：-件
---	---

【法律名】 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律

【府省庁名】 法務省

法執行の現状

制度の概要	<ul style="list-style-type: none">・ 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律は、内外の社会情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることにかんがみ、裁判外紛争解決手続の基本理念や情報提供等に努めるべき国及び地方公共団体の責務を定めるとともに、民間事業者の行う和解の仲介（調停、あっせん等。以下「民間紛争解決手続」という。）の業務を対象として、その適正性を確保する観点から必要とされる一定の要件に適合することを法務大臣が認証する制度を設け、認証を受けた和解の仲介の手続の利用に関し、時効の中断等の効果を付与するなどしてその利便の向上を図ることを定めるものである。・ 認証紛争解決手続の業務の適正な運営を確保するため、法務大臣は、一定の要件の下で認証紛争解決事業者に対し、報告徴求、立入検査、必要な措置の勧告・命令をすることができるほか、認証の基準・要件を満たさなくなった場合等には認証を取り消すことができる。
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<ul style="list-style-type: none">・ なし
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	<ul style="list-style-type: none">・ なし
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	<ul style="list-style-type: none">・ 法務大臣は、認証の取消し等の処分をする場合は、当該団体を所管する大臣等に協議することとされている。
法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段	<ul style="list-style-type: none">・ 認証を取り消したときはその旨を官報で公示しなければならない。

【参考】

情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の受付件数	<ul style="list-style-type: none">・ 情報・相談を受け付ける体制の有無 「有」・ 直近3年間の受付件数 「 - 」
---	---

【法律名】 信託業法

【府省庁名】 金融庁

法執行の現状

制度の概要	<p>信託業を営む者についての免許・登録制度（法第3条、第7条、第53条、第54条）</p> <p>信託業を営む者について、その業に対し必要な規制</p> <ul style="list-style-type: none">・ 信託の引受けに係る行為準則（法第24条）・ 信託会社の忠実義務等（法第28条）・ 信託財産に係る行為準則（法第29条） <p>信託会社に対する監督</p> <ul style="list-style-type: none">・ 報告又は資料の提出、立入検査（法第42条）・ 業務改善命令（法第43条）・ 免許・登録の取消し、業務停止命令等（法第44条等） <p>信託契約代理店業を営む者についての登録制度（法第67条）</p> <p>指定紛争解決機関の導入（法第5章の2、22年改正）</p>																				
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<p>内閣総理大臣が監督</p> <ul style="list-style-type: none">・ 内閣総理大臣は金融庁長官にその権限の一部を委任（法第87条、令第19条）・ 金融庁長官は財務局長等にその権限の一部を委任（法第87条、令第20条）																				
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>20年度</th><th>21年度</th><th>22年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>業務改善（法第43条）</td><td>1件</td><td>3件</td><td>3件</td></tr><tr><td>免許取消（法第44条第1項）</td><td>0件</td><td>1件</td><td>0件</td></tr><tr><td>登録取消（法第45条第1項）</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td></tr><tr><td>業務停止（法第44条第1項及び第45条第1項）</td><td>0件</td><td>1件</td><td>3件</td></tr></tbody></table> <p>上記のほか、免許拒否等（法第5条、10条、45条、53条、54条、59条、60条、70条、81条、82条、85条の22、85条の24）については、該当なし。</p>		20年度	21年度	22年度	業務改善（法第43条）	1件	3件	3件	免許取消（法第44条第1項）	0件	1件	0件	登録取消（法第45条第1項）	0件	0件	0件	業務停止（法第44条第1項及び第45条第1項）	0件	1件	3件
	20年度	21年度	22年度																		
業務改善（法第43条）	1件	3件	3件																		
免許取消（法第44条第1項）	0件	1件	0件																		
登録取消（法第45条第1項）	0件	0件	0件																		
業務停止（法第44条第1項及び第45条第1項）	0件	1件	3件																		
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	<p>紛争解決等業務を行う者の指定、指定の取消し、業務改善命令、業務停止命令、業務規定の変更認可を行う場合には、あらかじめ、法務大臣に協議する等の連携を図ることとなっている。</p> <p>類似商号使用者等について、各財務局等において警察や地域の消費者センター等に照会を行い当該者の業務内容を調査し、必要に応じ当庁及び捜査当局と連携し情報交換を行う。</p> <p>信託業法の施行にあわせて、パブリックコメントの実施による透明性の高い手続きを経て、金融庁及び各財務局等の職員向けに「信託会社等に関する総合的な監督指針」を策定し、各種規制の考え方、信託の委託者及び受益者保護の観点を含めた監督上の着眼点と留意すべき事項、具体的な監督手法を整理するなど、金融庁と財務局の連携の強化を図っている。</p>																				
法執行実績の	国（財務局）の立入検査の実施状況については、「金融庁の一年」に																				

<p>公表・広報状況</p> <p>公表・広報頻度</p> <p>公表・広報手段</p>	<p>て毎年1回公表。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国（財務局）が行った行政処分については、その都度、行政処分の内容を公表。また、「行政処分事例集」を四半期毎に公表。 ・ 国（財務局）が把握している類似商号使用者等については、「商号に「信託」等の文字を使用している無免許・無登録業者一覧」にて随時公表。（但し、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものは除く） <p>「金融庁の一年」については当庁ウェブサイトに公表。 http://www.fsa.go.jp/common/paper/index.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国（財務局）が行った行政処分については、行政処分を行った財務局でプレスリリースを配付するとともに、当該財務局及び当庁ウェブサイトにて公表。 http://www.fsa.go.jp/news/index.html ・ 「行政処分事例集」については、当庁にてプレスリリースするとともに、当庁ウェブサイトにて公表。 http://www.fsa.go.jp/news/index.html ・ 「商号に「信託」等の文字を使用している無免許・無登録業者一覧」については、財務局及び当庁ウェブサイトにて公表。 http://www.fsa.go.jp/policy/shintaku/11.pdf
--	--

【参考】

<p>情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体制の有無：有（金融サービス利用者相談室） ・ 受付件数 <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度： - 件 平成21年度： - 件 平成22年度： - 件
--	--

【法律名】 株式会社商工組合中央金庫法

【府省庁名】 経済産業省、財務省、金融庁

法執行の現状

制度の概要	<p><法の目的></p> <p>株式会社商工組合中央金庫が、完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。</p> <p><法の主な概要></p> <ol style="list-style-type: none">1 議決権を有する株主は、政府、中小企業等協同組合等組合及びその構成員に限定される（第6条第1項）2 業務は、預金、貸付、為替取引の他、有価証券の売買、金融商品取引法第28条第6項に規定する投資助言業務等を行うことができる（第21条）3 主務大臣は、商工組合中央金庫の業務の健全、適切な運営を確保するため、同金庫に対して措置を命ずることができる（第59条）				
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	消費者庁との共管法ではない（特定証取法の適用除外部分については、経済産業省、財務省、金融庁との共管）				
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	<table><tr><td>経済産業省、財務省、金融庁 措置命令（第59条）</td><td>20年度 0件</td><td>21年度 0件</td><td>22年度 0件</td></tr></table>	経済産業省、財務省、金融庁 措置命令（第59条）	20年度 0件	21年度 0件	22年度 0件
経済産業省、財務省、金融庁 措置命令（第59条）	20年度 0件	21年度 0件	22年度 0件		
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	法制度を所管する経済産業省、財務省、金融庁との間で必要な情報交換を実施。				
法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段	これまで個別の処分が行われたことがないことから、実績公表も実施していない。				

【参考】

<p>情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数</p>	<p>【経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none">・体制の有無：有・受付件数<ul style="list-style-type: none">平成20年度：0件平成21年度：0件平成22年度：0件 <p>【財務省】</p> <ul style="list-style-type: none">・体制の有無：有・受付件数<ul style="list-style-type: none">平成20年度：0件平成21年度：0件平成22年度：0件 <p>【金融庁】</p> <ul style="list-style-type: none">・体制の有無：有（金融サービス利用者相談室）・受付件数<ul style="list-style-type: none">平成20年度：0件平成21年度：0件平成22年度：0件
--	---

【法律名】電子記録債権法

【府省庁名】法務省、金融庁

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> 電子記録債権は電子債権記録機関の記録原簿への電子記録をその発生・譲渡等の要件とする既存の指名債権・手形債権などとは異なる新たな金銭債権であり取引の安全性・流通性を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図るために創設されたものである。 電子記録債権法（平成19年法律第102号）は、電子記録債権の発生、譲渡等について定めるとともに、電子記録債権に係る電子記録を行う電子債権記録機関の業務・監督等について必要な事項を定めるものであり、平成20年12月1日に施行されている。
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法律については法務省と金融庁の共管。 報告徴求命令又は検査については、内閣総理大臣（金融庁長官）は、電子記録債権機関の本店又は営業所等の所在地を管轄する財務局長に委任することができる（電子記録債権法律第92条第2項）。
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<p>該当なし</p>
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>	<p>電子記録債権機関の監督等については、法務省及び金融庁間で十分に連携をとって対応している。</p>
<p>法執行実績の公表・広報状況 公表・広報頻度 公表・広報手段</p>	<p>主務大臣（法務省及び金融庁）は、電子記録債権法第75条第1項の規定により電子記録債権機関の指定を取り消したとき等は、その旨を官報で公示しなければならない（同条第2項）。</p>

【参考】

<p>情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度）の受付件数</p>	<p>【金融庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 体制の有無：有（金融サービス利用者相談室） 受付件数 <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度： - 件 平成21年度： - 件 平成22年度： - 件
--	--

	<p>【法務省】</p> <ul style="list-style-type: none">・体制の有無：有・受付件数<ul style="list-style-type: none">平成20年度： - 件平成21年度： - 件平成22年度： - 件
--	---

【法律名】 資金決済に関する法律

【府省庁名】 金融庁

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<p>前払式支払手段</p> <ul style="list-style-type: none"> 前払式支払手段発行者についての届出(自家型発行者)、登録(第三者型発行者)制度(法第5条、第7条) 未使用残高が一定の金額を超える場合の発行保証金の供託義務(法第14条) 前払式支払手段発行者に対する報告徴求・立入検査及び業務改善命令を規定(法第24条、第25条) 自家型発行者に対しては業務停止命令、第三者型発行者に対しては業務停止命令・登録取消処分を規定(法第26条、第27条) <p>資金移動業</p> <ul style="list-style-type: none"> 資金移動業者についての登録制度(法第37条) 未達債務の全額について履行保証金の供託義務(法第43条) 資金移動業者に対する報告徴求・立入検査、業務改善命令及び業務停止命令・登録取消処分を規定(法第54条、第55条、第56条) 																																
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>内閣総理大臣が監督</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣総理大臣は金融庁長官に権限を委任(法第104条) 金融庁長官は上記権限の一部を財務局長等に委任(法第104条、令第28条、令第29条) 																																
<p>直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の法執行の実績(処分、取締、勧告等((あれば)行政指導)の件数</p>	<p>1. 前払式支払手段発行者に対する法執行の実績</p> <table border="1" data-bbox="526 1209 1436 1388"> <thead> <tr> <th></th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務改善命令(法第25条)</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>業務停止命令(法第26条、第27条)</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>登録取消処分(法第27条)</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table> <p>法執行は全て財務局が実施。</p> <p>2. 資金移動業者に対する法執行の実績 [22年4月施行]</p> <table border="1" data-bbox="526 1478 1436 1646"> <thead> <tr> <th></th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務改善命令(法第55条)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>業務停止命令(法第56条)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>登録取消処分(法第56条)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table>		20年度	21年度	22年度	業務改善命令(法第25条)	0件	0件	0件	業務停止命令(法第26条、第27条)	0件	0件	0件	登録取消処分(法第27条)	0件	0件	0件		20年度	21年度	22年度	業務改善命令(法第55条)	-	-	0件	業務停止命令(法第56条)	-	-	0件	登録取消処分(法第56条)	-	-	0件
	20年度	21年度	22年度																														
業務改善命令(法第25条)	0件	0件	0件																														
業務停止命令(法第26条、第27条)	0件	0件	0件																														
登録取消処分(法第27条)	0件	0件	0件																														
	20年度	21年度	22年度																														
業務改善命令(法第55条)	-	-	0件																														
業務停止命令(法第56条)	-	-	0件																														
登録取消処分(法第56条)	-	-	0件																														
<p>法執行における、関係行政機関(関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等)との連携の実態</p>	<p>監督においては、パブリックコメントの実施を経て、事務ガイドラインを策定し、財務局職員向けに利用者保護の観点を含めた監督上の着眼点と留意すべき事項、具体的な監督手法を整理するなど、金融庁と財務局が連携している。</p> <p>検査においては、毎事務年度の検査基本方針の策定等を金融庁が行う一方で、立入検査の実施、検査指導、検査結果の審査については、権限委任を受けている財務局が主として行っており、金融庁と財務局が連携している。</p>																																
<p>法執行実績の公表・広報状況</p>	<p>個別の行政処分が行われた場合は、内容を随時公表。また、「行政処分事例集」を四半期毎に公表。(但し、公表により対象金融機関等の</p>																																

<p>公表・広報頻度 公表・広報手段</p>	<p>経営改善に支障が生ずるおそれのあるものは除く) 個別の行政処分については、プレスリリースを配付するとともに、処分を行った財務局及び金融庁ウェブサイト随時掲載。 http://www.fsa.go.jp/news/index.html ・「行政処分事例集」については、金融庁ウェブサイトに公表。 http://www.fsa.go.jp/status/s_jirei/kouhyou.html</p>
----------------------------	--

【参考】

<p>情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度)の受付件数</p>	<p>・体制の有無：有(金融サービス利用者相談室) ・受付件数 平成20年度： - 件 平成21年度： - 件 平成22年度： - 件</p>
--	---

適用除外関係法令の抜粋

特定商取引に関する法律（昭和五十一年六月四日法律第五十七号）

（適用除外）

第二十六条 前三節の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

～略～

八 次に掲げる販売又は役務の提供

イ 金融商品取引法（昭和三十二年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者が行う同条第八項に規定する商品の販売又は役務の提供、同条第十二項に規定する金融商品仲介業者が行う同条第十一項に規定する役務の提供、同項に規定する登録金融機関が行う同法第三十三条の五第一項第三号に規定する商品の販売又は役務の提供、同法第七十九条の十に規定する認定投資者保護団体が行う同法第七十九条の七第一項に規定する役務の提供及び同法第二条第三十項に規定する証券金融会社が行う同法第一百五十六条の二十四第一項又は第一百五十六条の二十七第一項に規定する役務の提供

ロ 宅地建物取引業法（昭和三十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業を営むものを含む。）が行う宅地建物取引業法第二条第二号に規定する商品の販売又は役務の提供

ハ 旅行業法（昭和三十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行者及び同条第三項に規定する旅行者代理業者が行う同法第二条第三項に規定する役務の提供

ニ イからハまでに掲げるもののほか、他の法律の規定によつて訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売における商品若しくは指定権利の売買契約又は役務提供契約について、その勧誘若しくは広告の相手方、その申込みをした者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益を保護することができると認められる販売又は役務の提供として政令で定めるもの

特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年十一月二十四日政令第二百九十五号）

（他の法律の規定によつて購入者等の利益を保護することができると認められる販売又は役務の提供）

第五条 法第二十六条第一項第八号ニの政令で定める販売又は役務の提供は、別表第二に掲げる販売又は役務の提供とする。

別表第二（第五条、第五条の二関係）

一 軌道法（大正十年法律第七十六号）第四条に規定する軌道経営者が同法第三条に規定する事業として行う役務の提供

二 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第二条第一項の免許を受けた無尽会社が行う同法第一条に規定する役務の提供及び同法第三十五条の二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた同項に規定する金融機関が行う同項に規定する役務の提供又は同項に規定する事業若しくは業務として行う役務の提供及び同法第十二条の二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供

四 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第九十二条の四第一項において準用する同条第

二項の規定により読み替えられた銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供（同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）及び農業協同組合法第九十二条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第五項第一号に規定する役務の提供

五 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十六項に規定する信用格付業者が行う同条第三十五項に規定する商品の販売又は役務の提供、同法第三十五条第一項に規定する金融商品取引業者が行う同項に規定する役務の提供（同項第五号、第六号、第九号から第十二号まで及び第十五号に掲げるもの並びに同法第二条第八項に規定する金融商品取引業として行うものを除く。）又は同法第三十五条第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供及び同法第五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第十一項に規定する役務の提供

六 公認会計士が行う公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第二条第一項又は第二項に規定する役務の提供、同法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士が行う同法第二条第一項又は第二項に規定する役務の提供及び同法第三十四条の二の二第一項に規定する監査法人が同法第三十四条の五に規定する業務として行う役務の提供（同条第二号に掲げるものを除く。）

七 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百一十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第二百一十一条の四第一項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供（同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）及び水産業協同組合法第二百一十一条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第五項第一号に規定する役務の提供

七の二 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第六十九条の二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第六項第一号に規定する役務の提供

八 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）

九 海上運送法第三条第一項の許可を受けた同法第八条第一項に規定する一般旅客定期航路事業者が同法第二条第五項に規定する事業として行う役務（同法第十九条の四第一項に規定する事業として行う役務を除く。）の提供及び同法第二十一条第一項の許可を受けた同法第二十一条の二に規定する旅客不定期航路事業者が同法第二十一条第一項に規定する事業として行う役務の提供

十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十六号に規定する放送事業者が行う同条第一号に規定する役務の提供

十一 司法書士が行う司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第一項に規定する役務の提供及び同法第二十六条に規定する司法書士法人が同法第二十九条第一項に規定する業務として行う役務の提供

- 十二 土地家屋調査士が行う土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第一項に規定する役務の提供及び同法第二十六条に規定する土地家屋調査士法人が同法第二十九条第一項に規定する業務として行う役務の提供
- 十三 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者が行う同条第二十二項に規定する商品の販売又は役務の提供及び同条第二十九項に規定する商品先物取引仲介業者が行う同条第二十八項に規定する役務の提供
- 十四 行政書士が行う行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第一条の二第一項又は第一条の三に規定する役務の提供及び同法第十三条の三に規定する行政書士法人が同法第十三条の六に規定する業務として行う役務の提供
- 十五 道路運送法第四条第一項の許可を受けた同法第九条第六項第三号に規定する一般旅客自動車運送事業者が同法第三条第一号に規定する事業として行う役務の提供
- 十六 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第七十八条第四項に規定する自動車分解整備事業者が行う自動車の点検又は整備
- 十七 税理士が行う税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条第一項若しくは第二項又は第二条の二第一項に規定する役務の提供及び同法第四十八条の二に規定する税理士法人が同法第四十八条の五に規定する業務として行う役務の提供又は同法第四十八条の六に規定する役務の提供
- 十八 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）及び信用金庫法第八十五条の四第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供
- 十九 内航海運業法（昭和二十七年法律第五十一号）第七条第一項に規定する内航海運業者が行う同法第二条第二項に規定する役務の提供
- 二十 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行が行う同法第六条第一項から第三項まで若しくは第八条に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同法第六条第二項若しくは第三項若しくは第六条の二に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）及び長期信用銀行法第十六条の八第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供
- 二十一 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二百二条第一項に規定する本邦航空運送事業者が行う同法第二条第十八項に規定する役務の提供、同法第二百二十六条第一項に規定する外国人国際航空運送事業者が行う同法第二百二十九条第一項に規定する役務の提供及び同法第三百十条の二の許可を受けた者が行う同条に規定する役務の提供

二十二 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第九十四条第三項において準用する同条第四項の規定により読み替えられた銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣及び厚生労働大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）及び労働金庫法第八十九条の五第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供

二十三 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第七条第一項に規定する倉庫業者が行う同法第二条第二項に規定する役務の提供

二十四 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第一百五十五条に規定する国民年金基金が行う同法第二百二十八条第一項に規定する役務の提供

二十五 割賦販売法（昭和三十六年法律第五百五十九号）第三十条第一項に規定する包括信用購入あつせん業者が行う同法第二条第三項に規定する役務の提供及び同法第三十五条の三の二第一項に規定する個別信用購入あつせん業者が行う同法第二条第四項に規定する役務の提供

二十六 社会保険労務士が行う社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項に規定する役務の提供及び同法第二十五条の六に規定する社会保険労務士法人が同法第二十五条の九第一項に規定する業務として行う役務の提供

二十七 積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百一十一号）第二条第四号に規定する積立式宅地建物販売業者が行う同条第二号に規定する商品の販売又は役務の提供

二十八 削除

二十九 銀行法第二条第一項に規定する銀行が行う同法第十条第一項若しくは第二項に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同項、同法第十一条若しくは第十二条に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第二条第十五項に規定する銀行代理業者が行う同法第十四項に規定する役務の提供又は同法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）同法第二条第十七項に規定する指定紛争解決機関が行う同法第二十一項に規定する役務の提供及び同法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店が行う同法第十条第一項若しくは第二項に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同項、同法第十一条若しくは第十二条に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供

三十 削除

三十一 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者が行う同条第一項に規定する役務の提供及び同法第十八項に規定する指定紛争解決機関が行う同法第二十二項に規定する役務の提供

三十二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者が行う同条第四号に規定する役務の提供

三十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第七条第一項に規定する鉄道事業者が同法第二条第一項に規定する事業として行う役務の提供及び同法第三十四条の二第一項に規定する索道事業者が行う同法第二条第五項に規定する役務の提供

三十四 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第七条第一項に規定する第一種貨物利用運送事業者が行う同法第二条第七項に規定する役務の提供及び同法第二十四条第一項に規定する第二種貨物利用運送事業者が行う同法第二条第八項に規定する役務の提供

三十五 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者が行う同法第二条第二項に規定する役務の提供及び同法第三十六条第一項に規定する貨物軽自動車運送事業者が行う同法第二条第四項に規定する役務の提供

三十六 削除

三十七 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第四項に規定する商品投資顧問業者が行う同条第三項に規定する役務の提供

三十八 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者が行う同条第四項に規定する役務の提供

三十九 保険業法第二条第二項に規定する保険会社が行う同法第九十七条第一項、第九十八条第一項若しくは第九十九条第二項（同法第二条第三項に規定する生命保険会社にあつては、同法第九十七条第一項、第九十八条第一項又は第九十九条第二項若しくは第三項）に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同法第九十八条第一項、第九十九条第一項若しくは第二項若しくは第百条に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第二条第七項に規定する外国保険会社等（以下この号において単に「外国保険会社等」という。）が行う同法第九十九条において準用する同法第九十七条第一項、第九十八条第一項若しくは第九十九条第二項（同法第二条第八項に規定する外国生命保険会社等にあつては、同法第九十九条において準用する同法第九十七条第一項、第九十八条第一項又は第九十九条第二項若しくは第三項）に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同法第九十九条において準用する同法第九十八条第一項、第九十九条第一項若しくは第二項若しくは第百条に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者が同法第二百七十二条の十一第一項又は第二項に規定する事業又は業務として行う商品の販売又は役務の提供、同法第二条第二十五項に規定する保険仲立人が行う同項に規定する役務の提供、同条第二十八項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第四十項に規定する役務の提供、同法第二百四十条第一項の規定により外国保険会社等とみなされる同法第二百十九条第一項に規定する引受社員（同法第二百二十三条第一項に規定する免許特定法人（以下この号において単に「免許特定法人」という。）の社員である者に限る。以下この号において同じ。）が行う同法第九十九条において準用する同法第九十七条第一項、第九十八条第一項若しくは第九十九条第二項（同法第二百十九条第四項に規定する特定生命保険業免許を受けた免許特定法人の引受社員にあつては、同法第九十九条において準用する同法第九十七条第一項、第九十八条第一項又は第九十九条第二項若しくは第三項）に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同法第九十九条において準用する同法第九十八条第一項、第九十九条第一項若しくは第二項若しくは第百条に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供及び同法第二百七十六条に規定する特定保険募集人（同法第二条第十九項に規定する生命保険会社の役員若しくは使用人又はこれらの者の使用人、同項に規定

する生命保険会社の委託を受けた者の役員又は使用人、同条第二十二項に規定する少額短期保険業者の役員又は使用人及び同項に規定する少額短期保険業者の委託を受けた者の役員又は使用人である者を除く。)が行う同法第二条第二十六項に規定する役務の提供

四十 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社が行う同条第二項に規定する役務の提供、同法第二百八条第一項に規定する特定譲渡人が行う同項に規定する役務の提供及び同法第二百二十四条に規定する原委託者が行う同法第二百八十六条第一項に規定する役務の提供

四十一 弁理士が行う弁理士法(平成十二年法律第四十九号)第四条、第五条第一項、第六条又は第六条の二第一項に規定する役務の提供及び同法第三十七条に規定する特許業務法人が行う同法第四十条に規定する業務として行う役務の提供又は同法第四十一条に規定する役務の提供

四十二 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)第二条第二項に規定する自動車運転代行業者が行う同条第一項に規定する役務の提供

四十三 削除

四十四 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第九十五条の四第一項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供(同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。)及び農林中央金庫法第九十五条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第二項に規定する役務の提供

四十五 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号)第二条第四号に規定する認証紛争解決事業者が行う同条第三号に規定する役務の提供

四十六 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第二項に規定する信託会社が行う同条第一項若しくは第三項に規定する役務の提供又は同法第二十一条第一項若しくは第二項に規定する事業若しくはは業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第二条第六項に規定する外国信託会社が行う同条第一項若しくは第三項に規定する役務の提供又は同法第六十三条第二項において準用する同法第二十一条第一項若しくは第二項に規定する事業若しくはは業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第二条第九項に規定する信託契約代理店が行う同条第八項に規定する役務の提供及び同条第十項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第十四項に規定する役務の提供

四十七 株式会社商工組合中央金庫が行う株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二十一条第一項、第三項、第四項若しくは第七項若しくは第三十三条に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同法第二十一条第四項若しくは第七項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供

四十八 電子記録債権法(平成十九年法律第百二号)第二条第二項に規定する電子債権記録機関が同法第五十七条に規定する事業又は業務として行う役務の提供

四十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第一項に規定する前払式支払手段発行者が行う同法第三条第一項に規定する商品（当該前払式支払手段発行者が発行するものに限る。）の販売又は役務の提供、同法第二条第三項に規定する資金移動業者が行う同条第二項に規定する商品の販売又は役務の提供及び同条第八項に規定する指定紛争解決機関が行う同法第九十九条第一項各号列記以外の部分に規定する役務の提供